

別紙様式第1号（中間業務報告書）パブリックコメント用

改正後	現行
(参考) 別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	(参考) 別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)
<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p>第 期 中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p>株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業概況書</p> <p>1 事業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 会社役員及び職員の増減</p> <p>4 株主の状況</p> <p>5 貸倒引当金の状況</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>第4 中間株主資本等変動計算書</p> <p>第5 中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て</p>	<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p>第 期 中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p>株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業概況書</p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 株主の状況</p> <p>5 貸倒引当金の状況</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>第4 中間キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p>

改正後

現行

小数点第2位までを記載すること。

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書
 (年 月 日まで)

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間営業概況書
 (年 月 日まで)

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

3 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	執 行 役		
職 員	計		
	事 務 系		

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
役 員			
(うち執行役員)	()	()	()
(うち非常勤役員)	()	()	()
(定数)	()	()	()
執 行 役			
職 員	事 務 系		
	(うち執行役員)	()	()
	庶 務 系		
員	計		

改正後			
員	庶務系		
	計		
	合計		

(記載上の注意)

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 _____ 人

2 会計参加が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数 _____ 人

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主（名）		
計（名）		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に10名を記載すること。

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	繰入額 (△純取崩額)	当中間期 末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					

現行			
合	計		

(記載上の注意)

1 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数（委員会等設置会社にあつては、取締役（執行役を兼務する者を含む。）の員数）を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における執行役を兼務する取締役 _____ 人

2 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。

3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）数については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員 _____ 人

5 取締役又は職員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載すること。

取締役又は職員と兼務していない執行役員 _____ 人

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主（名）		
計（名）		100

(記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	繰入額 (△純取崩額)	当中間期 末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					

改正後				
うち有税分				
合計				

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 無税 百万円
有税 百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金					
その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他利益剰余金			(D)		
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額のれん	△	△	控除項目不算入額	△	△
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			控除項目計(E)		
繰延税金資産の控除金額	△	△	自己資本額(D-E)(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照					

現行				
合計				

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 無税 百万円
有税 百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式払込金			準補完的項目(C)		
資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)		
任意積立金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
中間未処分利益			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自己株式払込金			基本的項目(A)		
自己株式	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
営業権相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		
基本的項目(A)			土地の再評価額と再評		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照					

改正後					
表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)		
期限付劣後債務及び期限付優先株			(参考) マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位:百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他資本剰余金					
利益準備金					
その他利益剰余金					
その他					
自己株式	△	△	控除項目不算入額	△	△
自己株式申込証拠金			控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
新株予約権			資産(オン・バランス)項目		
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△	オフ・バランス取引項目		
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有す					

現行					
価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)		
期限付劣後債務及び期限付優先株			(参考) マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位:百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式払込金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他資本剰余金					
利益準備金					
任意積立金					
中間未処分利益					
その他			控除項目不算入額	△	△
その他有価証券の評価差損	△	△	控除項目計(D)		
自己株式払込金			自己資本額(C-D)(E)		
自己株式	△	△	資産(オン・バランス)項目		
営業権相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	オフ・バランス取引項目		
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					

改正後						現行					
る株式等						償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等						負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株						期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
<p>1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。</p> <p>3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p>						<p>1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。</p> <p>3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p>					

改正後

現行

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		〇 〇 積 立 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
動 産 不 動 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	特 別 法 上 の 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 減	
		少 差 益	
		自 己 株 式 処 分 差 益	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		任 意 積 立 金	
		中 間 未 処 分 利 益	

改正後	
	自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容

現行	
	(又は中間未処理損失) 中間純利益 (又は中間純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計 △
資産の部合計	負債及び資本の部合計

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- (7) 退職給付引当金の計上方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 当中間期末に係る商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額

改正後	現行
<p>(4) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1号から第3号までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(5) <u>有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</u></p> <p>(6) <u>貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</u></p> <p>(7) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(8) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(9) <u>資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</u></p> <p>(10) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p>(11) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</u></p> <p>(12) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p>(13) <u>子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</u></p> <p>(14) <u>次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</u> ① <u>繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</u> ② <u>繰延税金負債</u></p> <p>(15) <u>資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</u></p> <p>(16) <u>重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</u></p> <p>(17) <u>会社計算規則第186条第1号に規定する額（同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）</u></p> <p>(18) <u>会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第186条第4号に規定する額</u></p> <p>(19) <u>当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</u></p> <p>(20) <u>以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p>	<p>(17) <u>取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</u></p> <p>(18) <u>取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p>(19) <u>重要な係争事件に係る損害賠償義務。</u></p> <p>(20) <u>資産が担保に供されているときは、その内容。</u></p> <p>(21) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(22) <u>以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p>

改正後

- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 第 期中 (年 月 日から) 中間損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
営 業 経 費	× × ×
そ の 他 経 常 費 用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
(又は経常損失)	
特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
税 引 前 中 間 純 利 益	× × ×
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	× × ×
法 人 税 等 調 整 額	× × ×
中 間 純 利 益	× × ×
(又は中間純損失)	

現行

第3 第 期中 (年 月 日から) 中間損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
営 業 経 費	× × ×
そ の 他 経 常 費 用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
(又は経常損失)	
特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
税 引 前 中 間 純 利 益	× × ×
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	× × ×
法 人 税 等 調 整 額	× × ×
中 間 純 利 益	× × ×
(又は中間純損失)	
前 期 繰 越 利 益	× × ×

改正後	現行	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。</p> <p>3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>	<p>(又は前期繰越損失)</p> <p>・ ・ ・ 積立金取崩額</p> <p>利益準備金取崩額</p> <p>中間未処分利益</p> <p>(又は中間未処理損失)</p>	<p>× × ×</p> <p>× × ×</p> <p>× × ×</p>
	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。</p> <p>3 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>4 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>	

現行

第4 第 期中
 年 月 日から
 年 月 日まで
 中間株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

平成 年月 日 終 高 (円)	資本剰余金				利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	評価・換算差額等				新株予約権 合計	純資産 合計		
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再 評価差 額金			評価・換 算差額 等合計	新株予 約権
					繰越 利益剰余金	繰越 利益剰余金										
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		
中間会計期間中の変動額																
新株の発行	XXX			XXX				XXX						XXX		
剰余金の配当					XXX			- XXX						- XXX		
中間純利益						XXX		XXX						XXX		
自己株式の処分							XXX							XXX		
.....																
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額(細額)									XXX		XXX		XXX	XXX		
中間会計期間中の変動 額合計 (円)	XXX	XXX	-	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		
平成 年月 日 終 高 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		

改正後

(記載上の注意)
 1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じた場合は、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 2. 株主資本の変動事由及び残余の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
 3. 株主資本以外の科目については、中間事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び残余の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
 4. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、直前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの変動額を注記すること。
 5. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、直前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの変動額を注記すること。
 6. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

改正後	
第5 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間キャッシュ・フロー計算書	
〔直接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
<u>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</u>	
<u>V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>	
<u>VI 現金及び現金同等物の期首残高</u>	
<u>VII 現金及び現金同等物の中間期末残高</u>	

現行	
第4 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間キャッシュ・フロー計算書	
(直接法により表示する場合) (単位：百万円)	
科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
<u>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</u>	
<u>V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>	
<u>VI 現金及び現金同等物の期首残高</u>	
<u>VII 現金及び現金同等物の中間期末残高</u>	
(記載上の注意)	

改正後	
(記載上の注意)	
<p>1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。</p> <p>2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>	
〔間接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	

現行	
<p>1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。</p> <p>2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>	
〔間接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	

改正後		現行	
.....		財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額		V現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
V現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		VI現金及び現金同等物の期首残高	
VI現金及び現金同等物の期首残高		VII現金及び現金同等物の中間期末残高	
VII現金及び現金同等物の中間期末残高			
（記載上の注意） 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		（記載上の注意） 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第1号の2（中間業務報告書（特定取引勘定設置行用））パブリックコメント用

改正後	現行
<p>参考) 別紙様式第1号の2（第18条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 ⎓ ⎓</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>第1 中間事業概況書</u></p> <p>1 事業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 会社役員及び職員の増減</p> <p>4 株主の状況</p> <p>5 貸倒引当金の状況</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>第2 中間貸借対照表</u></p> <p><u>第3 中間損益計算書</u></p> <p><u>第4 中間株主資本等変動計算書</u></p> <p><u>第5 中間キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、</p>	<p>参考) 別紙様式第1号の2（第18条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 ⎓ ⎓</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>第1 中間営業概況書</u></p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 株主の状況</p> <p>5 貸倒引当金の状況</p> <p>6 自己資本比率の状況</p> <p><u>第2 中間貸借対照表</u></p> <p><u>第3 中間損益計算書</u></p> <p><u>第4 中間キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p>

改正後

当該単位未満は切り捨てること。

4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書
(年 月 日まで)

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

3 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	執 行 役		
	計		
職 事 務 系			

現行

4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間営業概況書
(年 月 日まで)

1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
役 員			
(うち執行役員)	()	()	()
(うち非常勤役員)	()	()	()
(定数)	()	()	()
執 行 役			
職 事 務 系			

改正後			
員	庶務系		
	計		
	合計		

(記載上の注意)

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 _____ 人

2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数 _____ 人

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主（名）		
計（名）		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に10名を記載すること。

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	繰入額 (△純取崩額)	当中間期 末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					

現行			
員	計		
	合計		

(記載上の注意)

1 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数（委員会等設置会社にあつては、取締役（執行役を兼務する者を含む。）の員数）を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における執行役を兼務する取締役 _____ 人

2 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。

3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）数については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員 _____ 人

5 取締役又は職員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載すること。

取締役又は職員と兼務していない執行役員 _____ 人

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主（名）		
計（名）		100

(記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	繰入額 (△純取崩額)	当中間期 末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
合計					

改正後				
合 計				
(記載上の注意)				
個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。				
個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円		
	有税	百万円		

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目 (C)		
資 本 準 備 金					
その 他 資 本 剰 余 金					
利 益 準 備 金			自己資本総額 (A + B + C)		
その 他 利 益 剰 余 金			(D)		
そ の 他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新 株 予 約 権			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
営 業 権 相 当 額	△	△			
の れ ん	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
繰延税金資産の控除金額	△	△	控 除 項 目 計 (E)		
基 本 的 項 目 (A)			自己資本額 (D - E) (F)		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額					

現行				
合 計				
(記載上の注意)				
個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。				
個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円		
	有税	百万円		

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式払込金			準 補 完 的 項 目 (C)		
資 本 準 備 金					
その 他 資 本 剰 余 金			自己資本総額 (A + B + C)		
利 益 準 備 金			(D)		
任 意 積 立 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
中 間 未 処 分 利 益					
そ の 他			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
自 己 株 式 払 込 金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自 己 株 式	△	△			
営 業 権 相 当 額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			控 除 項 目 不 算 入 額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	控 除 項 目 計 (E)	△	△
基 本 的 項 目 (A)			自己資本額 (D - E) (F)		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額					

改正後					
の45%			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(G)		
負債性資本調達手段			(参考)マーケット・リスク相当額		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他資本剰余金					
利益準備金					
その他利益剰余金					
その他					
自己株式	△	△	控除項目不算入額	△	△
自己株式申込証拠金			控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
新株予約権					
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)			資産(オン・バランス)項目		
償還を行う蓋然性を有する株式等			オフ・バランス取引項目		

現行					
価額の合計額を控除した額の45%			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計(G)		
負債性資本調達手段等			(参考)マーケット・リスク相当額		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式払込金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他資本剰余金					
利益準備金					
任意積立金					
中間未処分利益					
その他			控除項目不算入額	△	△
その他有価証券の評価差損	△	△	控除項目計(D)		
自己株式払込金			自己資本額(C-D)(E)		
自己株式	△	△			
営業権相当額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	オフ・バランス取引項目		
基本的項目(A)			リスク・アセット等計(F)		
償還を行う蓋然性を有する株式等					

改正後					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			リスク・アセット等計 (F)		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

現行					
する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

改正後

現行

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
有 形 固 定 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	特 別 法 上 の 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		○ ○ 積 立 金	

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
動 産 不 動 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 負 債	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		役 員 賞 与 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	退 職 給 付 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 減 少 差 益	
		自 己 株 式 処 分 差 益	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		任 意 積 立 金	

改正後		現行	
	繰越利益剰余金 自己株式 △		中間未処分利益 (又は中間未処理損失)
	自己株式申込証拠金		中間純利益 (又は中間純損失)
	株主資本合計		土地再評価差額金
	その他有価証券評価差額金		株式等評価差額金
	繰延ヘッジ損益		自己株式払込金
	土地再評価差額金		自己株式 △
	評価・換算差額等合計		資本の部合計
	新株予約権		
	純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び資本の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

(4) 動産不動産の減価償却の方法

(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(6) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

(7) 退職給付引当金の計上方法

(8) ヘッジ会計の方法

(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(11) その他採用した重要な会計方針

(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(16) 当中間期末に係る商法施行規則第124条第1項に規定する超過額及び同条第3号に

改正後	現行
<p>務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1号から第3号までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(5) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(12) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(13) 子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(14) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</p> <p>② 繰延税金負債</p> <p>(15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(17) 会社計算規則第186条第1号に規定する額（同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）</p> <p>(18) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第186条第4号に規定する額</p> <p>(19) 当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該</p>	<p>規定する純資産額</p> <p>(17) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(18) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。</p> <p>(20) 資産が担保に供されているときは、その内容。</p> <p>(21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>

改正後

現行

事象

(20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 第 期中 (年 月 日から) 中間損益計算書
 (年 月 日まで)

第3 第 期中 (年 月 日から) 中間損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
特 定 取 引 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
営 業 経 費	× × ×
そ の 他 経 常 費 用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
(又は経常損失)	
特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
税 引 前 中 間 純 利 益	× × ×
(又は税引前中間純損失)	

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
特 定 取 引 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
営 業 経 費	× × ×
そ の 他 経 常 費 用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
(又は経常損失)	
特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
税 引 前 中 間 純 利 益	× × ×
(又は税引前中間純損失)	

改正後		現行	
法人税、住民税及び事業税	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×	法人税等調整額	× × ×
中間純利益	× × ×	中間純利益	× × ×
(又は中間純損失)		(又は中間純損失)	
<u>(記載上の注意)</u>		<u>(記載上の注意)</u>	
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	
2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。		2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。	
3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		3 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。	
		4 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
		前期繰越利益	× × ×
		(又は前期繰越損失)	
		・ ・ ・ 積立金取崩額	× × ×
		利益準備金取崩額	× × ×
		中間未処分利益	× × ×
		(又は中間未処理損失)	

現行

第 4 第 〇 期中
 年 月 日から
 年 月 日まで
 中間株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

改正後	株主資本										評価・換算差額等					
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再 評価差 額金	評価・換 算差額 等合計	新株予 約権	純資産 合計		
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	繰越 利益剰余金									繰越 利益 剰余金 合計	繰越 利益 剰余金
平成 年 月 日終焉 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		
中間会計期間中の変動額																
新株の発行	XXX			XXX			XXX							XXX		
剰余金の配当					XXX		-	XXX						- XXX		
中間純利益						XXX		XXX						XXX		
自己株式の処分							XXX							XXX		
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額(細額)								XXX		XXX		XXX		XXX		
中間会計期間中の変動 額合計 (円)	XXX	XXX	-	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	- XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		
平成 年 月 日終焉 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		

(記載上の注意)
 1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じた場合は、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 2. 株主資本の変動事由及び余剰の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
 3. 株主資本以外の科目については、中間事業年度中の変動額を、変動事由として記載することができる。この場合には、科目ごとのそれ
 4. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、直前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれ
 5. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、直前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれ
 6. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

改正後	
第5 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間キャッシュ・フロー計算書	
〔直接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
<u>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</u>	
<u>V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>	
<u>VI 現金及び現金同等物の期首残高</u>	
<u>VII 現金及び現金同等物の中間期末残高</u>	
（記載上の注意）	

現行	
第4 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間キャッシュ・フロー計算書	
〔直接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
<u>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</u>	
<u>V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>	
<u>VI 現金及び現金同等物の期首残高</u>	
<u>VII 現金及び現金同等物の中間期末残高</u>	
（記載上の注意）	

改正後

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	

現行

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	

改正後		現行	
<u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
<u>IV現金及び現金同等物に係る換算差額</u>		<u>IV現金及び現金同等物に係る換算差額</u>	
<u>V現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>		<u>V現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>	
<u>VI現金及び現金同等物の期首残高</u>		<u>VI現金及び現金同等物の期首残高</u>	
<u>VII現金及び現金同等物の中間期末残高</u>		<u>VII現金及び現金同等物の中間期末残高</u>	
<u>（記載上の注意）</u>		<u>（記載上の注意）</u>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。</u> 2 <u>現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</u> 3 <u>法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u> 		<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。</u> 2 <u>現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</u> 3 <u>法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u> 	

別紙様式第2号（中間業務報告書（外国銀行支店））パブリックコメント用

改正後	現行
(参考) 別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	(参考) 別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)
<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="font-size: 2em;">(</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p style="font-size: 2em;">)</p> <p>銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 氏 名 印 _____</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業概況書</p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書</p>	<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="font-size: 2em;">(</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p style="font-size: 2em;">)</p> <p>銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 氏 名 印 _____</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業概況書</p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間営業概況書</p>

改正後

現行

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(△)
支	店											
出	張											
	所											
	計											

2 営業所等の増減

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(△)
支	店											
出	張											
	所											
	計											

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(△)
銀	行											
代	理											
業	者											
	銀行代理業を営む											
	営業所又は事務所											

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(△)
銀	行											
代	理											
業	者											
	銀行代理業を営む											
	営業所又は事務所											

3 役職員の増減

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(△)
本	国											
か	ら											
の	派											
遣	職											
員												
本	邦											
役	付											
職	員											
本	邦											
一	般											
職	員											
事	務											
系												
庶	務											
系												
	計											
合	計											

3 役職員の増減

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(△)
本	国											
か	ら											
の	派											
遣	職											
員												
本	邦											
役	付											
職	員											
本	邦											
一	般											
職	員											
事	務											
系												
庶	務											
系												
	計											
合	計											

4 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割合
		%
その他の株主又は持分を 保有する者(名)		
計(名)		100

4 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割合
		%
その他の株主又は持分を 保有する者(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い10名を記載

(記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い10名を記載

改正後

現行

すること。

すること。

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		そ の 他 負 債	
外 国 為 替		賞 与 引 当 金	
そ の 他 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾	
支 払 承 諾 見 返		本 支 店 勘 定	
貸 倒 引 当 金	△	負 債 の 部 合 計	
本 支 店 勘 定		(純 資 産 の 部)	
		利 益 準 備 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		そ の 他 負 債	
そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金	
動 産 不 動 産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金	△	支 払 承 諾	
本 支 店 勘 定		本 支 店 勘 定	
		小 計	
		利 益 準 備 金	
		中 間 未 処 分 利 益	
		(又 は 中 間 未 処 理 損 失)	
		中 間 純 利 益	
		(又 は 中 間 純 損 失)	
		株 式 等 評 価 差 額 金	
		小 計	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

改正後

- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (3) 有形固定資産の減価償却の方法
 - (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - (5) 貸倒引当金の計上方法
 - (6) 退職給付引当金の計上方法
 - (7) リース取引の処理方法
 - (8) ヘッジ会計の方法
 - (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - (11) その他採用した重要な会計方針
 - (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
 - (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
 - (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
 - (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
 - (19) 資産が担保に供されているときは、その内容。
 - (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
 - (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第3

$$\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$$

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×

現行

- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (3) 動産不動産の減価償却の方法
 - (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - (5) 貸倒引当金の計上方法
 - (6) 退職給付引当金の計上方法
 - (7) ヘッジ会計の方法
 - (8) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - (9) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - (10) その他採用した重要な会計方針
 - (11) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - (12) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - (13) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
 - (14) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (15) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
 - (16) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
 - (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
 - (18) 資産が担保に供されているときは、その内容。
 - (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
 - (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第3

$$\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$$

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×

改正後		現行	
資金運用収益	× × ×	資金運用収益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)	(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)	(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役員取引等収益	× × ×	役員取引等収益	× × ×
その他業務収益	× × ×	その他業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×	その他経常収益	× × ×
経常費用	× × ×	経常費用	× × ×
資金調達費用	× × ×	資金調達費用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)	(うち預金利息)	(× × ×)
役員取引等費用	× × ×	役員取引等費用	× × ×
その他業務費用	× × ×	その他業務費用	× × ×
営業経費	× × ×	営業経費	× × ×
その他経常費用	× × ×	その他経常費用	× × ×
経常利益	× × ×	経常利益	× × ×
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	× × ×	特別利益	× × ×
特別損失	× × ×	特別損失	× × ×
税引前中間純利益	× × ×	税引前中間純利益	× × ×
(又は税引前中間純損失)		(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×	法人税等調整額	× × ×
中間純利益	× × ×	中間純利益	× × ×
(又は中間純損失)		(又は中間純損失)	
前期繰越利益剰余金	× × ×	前期繰越利益	× × ×
利益準備金積立額		(又は前期繰越損失)	
本店への送金	× × ×	利益準備金積立額	
(本店からの補てん金)		利益準備金取崩額	
中間繰越利益剰余金	× × ×	本店への送金	× × ×
		(本店からの補てん金)	
(記載上の注意)		中間未処分利益	× × ×
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		(又は中間未処理損失)	
2 本部経費負担額を注記すること。		(記載上の注意)	
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。		1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	
(1) 直接経費(派遣職員給与等)		2 本部経費負担額を注記すること。	
(2) 間接経費割当額		なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。	
3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		(1) 直接経費(派遣職員給与等)	
		(2) 間接経費割当額	
		3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第2号の2（中間業務報告書（特定取引勘定届出外国銀行支店用））パブリックコメント用

改正後	現行
(参考) 別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	(参考) 別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)
<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="font-size: 2em;">〔</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p style="font-size: 2em;">〕</p> <p>銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 氏 _____ 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業概況書</p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 〔</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">〕 中間事業概況書</p>	<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="font-size: 2em;">〔</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p style="font-size: 2em;">〕</p> <p>銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">銀行 _____ 支店</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 氏 _____ 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業概況書</p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>第2 中間貸借対照表</p> <p>第3 中間損益計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 〔</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">〕 中間営業概況書</p>

改正後																																						
<p>1 事業の概要 (記載上の注意) 主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。</p>																																						
<p>2 営業所等の増減</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:10%;">分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 中 間 期 末</th> <th style="width:10%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支</td> <td>店</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>張 所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:10%;">分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 中 間 期 末</th> <th style="width:10%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀 行 代 理 業 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>銀行代理業を営む 営業所又は事務所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)	支	店				出	張 所				計					区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)	銀 行 代 理 業 者						銀行代理業を営む 営業所又は事務所			
区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)																																		
支	店																																					
出	張 所																																					
計																																						
区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)																																		
銀 行 代 理 業 者																																						
	銀行代理業を営む 営業所又は事務所																																					
<p>3 役職員の増減</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:10%;">分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 中 間 期 末</th> <th style="width:10%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">本国からの派遣職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">本邦 役付職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">本邦一般職員</td> <td>事 務 系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庶 務 系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)	本国からの派遣職員					本邦 役付職員					本邦一般職員	事 務 系				庶 務 系				計				合 計						
区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)																																		
本国からの派遣職員																																						
本邦 役付職員																																						
本邦一般職員	事 務 系																																					
	庶 務 系																																					
	計																																					
合 計																																						
<p>4 株主又は持分を保有する者の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">氏名又は名称</th> <th style="width:30%;">所有する株式数又は出資額</th> <th style="width:10%;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の株主又は持分を 保有する者 (名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 (名)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 所有する株式数 (単位:千株) 又は出資額 (単位:百万円) の多い順序に従い 10 名を記載すること。</p>				氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割 合			%	その他の株主又は持分を 保有する者 (名)			計 (名)		100																							
氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割 合																																				
		%																																				
その他の株主又は持分を 保有する者 (名)																																						
計 (名)		100																																				

現行																																						
<p>1 営業の概要 (記載上の注意) 主要勘定の増減の事由その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。</p>																																						
<p>2 営業所等の増減</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:10%;">分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 中 間 期 末</th> <th style="width:10%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支</td> <td>店</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出</td> <td>張 所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:10%;">分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 中 間 期 末</th> <th style="width:10%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀 行 代 理 業 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>銀行代理業を営む 営業所又は事務所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)	支	店				出	張 所				計					区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)	銀 行 代 理 業 者						銀行代理業を営む 営業所又は事務所			
区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)																																		
支	店																																					
出	張 所																																					
計																																						
区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)																																		
銀 行 代 理 業 者																																						
	銀行代理業を営む 営業所又は事務所																																					
<p>3 役職員の増減</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:10%;">分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 中 間 期 末</th> <th style="width:10%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">本国からの派遣職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">本邦 役付職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">本邦一般職員</td> <td>事 務 系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庶 務 系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)	本国からの派遣職員					本邦 役付職員					本邦一般職員	事 務 系				庶 務 系				計				合 計						
区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)																																		
本国からの派遣職員																																						
本邦 役付職員																																						
本邦一般職員	事 務 系																																					
	庶 務 系																																					
	計																																					
合 計																																						
<p>4 株主又は持分を保有する者の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">氏名又は名称</th> <th style="width:30%;">所有する株式数又は出資額</th> <th style="width:10%;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の株主又は持分を 保有する者 (名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 (名)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 所有する株式数 (単位:千株) 又は出資額 (単位:百万円) の多い順序に従い 10 名を記載すること。</p>				氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割 合			%	その他の株主又は持分を 保有する者 (名)			計 (名)		100																							
氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割 合																																				
		%																																				
その他の株主又は持分を 保有する者 (名)																																						
計 (名)		100																																				

改正後

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		そ の 他 負 債	
そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返		支 払 承 諾	
貸 倒 引 当 金	△	本 支 店 勘 定	
本 支 店 勘 定		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		利 益 準 備 金	
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

現行

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
動 産 不 動 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債	
本 支 店 勘 定		支 払 承 諾	
		本 支 店 勘 定	
		小 計	
		利 益 準 備 金	
		中 間 未 処 分 利 益	
		(又 は 中 間 未 処 理 損 失)	
		中 間 純 利 益	
		(又 は 中 間 純 損 失)	
		株 式 等 評 価 差 額 金	
		小 計	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

- 改正後
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (3) 有形固定資産の減価償却の方法
 - (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - (5) 貸倒引当金の計上方法
 - (6) 退職給付引当金の計上方法
 - (7) リース取引の処理方法
 - (8) ヘッジ会計の方法
 - (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - (11) その他採用した重要な会計方針
 - (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
 - (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
 - (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
 - (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
 - (19) 資産が担保に供されているときは、その内容。
 - (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
 - (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第3 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)

- 現行
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (3) 動産不動産の減価償却の方法
 - (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - (5) 貸倒引当金の計上方法
 - (6) 退職給付引当金の計上方法
 - (7) ヘッジ会計の方法
 - (8) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - (9) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - (10) その他採用した重要な会計方針
 - (11) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - (12) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - (13) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
 - (14) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (15) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
 - (16) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
 - (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。
 - (18) 資産が担保に供されているときは、その内容。
 - (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
 - (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第3 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)

改正後		現行	
役務取引等収益	× × ×	役務取引等収益	× × ×
特定取引収益	× × ×	特定取引収益	× × ×
その他業務収益	× × ×	その他業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×	その他経常収益	× × ×
経常費用	× × ×	経常費用	× × ×
資金調達費用 (うち預金利息)	× × × (× × ×)	資金調達費用 (うち預金利息)	× × × (× × ×)
役務取引等費用	× × ×	役務取引等費用	× × ×
特定取引費用	× × ×	特定取引費用	× × ×
その他業務費用	× × ×	その他業務費用	× × ×
営業経費	× × ×	営業経費	× × ×
その他経常費用	× × ×	その他経常費用	× × ×
経常利益 (又は経常損失)	× × ×	経常利益 (又は経常損失)	× × ×
特別利益	× × ×	特別利益	× × ×
特別損失	× × ×	特別損失	× × ×
税引前中間純利益 (又は税引前中間純損失)	× × ×	税引前中間純利益 (又は税引前中間純損失)	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×	法人税等調整額	× × ×
中間純利益 (又は中間純損失)	× × ×	中間純利益 (又は中間純損失)	× × ×
前期繰越利益剰余金	× × ×	前期繰越利益	× × ×
利益準備金積立額		(又は前期繰越損失)	
本店への送金 (本店からの補てん金)	× × ×	利益準備金積立額	
中間未処分利益	× × ×	本店への送金 (本店からの補てん金)	× × ×
(記載上の注意)		中間未処分利益 (又は中間未処理損失)	× × ×
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		(記載上の注意)	
2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。		1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	
(1) 直接経費(派遣職員給与等)		2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。	
(2) 間接経費割当額		(1) 直接経費(派遣職員給与等)	
3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		(2) 間接経費割当額	
		3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第3号(業務報告書)パブリックコメント用

改正後	現行
(参考)別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
業 務 報 告 書	業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から) (年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から) (年 月 日まで)
株式会社 銀行	株式会社 銀行
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印	住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次	目 次
第1 事業概況書	第1 営業概況書
1 事業の概要	1 営業の概要
2 営業所等の増減	2 営業所等の増減
3 会社役員及び職員の増減	3 役職員の増減
4 会社役員の略歴及び所有自社株式	4 役員の略歴及び所有自社株式
5 株主の状況	5 株主の状況
6 株主総会の状況	6 株主総会の状況
7 商品有価証券の内訳	7 商品有価証券の内訳
8 有価証券の内訳	8 有価証券の内訳
9 貸出金の担保内訳	9 貸出金の担保内訳
10 貸倒引当金の状況	10 貸倒引当金の状況
11 有形固定資産の内訳	11 動産不動産の内訳
12 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳	12 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
13 自己資本比率の状況	13 自己資本比率の状況
第2 貸借対照表	第2 貸借対照表
第3 損益計算書	第3 損益計算書
第4 株主資本等変動計算書	第4 キャッシュ・フロー計算書
第5 キャッシュ・フロー計算書	第5 利益処分計算書
(記載上の注意)	第6 損失処理計算書
1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。	(記載上の注意)
2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。	1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、	2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

改正後				
職 員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
	合 計			

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 _____ 人
- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。
当期末における出向職員数 _____ 人

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 本表における会社役員は、取締役、監査役及び執行役とする。
- 銀行法第7条第1項による取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	千株	%
その他の株主（ 名 ）		
計（ 名 ）		100

現行				
員 数	庶 務 系			
	計			
	合 計			

(記載上の注意)

- 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数（委員会等設置会社にあつては、取締役（執行役を兼務する者を含む。）の員数）を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における執行役を兼務する取締役 _____ 人
- 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。
当期末における出向職員数 _____ 人
- 取締役又は職員と兼務していない執行役員については、欄外に次のとおり記載すること。
取締役又は職員と兼務していない執行役員 _____ 人

4 役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 銀行法第7条第1項による取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	千株	%
その他の株主（ 名 ）		
計（ 名 ）		100

改正後

(記載上の注意)

持株数の多い順に 30 名を記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商 品 国 債				
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			

現行

(記載上の注意)

持株数の多い順に 30 名を記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商 品 国 債				
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			

改正後

その他の証券			
外国証券			
その他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式会社については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸出金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自行預金		%		
有価証券				
債権				
商品				
不動産				
財団				
その他				
計				
保証				
信用				
合計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

10 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
合計					

現行

その他の証券			
外国証券			
その他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式会社については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸出金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自行預金		%		
有価証券				
債権				
商品				
不動産				
財団				
その他				
計				
保証				
信用				
合計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

10 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
合計					

改正後

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額
 無税 百万円
 有税 百万円

11 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有形固定資産
事業用				
所有				
計				

(記載上の注意)

1 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額
 事業用土地 百万円
 所有土地 百万円

2 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額
 事業用 百万円
 所有 百万円

12 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手形引受		
信用状		
保証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自行預金		%
有価証券		
債権		

現行

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額
 無税 百万円
 有税 百万円

11 動産不動産の内訳

(単位：百万円)

種 類	土 地	建 物	動 産	保証金・権利金
営業用				
所有				
計				

(記載上の注意)

1 建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。

2 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額
 営業用土地 百万円
 所有土地 百万円

3 当期に「土地」、「建物」及び「動産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

土地、建物及び動産に係る減損損失の合計額
 営業用 百万円
 所有 百万円

12 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手形引受		
信用状		
保証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自行預金		%
有価証券		
債権		

改正後			
商	品		
不	動	産	
財	団		
そ	の	他	
計			
保	証		
信	用		
合		計	100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末
資	本			短	期		
	金			劣	後		
	非累積的永久優先株			準	補	—	—
	新株式申込証拠金			完	的		
	資本準備金			項	目		
	その他資本剰余金			(C)			
	利益準備金						
	その他利益剰余金			自己資本総額(A + B + C)			
	その他			(D)			
	自己株式	—	—	他の金融機関の資本調達手			
	自己株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額			
	その他有価証券の評価差損	—	—				
	新株予約権			負債性資本調達手段及び			
	営業権相当額	—	—	これに準ずるもの			
	のれん	—	—	期限付劣後債務及び期			
	繰延税金資産の控除前の			限付優先株並びにこれ			
	[基本的項目]計(上記			らに準ずるもの			
	各項目の合計額)			短期劣後債務及びこれ			
	繰延税金資産の控除金額	—	—	に準ずるもの			
	基本的項目(A)			控除項目不算入額	—	—	
	償還を行う蓋然性を有す			自己資本額(D - E)(F)			
	る株式等						
	海外特別目的会社の発行						

現行			
商	品		
不	動	産	
財	団		
そ	の	他	
計			
保	証		
信	用		
合		計	100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末
資	本			短	期		
	金			劣	後		
	非累積的永久優先株			準	補	—	—
	新株式申込証拠金			完	的		
	資本準備金			項	目		
	その他資本剰余金			(C)			
	利益準備金						
	任意積立金			自己資本総額(A + B + C)			
	次期繰越利益			(D)			
	その他			他の金融機関の資本調達手			
	その他有価証券の評価差損	—	—	段の意図的な保有相当額			
	自己株式申込証拠金						
	自己株式	—	—	負債性資本調達手段及び			
	営業権相当額	—	—	これに準ずるもの			
	企業結合により計上される						
	無形固定資産相当額	—	—	期限付劣後債務及び期限			
	繰延税金資産の控除前の						
	[基本的項目]計(上記			付優先株並びにこれらに			
	各項目の合計額)			準ずるもの			
	繰延税金資産の控除金額	—	—	短期劣後債務及びこれに			
	基本的項目(A)			準ずるもの			
	償還を行う蓋然性を有す						
	る株式等						
	海外特別目的会社の発行						

改正後					
する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(G)		
負債性資本調達手段			(参考)マーケット・リスク相当額		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位:百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他資本剰余金			控除項目不算入額	—	—
利益準備金			控除項目計(D)		
その他利益剰余金			自己資本額(C-D)(E)		
その他					
自己株式	—	—			
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	—	—			
新株予約権					
営業権相当額	—	—			
のれん	—	—			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)					

現行					
行する優先出資証券			控除項目不算入額	—	—
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目計(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	—	—	(参考)マーケット・リスク相当額		
補完的項目(B)			Tier1比率(A/G)	%	%
			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位:百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式払込金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他資本剰余金			控除項目不算入額	—	—
利益準備金			控除項目計(D)		
任意積立金			自己資本額(C-D)(E)		
次期繰越利益					
その他					
その他有価証券の評価差損	—	—			
自己株式払込金	—	—			
自己株式	—	—			
営業権相当額	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額					
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					

改正後				
償還を行う蓋然性を有する株式等			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			リスク・アセット等計(F)	
一般貸倒引当金				
負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優先株				
補完的項目不算入額	—	—	Tier 1 比率(A/F)	% %
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	% %

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

現行				
繰延税金資産の控除金額	—	—		
基本的項目(A)				
償還を行う蓋然性を有する株式等			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			リスク・アセット等計(F)	
一般貸倒引当金				
負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優先株				
補完的項目不算入額	—	—	Tier 1 比率(A/F)	% %
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	% %

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

改正後

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
商 品 国 債		コ ー ル マ ネ ー	
商 品 地 方 債		売 現 先 勘 定	
商 品 政 府 保 証 債		債券貸借取引受入担保金	
その他の商品有価証券		売 渡 手 形	
金 銭 の 信 託		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
有 価 証 券		借 用 金	
国 債		再 割 引 手 形	
地 方 債		借 入 金	
短 期 社 債		外 国 為 替	
社 債		外 国 他 店 預 り	
株 式		外 国 他 店 借	
そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替	
貸 出 金		未 払 外 国 為 替	
割 引 手 形		短 期 社 債	
手 形 貸 付		社 債	
証 書 貸 付		新 株 予 約 権 付 社 債	
当 座 貸 越		そ の 他 負 債	
外 国 為 替		未 決 済 為 替 借	
外 国 他 店 預 け		未 払 法 人 税 等	
外 国 他 店 貸		未 払 費 用	
買 入 外 国 為 替		前 受 収 益	
取 立 外 国 為 替		従 業 員 預 り 金	
そ の 他 資 産		給 付 補 て ん 備 金	
未 決 済 為 替 貸		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	

現行

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
商 品 国 債		コ ー ル マ ネ ー	
商 品 地 方 債		売 現 先 勘 定	
商 品 政 府 保 証 債		債券貸借取引受入担保金	
その他の商品有価証券		売 渡 手 形	
金 銭 の 信 託		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
有 価 証 券		借 用 金	
国 債		再 割 引 手 形	
地 方 債		借 入 金	
短 期 社 債		外 国 為 替	
社 債		外 国 他 店 預 り	
株 式		外 国 他 店 借	
そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替	
貸 出 金		未 払 外 国 為 替	
割 引 手 形		短 期 社 債	
手 形 貸 付		社 債	
証 書 貸 付		新 株 予 約 権 付 社 債	
当 座 貸 越		そ の 他 負 債	
外 国 為 替		未 決 済 為 替 借	
外 国 他 店 預 け		未 払 法 人 税 等	
外 国 他 店 貸		未 払 費 用	
買 入 外 国 為 替		前 受 収 益	
取 立 外 国 為 替		従 業 員 預 り 金	
そ の 他 資 産		給 付 補 て ん 備 金	
未 決 済 為 替 貸		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	

改正後		現行	
前払費用	先物取引差金勘定	前払費用	先物取引差金勘定
未収収益	借入商品債券	未収収益	借入商品債券
先物取引差入証拠金	借入有価証券	先物取引差入証拠金	借入有価証券
先物取引差金勘定	売付商品債券	先物取引差金勘定	売付商品債券
保管有価証券等	売付債券	保管有価証券等	売付債券
金融派生商品	金融派生商品	金融派生商品	金融派生商品
社債発行差金	その他の負債	繰延ヘッジ損失	繰延ヘッジ利益
社債発行費	賞与引当金	社債発行差金	その他の負債
その他の資産	役員賞与引当金	社債発行費	賞与引当金
有形固定資産	退職給付引当金	その他の資産	役員賞与引当金
建物	特別法上の引当金	動産	退職給付引当金
土地	金融先物取引責任準備金	不動産	特別法上の引当金
建設仮勘定	証券取引責任準備金	土地建物動産	金融先物取引責任準備金
その他の有形固定資産	繰延税金負債	建設仮払金	証券取引責任準備金
無形固定資産	再評価に係る繰延税金負債	保証金権利金	繰延税金負債
ソフトウェア	負ののれん	繰延税金資産	再評価に係る繰延税金負債
のれん	支払承諾	再評価に係る繰延税金資産	支払承諾見返
保証金権利金	負債の部合計	支払承諾見返	貸倒引当金
その他の無形固定資産	(純資産の部)	貸倒引当金	
繰延税金資産	資本金		
再評価に係る繰延税金資産	新株式申込証拠金		
支払承諾見返	資本剰余金		
貸倒引当金	資本準備金		
	その他資本剰余金		
	利益剰余金		
	利益準備金		
	その他利益剰余金		
	積立金		
	繰越利益剰余金		
	自己株式		
	自己株式申込証拠金		
	株主資本合計		
	その他有価証券評価差額金		
	繰延ヘッジ損益		
	土地再評価差額金		
	評価・換算差額等合計		
	新株予約権		
	純資産の部合計		
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	資産の部合計	負債及び資本の部合計
(記載上の注意)		(記載上の注意)	

改正後	現行
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 有価証券の評価基準及び評価方法 — 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額 — 有形固定資産の減価償却の方法 — 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 — 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。） — 退職給付引当金の計上方法 — リース取引の処理方法 — ヘッジ会計の方法 — 金銭の信託の評価基準及び評価方法 — デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 — その他採用した重要な会計方針 <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 — 表示方法を変更したときは、その内容 <p>(4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(6) 親会社株式の金額</p> <p>(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(10) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償</p>	<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(3) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額</p> <p>(4) 動産不動産の減価償却の方法</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>(6) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>(8) ヘッジ会計の方法</p> <p>(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>(11) その他採用した重要な会計方針</p> <p>(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(16) 商法施行規則第 124 条第 1 号に規定する超過額及び同条第 3 号に規定する純資産額</p> <p>(17) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(18) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(19) 子会社（銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額</p> <p>(20) 子会社に対する金銭債権総額</p> <p>(21) 子会社に対する金銭債務総額</p> <p>(22) リース契約により使用する重要な動産不動産</p> <p>(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p>

改正後	現行
<p>却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。）</p> <p>(13) 特定関係者（銀行法第 13 条の 2 に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2 以上の項目について一括した金額</p> <p>(14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(16) 子会社等（銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(17) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳 — 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。） — 繰延税金負債</p> <p>(18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額 — 申込期日経過後における新株式申込証拠金 — 評価・換算差額等 — 新株予約権</p> <p>(21) 1 株あたりの純資産額（銭単位で記載すること。）</p> <p>(22) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額（同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）</p> <p>(23) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 72 号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第 186 条第 4 号に規定する額</p> <p>(24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</p> <p>(25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p>	<p>(24) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>(25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(27) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</p> <p>(28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</p> <p>3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>

改正後

- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x
有 価 証 券 利 息 配 当 金	x x x
コ ー ル ロ ー ン 利 息	x x x
買 現 先 利 息	x x x
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	x x x
買 入 手 形 利 息	x x x
預 け 金 利 息	x x x
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	x x x
そ の 他 の 受 入 利 息	x x x
役 務 取 引 等 収 益	x x x
受 入 為 替 手 数 料	x x x
そ の 他 の 役 務 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
外 国 為 替 売 買 益	x x x
商 品 有 価 証 券 売 買 益	x x x
国 債 等 債 券 売 却 益	x x x
国 債 等 債 券 償 還 益	x x x
金 融 派 生 商 品 収 益	x x x
そ の 他 の 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
株 式 等 売 却 益	x x x
金 銭 の 信 託 運 用 益	x x x

現行

第3 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x
有 価 証 券 利 息 配 当 金	x x x
コ ー ル ロ ー ン 利 息	x x x
買 現 先 利 息	x x x
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	x x x
買 入 手 形 利 息	x x x
預 け 金 利 息	x x x
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	x x x
そ の 他 の 受 入 利 息	x x x
役 務 取 引 等 収 益	x x x
受 入 為 替 手 数 料	x x x
そ の 他 の 役 務 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
外 国 為 替 売 買 益	x x x
商 品 有 価 証 券 売 買 益	x x x
国 債 等 債 券 売 却 益	x x x
国 債 等 債 券 償 還 益	x x x
金 融 派 生 商 品 収 益	x x x
そ の 他 の 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
株 式 等 売 却 益	x x x
金 銭 の 信 託 運 用 益	x x x

改正後		現行	
その他の経常収益	x x x	その他の経常収益	x x x
経常費用	x x x	経常費用	x x x
資金調達費用	x x x	資金調達費用	x x x
預金利息	x x x	預金利息	x x x
譲渡性預金利息	x x x	譲渡性預金利息	x x x
コールマネー利息	x x x	コールマネー利息	x x x
売現先利息	x x x	売現先利息	x x x
債券貸借取引支払利息	x x x	債券貸借取引支払利息	x x x
売渡手形利息	x x x	売渡手形利息	x x x
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	コマーシャル・ペーパー利息	x x x
借入金利息	x x x	借入金利息	x x x
短期社債利息	x x x	短期社債利息	x x x
社債利息	x x x	社債利息	x x x
新株予約権付社債利息	x x x	新株予約権付社債利息	x x x
金利スワップ支払利息	x x x	金利スワップ支払利息	x x x
その他の支払利息	x x x	その他の支払利息	x x x
役務取引等費用	x x x	役務取引等費用	x x x
支払為替手数料	x x x	支払為替手数料	x x x
その他の役務費用	x x x	その他の役務費用	x x x
その他業務費用	x x x	その他業務費用	x x x
外国為替売買損	x x x	外国為替売買損	x x x
商品有価証券売買損	x x x	商品有価証券売買損	x x x
国債等債券売却損	x x x	国債等債券売却損	x x x
国債等債券償還損	x x x	国債等債券償還損	x x x
国債等債券償却	x x x	国債等債券償却	x x x
社債発行費償却	x x x	社債発行費償却	x x x
金融派生商品費用	x x x	金融派生商品費用	x x x
その他の業務費用	x x x	その他の業務費用	x x x
営業経費	x x x	営業経費	x x x
その他経常費用	x x x	その他経常費用	x x x
貸倒引当金繰入額	x x x	貸倒引当金繰入額	x x x
貸出金償却	x x x	貸出金償却	x x x
株式等売却損	x x x	株式等売却損	x x x
株式等償却	x x x	株式等償却	x x x
金銭の信託運用損	x x x	金銭の信託運用損	x x x
その他の経常費用	x x x	その他の経常費用	x x x
経常利益	x x x	経常利益	x x x
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	x x x	特別利益	x x x
固定資産処分益	x x x	動産不動産処分益	x x x

改正後		現行	
貸倒引当金戻入益	x x x	償却債権取立益	x x x
償却債権取立益	x x x	金融先物取引責任準備金取崩額	x x x
金融先物取引責任準備金取崩額	x x x	証券取引責任準備金取崩額	x x x
証券取引責任準備金取崩額	x x x	その他の特別利益	x x x
その他の特別利益	x x x	特別損失	x x x
特別損失	x x x	動産不動産処分損	x x x
固定資産処分損	x x x	減損損失	x x x
減損損失	x x x	金融先物取引責任準備金繰入額	x x x
金融先物取引責任準備金繰入額	x x x	証券取引責任準備金繰入額	x x x
証券取引責任準備金繰入額	x x x	その他の特別損失	x x x
その他の特別損失	x x x	税引前当期純利益	x x x
税引前当期純利益	x x x	(又は税引前当期純損失)	
(又は税引前当期純損失)		法人税、住民税及び事業税	x x x
法人税、住民税及び事業税	x x x	法人税等調整額	x x x
法人税等調整額	x x x	当期純利益	x x x
当期純利益	x x x	(又は当期純損失)	
(又は当期純損失)		前期繰越利益	x x x
		(又は前期繰越損失)	
		・ ・ ・ 積立金取崩額	x x x
		利益準備金取崩額	x x x
		中間配当額	x x x
		利益準備金積立額	x x x
		当期末処分利益	x x x
		(又は当期末処理損失)	
		(記載上の注意)	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記すること。</p> <p>2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。</p> <p>ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。</p> <p>7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。</p> <p>8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。</p>		<p>1 銀行法第2条第8項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。</p> <p>2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。</p> <p>ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>6 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>7 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。</p>	

改正後	現行
	<p>8 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。</p> <p>9 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。</p> <p>10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。</p>

(単位：円)

科目	金額
当期未処分利益	
任意積立金取崩額	
計	
利益処分量	
利益準備金	
配当金(1株につき円銭)	
役員賞与金	
資本剰余金	
任意積立金	
次期繰越利益	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

現行

第4 第 期 年 月 日から 年 月 日まで

株主資本等変動計算書

(単位：円)

	株主資本				利益剰余金				評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計					
	資本剰余金		利益剰余金		資本剰余金		利益剰余金		資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ増益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計
	資本	準備金	資本	剰余金	資本	準備金	資本	剰余金	資本	準備金	資本	剰余金							
前年度年度末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	
当期年度変動額																			
新株の発行	XXX	XXX		XXX								XXX						XXX	
剰余金の配当					XXX		- XXX		- XXX			- XXX						- XXX	
当期純利益							XXX		XXX			XXX						XXX	
自己株式の処分											XXX							XXX	
.....																			
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)										XXX		XXX		XXX		XXX		XXX	
当事業年度変動額合計	XXX	XXX	-	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	
当事業年度末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	

改正後

(記載上の注意) 1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

1. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記帳の順序によること。
2. 株主資本以外の科目において、当事業年度変動額を変動事由中に記載すること。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記帳の順序によること。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその利益剰余金の合計額を、当事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載すること。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を記載すること。
4. 自己株式の処分等は、科目ごとの記載に代えて純価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載すること。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を記載すること。
5. 資本剰余金・利益剰余金・純価・換算差額等及び評価額の記載は省略することができる。
6. 資本剰余金・利益剰余金・純価・換算差額等及び評価額の記載は省略することができる。
7. 以下の事項につき法定記号を付し、ただし、連結財務諸表を併行する銀行は、以下の事項は省略することができる。
8. 当事業年度の末日における発行済株式の数(種類別株式の数)
9. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
10. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
11. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
12. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
13. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
14. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
15. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
16. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
17. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
18. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
19. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
20. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
21. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
22. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
23. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
24. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
25. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
26. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
27. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
28. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
29. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
30. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
31. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
32. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
33. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
34. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
35. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
36. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
37. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
38. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
39. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
40. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
41. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
42. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
43. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
44. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
45. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
46. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
47. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
48. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
49. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
50. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
51. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
52. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
53. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
54. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
55. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
56. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
57. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
58. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
59. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
60. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
61. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
62. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
63. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
64. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
65. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
66. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
67. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
68. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
69. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
70. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
71. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
72. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
73. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
74. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
75. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
76. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
77. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
78. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
79. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
80. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
81. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
82. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
83. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
84. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
85. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
86. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
87. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
88. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
89. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
90. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
91. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
92. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
93. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
94. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
95. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
96. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
97. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
98. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
99. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)
100. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式の数)

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	
損 失 処 理 額	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
・	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 損 失	

(記載上の注意)

- 1 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 2 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

現行

改正後

改正後

現行

第5 第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで) キャッシュ・フロー計算書

第4 第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで) キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

〔直接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

改正後

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

現行

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

改正後		現行	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	
（記載上の注意） 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		（記載上の注意） 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第3号の2（業務報告書（特定取引勘定設置行用））パブリックコメント用

改正後	現行
(参考)別紙様式第3号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第3号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
業 務 報 告 書	業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
株式会社 銀行	株式会社 銀行
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印	住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次	目 次
第1 事業概況書 1 事業の概要 2 営業所等の増減 3 会社役員及び職員の増減 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 5 株主の状況 6 株主総会の状況 7 商品有価証券の内訳 8 特定取引有価証券の内訳 9 有価証券の内訳 10 貸出金の担保内訳 11 貸倒引当金の状況 12 有形固定資産の内訳 13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳 14 自己資本比率の状況	第1 営業概況書 1 営業の概要 2 営業所等の増減 3 役職員の増減 4 役員の略歴及び所有自社株式 5 株主の状況 6 株主総会の状況 7 商品有価証券の内訳 8 特定取引有価証券の内訳 9 有価証券の内訳 10 貸出金の担保内訳 11 貸倒引当金の状況 12 動産不動産の内訳 13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳 14 自己資本比率の状況
第2 貸借対照表 第3 損益計算書 第4 株主資本等変動計算書 第5 キャッシュ・フロー計算書 (記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。	第2 貸借対照表 第3 損益計算書 第4 キャッシュ・フロー計算書 第5 利益処分計算書 第6 損失処理計算書 (記載上の注意) 1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

改正後				
職 員	執 行 役			
	計			
	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 _____ 人
- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇用及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。
当期末における出向職員数 _____ 人

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 本表における会社役員は、取締役、監査役及び執行役とする。
- 銀行法第7条第1項による取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	千株	%
その他の株主（ _____ 名）		

現行				
職 員	事 務 系			
	(うち執行役員)	(_____)	(_____)	(_____)
	庶 務 系			
	計			
	合 計			

(記載上の注意)

- 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数（委員会等設置会社にあつては、取締役（執行役を兼務する者を含む。）の員数）を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における執行役を兼務する取締役 _____ 人
- 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇用及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。
当期末における出向職員数 _____ 人
- 取締役又は職員と兼務していない執行役員については、欄外に次のとおり記載すること。
取締役又は職員と兼務していない執行役員 _____ 人

4 役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 銀行法第7条第1項による取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	千株	%
その他の株主（ _____ 名）		

改正後

計 (名)	100
-------	-----

(記載上の注意)

持株数の多い順に 30 名を記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
政府短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 特定取引有価証券の内訳

(単位：百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国債				
地方債				
政府保証債				
外国証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

現行

計 (名)	100
-------	-----

(記載上の注意)

持株数の多い順序に従い 30 名を記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
政府短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 特定取引有価証券の内訳

(単位：百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国債				
地方債				
政府保証債				
外国証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

改正後

9 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸 出 金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自 行 預 金		%		
有 価 証 券				
債 権				
商 品				
不 動 産				
財 団				
そ の 他				
計				
保 証				
信 用				
合 計		100		

(記載上の注意)

現行

9 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸 出 金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自 行 預 金		%		
有 価 証 券				
債 権				
商 品				
不 動 産				
財 団				
そ の 他				
計				
保 証				
信 用				
合 計		100		

(記載上の注意)

改正後

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

11 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
合計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額
 無税 百万円
 有税 百万円

12 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種類	建物	土地	建設仮勘定	その他の有形固定資産
事業用				
所有				
計				

(記載上の注意)

1 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額
 事業用土地 百万円
 所有土地 百万円

2 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額
 事業用 百万円
 所有 百万円

13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

現行

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

11 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
合計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額
 無税 百万円
 有税 百万円

12 動産不動産の内訳

(単位：百万円)

種類	土地	建物	動産	保証金・権利金
営業用				
所有				
計				

(記載上の注意)

1 建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。

2 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額
 営業用土地 百万円
 所有土地 百万円

3 当期に「土地」、「建物」及び「動産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

土地、建物及び動産に係る減損損失の合計額
 営業用 百万円
 所有 百万円

13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

改正後

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手形引受		
信用状		
保証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自行預金		%
有価証券		
債権		
商品		
不動産		
財団		
その他		
計		
保証		
信用		
合計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類
の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

14 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金					
その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額(A + B + C)		
その他利益剰余金			(D)		
その他			他の金融機関の資本調達手		

現行

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手形引受		
信用状		
保証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自行預金		%
有価証券		
債権		
商品		
不動産		
財団		
その他		
計		
保証		
信用		
合計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類
の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

14 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—
新株式申込金			準補完的項目(C)		
資本準備金					
その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額(A + B + C)		
任意積立金			(D)		
次期繰越利益			他の金融機関の資本調達手		

改正後				
自己株式	—	—	段の意図的な保有相当額	
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	
その他有価証券の評価差損	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの	
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの	
営業権相当額	—	—		
のれん	—	—		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			控除項目不算入額	—
繰延税金資産の控除金額	—	—	控除項目計(E)	
基本的項目(A)			自己資本額(D-E)(F)	
償還を行う蓋然性を有する株式等				
海外特別目的会社の発行する優先出資証券				
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目	
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(G)	
負債性資本調達手段			(参考)マーケット・リスク相当額	
期限付劣後債務及び期限付優先株				
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/G)	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位:百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金					
資本準備金			負債性資本調達手段及		

現行				
その他			段の意図的な保有相当額	
その他有価証券の評価差損	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	
自己株式払込金	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの	
自己株式	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	
営業権相当額	—	—		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			控除項目不算入額	—
繰延税金資産の控除金額	—	—	控除項目計(E)	
基本的項目(A)			自己資本額(D-E)(F)	
償還を行う蓋然性を有する株式等				
海外特別目的会社の発行する優先出資証券				
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目	
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(G)	
負債性資本調達手段			(参考)マーケット・リスク相当額	
期限付劣後債務及び期限付優先株				
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/G)	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位:百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式払込金					
資本準備金			負債性資本調達手段及び		

改正後				
その他資本剰余金			びこれに準ずるもの	
利益準備金				
その他利益剰余金			期限付劣後債務及び期	
その			限付優先株並びにこれ	
の			らに準ずるもの	
他				
自己株式	—	—		
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	—
その他有価証券の評価差損	—	—	控除項目計(D)	
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)	
営業権相当額	—	—		
のれん	—	—		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)				
繰延税金資産の控除金額	—	—		
基本的項目(A)				
償還を行う蓋然性を有する株式等			資産(オン・バランス)項目	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目	
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計(F)	
負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優先株				
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

現行				
その他資本剰余金			これに準ずるもの	
利益準備金				
任意積立金			期限付劣後債務及び期限	
次期繰越利益			付優先株並びにこれらに	
その			準ずるもの	
他				
その他有価証券の評価差損	—	—	控除項目不算入額	—
自己株式払込金			控除項目計(D)	
自己株式	—	—	自己資本額(C-D)(E)	
営業権相当額	—	—		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)				
繰延税金資産の控除金額	—	—		
基本的項目(A)				
償還を行う蓋然性を有する株式等			資産(オン・バランス)項目	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目	
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計(F)	
負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優先株				
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

改正後

- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第2 第 期末（ 年 月 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金	
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		売 現 先 勘 定	
特 定 取 引 有 価 証 券		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		売 渡 手 形	
特 定 金 融 派 生 商 品		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		売 付 商 品 債 券	
有 価 証 券		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	
国 債		特 定 取 引 売 付 債 券	
地 方 債		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	

現行

- 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第2 第 期末（ 年 月 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金	
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		売 現 先 勘 定	
特 定 取 引 有 価 証 券		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		売 渡 手 形	
特 定 金 融 派 生 商 品		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		売 付 商 品 債 券	
有 価 証 券		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	
国 債		特 定 取 引 売 付 債 券	
地 方 債		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	
短 期 社 債		特 定 金 融 派 生 商 品	

改正後

現行

<p>短期社債 社債 株式 その他の証券 貸出金 割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越 外国為替 外国他店預け 外国他店貸 買入外国為替 取立外国為替 その他資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 社債発行差金 社債発行費 その他の資産 有形固定資産 建物 土地 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金</p>	<p>特定金融派生商品 その他の特定取引負債 借入金 再割引手形 借入金 外国為替 外国他店預り 外国他店借 売渡外国為替 未払外国為替 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 未決済為替借 未払法人税等 未払費用 前受収益 従業員預り金 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 借入特定取引有価証券 借入有価証券 売付債券 金融派生商品 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部)</p>	<p>社債 株式 その他の証券 貸出金 割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越 外国為替 外国他店預け 外国他店貸 買入外国為替 取立外国為替 その他資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 社債発行差金 社債発行費 その他の資産 不動産 土地建物動産 建設仮払金 保証金権利金 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金</p>	<p>その他の特定取引負債 借入金 再割引手形 借入金 外国為替 外国他店預り 外国他店借 売渡外国為替 未払外国為替 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 未決済為替借 未払法人税等 未払費用 前受収益 従業員預り金 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 借入特定取引有価証券 借入有価証券 売付債券 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 (資本の部) 資本金</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後		現行	
	資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計		新 株 式 払 込 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 減 少 差 益 自 己 株 式 処 分 差 益 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 任 意 積 立 金 当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失) 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 土 地 再 評 価 差 額 金 株 式 等 評 価 差 額 金 自 己 株 式 払 込 金 自 己 株 式 資 本 の 部 合 計
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - 次に掲げる会計方針に関する事項
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - 有形固定資産の減価償却の方法
 - 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - 退職給付引当金の計上方法
 - リース取引の処理方法

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - 動産不動産の減価償却の方法
 - 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - 退職給付引当金の計上方法
 - ヘッジ会計の方法
 - 金銭の信託の評価基準及び評価方法

改正後	現行
<p>— ヘッジ会計の方法</p> <p>— 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>— 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>— 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(5) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(6) 親会社株式の金額</p> <p>(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(10) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）</p> <p>(13) 特定関係者（銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(16) 子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(17) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の子会社等別の内訳</p>	<p>(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>(11) その他採用した重要な会計方針</p> <p>(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(16) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額</p> <p>(17) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(18) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(19) 子会社（銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額</p> <p>(20) 子会社に対する金銭債権総額</p> <p>(21) 子会社に対する金銭債務総額</p> <p>(22) リース契約により使用する重要な動産不動産</p> <p>(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(24) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>(25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(27) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</p> <p>(28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</p> <p>3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>

改正後

現行

- 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- 繰延税金負債
- (18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
 - 申込期日経過後における新株式申込証拠金
 - 評価・換算差額等
 - 新株予約権
- (21) 1株あたりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (22) 会社計算規則第186条第1号に規定する額（同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書

第3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x

改正後		現行	
有価証券利息配当金	x x x	有価証券利息配当金	x x x
コールローン利息	x x x	コールローン利息	x x x
買現先利息	x x x	買現先利息	x x x
債券貸借取引受入利息	x x x	債券貸借取引受入利息	x x x
買入手形利息	x x x	買入手形利息	x x x
預け金利息	x x x	預け金利息	x x x
金利スワップ受入利息	x x x	金利スワップ受入利息	x x x
その他の受入利息	x x x	その他の受入利息	x x x
役務取引等収益	x x x	役務取引等収益	x x x
受入為替手数料	x x x	受入為替手数料	x x x
その他の役務収益	x x x	その他の役務収益	x x x
特定取引収益	x x x	特定取引収益	x x x
商品有価証券収益	x x x	商品有価証券収益	x x x
特定取引有価証券収益	x x x	特定取引有価証券収益	x x x
特定金融派生商品収益	x x x	特定金融派生商品収益	x x x
その他の特定取引収益	x x x	その他の特定取引収益	x x x
その他業務収益	x x x	その他業務収益	x x x
外国為替売買益	x x x	外国為替売買益	x x x
国債等債券売却益	x x x	国債等債券売却益	x x x
国債等債券償還益	x x x	国債等債券償還益	x x x
金融派生商品収益	x x x	金融派生商品収益	x x x
その他の業務収益	x x x	その他の業務収益	x x x
その他経常収益	x x x	その他経常収益	x x x
株式等売却益	x x x	株式等売却益	x x x
金銭の信託運用益	x x x	金銭の信託運用益	x x x
その他の経常収益	x x x	その他の経常収益	x x x
経常費用	x x x	経常費用	x x x
資金調達費用	x x x	資金調達費用	x x x
預金利息	x x x	預金利息	x x x
譲渡性預金利息	x x x	譲渡性預金利息	x x x
コールマネー利息	x x x	コールマネー利息	x x x
売現先利息	x x x	売現先利息	x x x
債券貸借取引支払利息	x x x	債券貸借取引支払利息	x x x
売渡手形利息	x x x	売渡手形利息	x x x
コマースナル・ペーパー利息	x x x	コマースナル・ペーパー利息	x x x
借入金利息	x x x	借入金利息	x x x
短期社債利息	x x x	短期社債利息	x x x
社債利息	x x x	社債利息	x x x
新株予約権付社債利息	x x x	新株予約権付社債利息	x x x
金利スワップ支払利息	x x x	金利スワップ支払利息	x x x

改正後		現行	
その他の支払利息	x x x	その他の支払利息	x x x
役務取引等費用	x x x	役務取引等費用	x x x
支払為替手数料	x x x	支払為替手数料	x x x
その他の役務費用	x x x	その他の役務費用	x x x
特定取引費用	x x x	特定取引費用	x x x
商品有価証券費用	x x x	商品有価証券費用	x x x
特定取引有価証券費用	x x x	特定取引有価証券費用	x x x
特定金融派生商品費用	x x x	特定金融派生商品費用	x x x
その他の特定取引費用	x x x	その他の特定取引費用	x x x
その他業務費用	x x x	その他業務費用	x x x
外国為替売買損	x x x	外国為替売買損	x x x
国債等債券売却損	x x x	国債等債券売却損	x x x
国債等債券償還損	x x x	国債等債券償還損	x x x
国債等債券償却	x x x	国債等債券償却	x x x
社債発行費償却	x x x	社債発行費償却	x x x
金融派生商品費用	x x x	金融派生商品費用	x x x
その他の業務費用	x x x	その他の業務費用	x x x
営業経費	x x x	営業経費	x x x
その他経常費用	x x x	その他経常費用	x x x
貸倒引当金繰入額	x x x	貸倒引当金繰入額	x x x
貸出金償却	x x x	貸出金償却	x x x
株式等売却損	x x x	株式等売却損	x x x
株式等償却	x x x	株式等償却	x x x
金銭の信託運用損	x x x	金銭の信託運用損	x x x
その他の経常費用	x x x	その他の経常費用	x x x
経常利益	x x x	経常利益	x x x
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	x x x	特別利益	x x x
固定資産処分益	x x x	動産不動産処分益	x x x
貸倒引当金戻入益	x x x	償却債権取立益	x x x
償却債権取立益	x x x	金融先物取引責任準備金取崩額	x x x
金融先物取引責任準備金取崩額	x x x	証券取引責任準備金取崩額	x x x
証券取引責任準備金取崩額	x x x	その他の特別利益	x x x
その他の特別利益	x x x	特別損失	x x x
特別損失	x x x	動産不動産処分損	x x x
固定資産処分損	x x x	減損損失	x x x
減損損失	x x x	金融先物取引責任準備金繰入額	x x x
金融先物取引責任準備金繰入額	x x x	証券取引責任準備金繰入額	x x x
証券取引責任準備金繰入額	x x x	その他の特別損失	x x x
その他の特別損失	x x x	税引前当期純利益	x x x

改正後		現行	
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	x x x	(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	x x x	法人税、住民税及び事業税	x x x
法人税等調整額	x x x	法人税等調整額	x x x
当期純利益 (又は当期純損失)	x x x	当期純利益 (又は当期純損失)	x x x
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記すること。		1 銀行法第2条第8項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。	
2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	
3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。		3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。	
4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。		4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。	
5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		5 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。	
6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。		6 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。		7 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。	
8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。		8 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。	
9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。		9 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。	
10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。		10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。	

(単位：円)

科目	金額
当期未処分利益	
任意積立金取崩額	
計	
利益処分量	
利益準備金	
配当金(1株につき円銭)	
役員賞与金	
資本剰余金	
任意積立金	
繰越利益	

(記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

現行

第4 第 期 年 月 日から
年 月 日まで

株主資本等変動計算書

(単位：円)

	株主資本				利益剰余金				評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本剰余金		利益剰余金		資本剰余金		利益剰余金		評価・換算差額等		評価・換算差額等			
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	繰越利益剰余金	資本準備金	繰越利益剰余金	利益準備金	繰越利益剰余金	評価・換算差額等	繰延ヘッジ増益	土地再評価差額等	評価・換算差額等		
前年度年度末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期年度変動額														
新株の発行	XXX	XXX												XXX
剰余金の配当			XXX		-XXX		-XXX							-XXX
当期純利益					XXX		XXX							XXX
自己株式の処分							XXX							XXX
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)								XXX		XXX		XXX		XXX
当事業年度変動額合計	XXX	XXX	-	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当事業年度末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

改正後

(記載上の注意)
1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記帳の順序によること。
3. 株主資本以外の科目において、当事業年度変動額を変動事由別に記載すること。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記帳の順序によること。
4. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えて、前年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載すること。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を記載すること。
5. 繰延ヘッジ増益等は、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を、前年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載すること。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を記載すること。
6. 資本剰余金・利益剰余金・評価・換算差額等及び純資産の各会計簿の記載は省略することができる。
7. 以下の事項につき、注記を要すること。ただし、連結財務諸表を再発行する銀行は、以下の事項は省略することができる。
8. 当事業年度の末日における発行済株式の数(種類別株式の数)にあっては、種類ごとの発行済株式の数。
9. 当事業年度の末日における自己株式の数(種類別株式発行銀行にあっては、種類ごとの自己株式の数)。
10. 当事業年度の末日における剰余金の配当(種類別株式発行銀行にあっては、種類ごとの自己株式の数)。
11. 当事業年度の末日における剰余金の配当(当該当事業年度に係る定時株主総会に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。)に関する事項。
12. 当事業年度の末日における剰余金の配当(当該当事業年度に係る臨時株主総会に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類別株式発行銀行にあっては、種類及び種類ごとの数)。
13. 当事業年度の末日における発行済株式の数(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類別株式発行銀行にあっては、種類及び種類ごとの数)。

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	
損 失 処 理 額	
任 意 積 立 金 取 崩 額	
・	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 損 失	

(記載上の注意)

- 1 その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 2 その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

現行

改正後

改正後	
第5 第 期	(年 月 日から) (年 月 日まで) キャッシュ・フロー計算書
(直接法により表示する場合) (単位 : 百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	
(記載上の注意)	
1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。	

現行	
第4 第 期	(年 月 日まで) (年 月 日まで) キャッシュ・フロー計算書
(直接法により表示する場合) (単位 : 百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	
(記載上の注意)	
1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。	

改正後

- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

現行

- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

改正後		現行	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	
（記載上の注意） 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		（記載上の注意） 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第4号（業務報告書（外国銀行支店用））パブリックコメント用

改正後	現行
(参考) 別紙様式第4号（第18条第2項関係） (日本工業規格A4)	(参考) 別紙様式第4号（第18条第2項関係） (日本工業規格A4)
業 務 報 告 書 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">(年 月 日から)</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日まで)</p> </div> </div> 銀行 支店 年 月 日	業 務 報 告 書 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">(年 月 日から)</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日まで)</p> </div> </div> 銀行 支店 年 月 日
金融庁長官 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 </div> 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	金融庁長官 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 印 </div> 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次	目 次
第1 事業概況書 1 営業の概要 2 営業所等の増減 3 役職員の増減 4 支店の代表者及び役付職員の略歴 5 株主又は持分を保有する者の状況 6 商品有価証券の内訳 7 有価証券の内訳 8 貸出金の担保内訳 9 動産不動産の内訳 10 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳 第2 貸借対照表 第3 損益計算書 (記載上の注意) 1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。	第1 営業概況書 1 営業の概要 2 営業所等の増減 3 役職員の増減 4 支店の代表者及び役付職員の略歴 5 株主又は持分を保有する者の状況 6 商品有価証券の内訳 7 有価証券の内訳 8 貸出金の担保内訳 9 動産不動産の内訳 10 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳 第2 貸借対照表 第3 損益計算書 (記載上の注意) 1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

改正後

第1 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 国 からの 派 遣 職 員			
本 邦 役 付 職 員			
本 邦 一 般 職 員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

4 支店の代表者及び役付職員の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	備 考

現行

第1 (年 月 日から) 営業概況書
(年 月 日まで)

1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 国 からの 派 遣 職 員			
本 邦 役 付 職 員			
本 邦 一 般 職 員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

4 支店の代表者及び役付職員の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	備 考

改正後

現行

計	名		
---	---	--	--

(記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割合
		%
その他の株主又は持分を保有する者(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い20名を記載すること。

6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
政府短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

7 有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国債			
地方債			

計	名		
---	---	--	--

(記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割合
		%
その他の株主又は持分を保有する者(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い20名を記載すること。

6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
政府短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

7 有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国債			
地方債			

改正後			
短期社債			
社債			
公社公団債			
金融債			
事業債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株式			
その他の証券			
外国証券			
その他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸出金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自行預金		%		
有価証券				
債権				
商品				
不動産				
財団				
その他				
計				
保証				
信用				
合計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

9 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種類	建物	土地	建物仮勘定	その他の有形固定資産

現行			
短期社債			
社債			
公社公団債			
金融債			
事業債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株式			
その他の証券			
外国証券			
その他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸出金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自行預金		%		
有価証券				
債権				
商品				
不動産				
財団				
その他				
計				
保証				
信用				
合計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

9 動産不動産の内訳

(単位：百万円)

種類	土地	建物	動産	保証金・権利金
営業用				

改正後			
事業用			
所有			
計			

現行			
所有			
計			

(記載上の注意)
建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。

10 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種類	当期末口数	当期末残高
手形引受		
信用状		
保証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自 行 預 金		%
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		
合 計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額

10 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種類	当期末口数	当期末残高
手形引受		
信用状		
保証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自 行 預 金		%
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		
合 計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額

改正後

現行

<p>(資 産 の 部)</p> <p>現 金 預 け 金</p> <p>現 金</p> <p>預 け 金</p> <p>コ ー ル ロ ー ン</p> <p>買 現 先 勘 定</p> <p>債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金</p> <p>買 入 手 形</p> <p>買 入 金 銭 債 権</p> <p>商 品 有 価 証 券</p> <p>商 品 国 債</p> <p>商 品 地 方 債</p> <p>商 品 政 府 保 証 債</p> <p>そ の 他 の 商 品 有 価 証 券</p> <p>金 銭 の 信 託</p> <p>有 価 証 券</p> <p>国 債</p> <p>地 方 債</p> <p>短 期 社 債</p> <p>社 債</p> <p>株 式</p> <p>そ の 他 の 証 券</p> <p>貸 出 金</p> <p>割 引 手 形</p> <p>手 形 貸 付</p> <p>証 書 貸 付</p> <p>当 座 貸 越</p> <p>外 国 為 替</p> <p>外 国 他 店 預 け</p> <p>外 国 他 店 貸</p> <p>買 入 外 国 為 替</p> <p>取 立 外 国 為 替</p> <p>そ の 他 資 産</p> <p>未 決 済 為 替 貸</p> <p>前 払 費 用</p> <p>未 収 収 益</p> <p>先 物 取 引 差 入 証 拠 金</p> <p>先 物 取 引 差 金 勘 定</p> <p>保 管 有 価 証 券 等</p>	<p>(負 債 の 部)</p> <p>預 金</p> <p>当 座 預 金</p> <p>普 通 預 金</p> <p>貯 蓄 預 金</p> <p>通 知 預 金</p> <p>定 期 預 金</p> <p>定 期 積 金</p> <p>そ の 他 の 預 金</p> <p>譲 渡 性 預 金</p> <p>コ ー ル マ ネ ー</p> <p>売 現 先 勘 定</p> <p>債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金</p> <p>売 渡 手 形</p> <p>コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー</p> <p>借 用 金</p> <p>再 割 引 手 形</p> <p>借 入 金</p> <p>外 国 為 替</p> <p>外 国 他 店 預 り</p> <p>外 国 他 店 借</p> <p>売 渡 外 国 為 替</p> <p>未 払 外 国 為 替</p> <p>そ の 他 負 債</p> <p>未 決 済 為 替 借</p> <p>未 払 法 人 税 等</p> <p>未 払 費 用</p> <p>前 受 収 益</p> <p>従 業 員 預 り 金</p> <p>給 付 補 て ん 備 金</p> <p>先 物 取 引 受 入 証 拠 金</p> <p>先 物 取 引 差 金 勘 定</p> <p>借 入 商 品 債 券</p> <p>借 入 有 価 証 券</p> <p>売 付 商 品 債 券</p> <p>売 付 債 券</p> <p>金 融 派 生 商 品</p> <p>繰 延 ヘ ッ ジ 利 益</p> <p>そ の 他 の 負 債</p>		<p>現 金 預 け 金</p> <p>現 金</p> <p>預 け 金</p> <p>コ ー ル ロ ー ン</p> <p>買 現 先 勘 定</p> <p>債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金</p> <p>買 入 手 形</p> <p>買 入 金 銭 債 権</p> <p>商 品 有 価 証 券</p> <p>商 品 国 債</p> <p>商 品 地 方 債</p> <p>商 品 政 府 保 証 債</p> <p>そ の 他 の 商 品 有 価 証 券</p> <p>金 銭 の 信 託</p> <p>有 価 証 券</p> <p>国 債</p> <p>地 方 債</p> <p>短 期 社 債</p> <p>社 債</p> <p>株 式</p> <p>そ の 他 の 証 券</p> <p>貸 出 金</p> <p>割 引 手 形</p> <p>手 形 貸 付</p> <p>証 書 貸 付</p> <p>当 座 貸 越</p> <p>外 国 為 替</p> <p>外 国 他 店 預 け</p> <p>外 国 他 店 貸</p> <p>買 入 外 国 為 替</p> <p>取 立 外 国 為 替</p> <p>そ の 他 資 産</p> <p>未 決 済 為 替 貸</p> <p>前 払 費 用</p> <p>未 収 収 益</p> <p>先 物 取 引 差 入 証 拠 金</p> <p>先 物 取 引 差 金 勘 定</p> <p>保 管 有 価 証 券 等</p> <p>金 融 派 生 商 品</p> <p>繰 延 ヘ ッ ジ 損 失</p>	<p>預 金</p> <p>当 座 預 金</p> <p>普 通 預 金</p> <p>貯 蓄 預 金</p> <p>通 知 預 金</p> <p>定 期 預 金</p> <p>定 期 積 金</p> <p>そ の 他 の 預 金</p> <p>譲 渡 性 預 金</p> <p>コ ー ル マ ネ ー</p> <p>売 現 先 勘 定</p> <p>債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金</p> <p>売 渡 手 形</p> <p>コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー</p> <p>借 用 金</p> <p>再 割 引 手 形</p> <p>借 入 金</p> <p>外 国 為 替</p> <p>外 国 他 店 預 り</p> <p>外 国 他 店 借</p> <p>売 渡 外 国 為 替</p> <p>未 払 外 国 為 替</p> <p>短 期 社 債</p> <p>そ の 他 負 債</p> <p>未 決 済 為 替 借</p> <p>未 払 法 人 税 等</p> <p>未 払 費 用</p> <p>前 受 収 益</p> <p>従 業 員 預 り 金</p> <p>給 付 補 て ん 備 金</p> <p>先 物 取 引 受 入 証 拠 金</p> <p>先 物 取 引 差 金 勘 定</p> <p>借 入 商 品 債 券</p> <p>借 入 有 価 証 券</p> <p>売 付 商 品 債 券</p> <p>売 付 債 券</p> <p>金 融 派 生 商 品</p> <p>繰 延 ヘ ッ ジ 利 益</p> <p>そ の 他 の 負 債</p> <p>賞 与 引 当 金</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後				現行			
金融派生商品		賞与引当金		その他の資産		退職給付引当金	
繰延ヘッジ損失		退職給付引当金		不動産		特別法上の引当金	
その他の資産		特別法上の引当金		土地建物		金融先物取引責任準備金	
有形固定資産		金融先物取引責任準備金		建設仮払金		証券取引責任準備金	
建物		証券取引責任準備金		保証金権利金		繰延税金負債	
土地		繰延税金負債		繰延税金資産		支払承諾	
建物仮勘定		負のれん		支払承諾見返		本支店勘定	
その他の有形固定資産		支払承諾		貸倒引当金	△	本店	
無形固定資産		本支店勘定		本支店勘定		在日支店	
ソフトウェア		本店		在日支店		在外支店	
のれん		在日支店		在外支店		小計	
保証金権利金		在外支店		負債の部合計		利益準備金	
その他の無形固定資産		(純資産の部)		利益準備金		当期未処分利益	
繰延税金資産		繰越利益剰余金		繰越利益剰余金		(又は当期未処理損失)	
支払承諾見返		その他の有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		当期純利益	
貸倒引当金		繰延ヘッジ損益		土地再評価差額金		(又は当期純損失)	
本支店勘定	△	土地再評価差額金		純資産の部合計		評価差額金	
本店		純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		小計	
在日支店						合計	
在外支店							
資産の部							

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (3) 有形固定資産の減価償却の方法
 - (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - (5) 貸倒引当金の計上方法
 - (6) 退職給付引当金の計上方法
 - (7) リース取引の処理方法
 - (8) ヘッジ会計の方法
 - (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - (11) その他採用した重要な会計方針

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (3) 不動産の減価償却の方法
 - (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - (5) 貸倒引当金の計上方法
 - (6) 退職給付引当金の計上方法
 - (7) ヘッジ会計の方法
 - (8) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - (9) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - (10) その他採用した重要な会計方針

改正後

- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) リース契約により使用する重要な有形固定資産
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 (年 月 日から) 損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×

現行

- (11) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (12) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- (13) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (14) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (15) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (16) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (17) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (19) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 (年 月 日から) 損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×

改正後		現行	
債券貸借取引受入利息	× × ×	債券貸借取引受入利息	× × ×
買入手形利息	× × ×	買入手形利息	× × ×
預け金利息	× × ×	預け金利息	× × ×
金利スワップ受入利息	× × ×	金利スワップ受入利息	× × ×
外国為替受入利息	× × ×	外国為替受入利息	× × ×
本支店為替尻受入利息	× × ×	本支店為替尻受入利息	× × ×
その他の受入利息	× × ×	その他の受入利息	× × ×
役務取引等収益	× × ×	役務取引等収益	× × ×
外国為替受入手数料	× × ×	外国為替受入手数料	× × ×
内国為替受入手数料	× × ×	内国為替受入手数料	× × ×
その他の役務収益	× × ×	その他の役務収益	× × ×
その他業務収益	× × ×	その他業務収益	× × ×
外国為替売買益	× × ×	外国為替売買益	× × ×
商品有価証券売買益	× × ×	商品有価証券売買益	× × ×
国債等債券売却益	× × ×	国債等債券売却益	× × ×
国債等債券償還益	× × ×	国債等債券償還益	× × ×
金融派生商品収益	× × ×	金融派生商品収益	× × ×
その他の業務収益	× × ×	その他の業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×	その他経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×	株式等売却益	× × ×
金銭の信託運用益	× × ×	金銭の信託運用益	× × ×
その他の経常収益	× × ×	その他の経常収益	× × ×
経常費用	× × ×	経常費用	× × ×
資金調達費用	× × ×	資金調達費用	× × ×
預金利息	× × ×	預金利息	× × ×
譲渡性預金利息	× × ×	譲渡性預金利息	× × ×
コールマネー利息	× × ×	コールマネー利息	× × ×
売現先利息	× × ×	売現先利息	× × ×
債券貸借取引支払利息	× × ×	債券貸借取引支払利息	× × ×
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	コマーシャル・ペーパー利息	× × ×
売渡手形利息	× × ×	売渡手形利息	× × ×
借入金利息	× × ×	借入金利息	× × ×
短期社債利息	× × ×	短期社債利息	× × ×
金利スワップ支払利息	× × ×	金利スワップ支払利息	× × ×
外国為替支払利息	× × ×	外国為替支払利息	× × ×
本支店為替尻支払利息	× × ×	本支店為替尻支払利息	× × ×
その他の支払利息	× × ×	その他の支払利息	× × ×
役務取引等費用	× × ×	役務取引等費用	× × ×
外国為替支払手数料	× × ×	外国為替支払手数料	× × ×
内国為替支払手数料	× × ×	内国為替支払手数料	× × ×

改正後		現行	
その他の役務費用	×××	その他の役務費用	×××
その他業務費用	×××	その他業務費用	×××
外国為替売買損	×××	外国為替売買損	×××
商品有価証券売買損	×××	商品有価証券売買損	×××
国債等債券売却損	×××	国債等債券売却損	×××
国債等債券償還損	×××	国債等債券償還損	×××
国債等債券償却	×××	国債等債券償却	×××
金融派生商品費用	×××	金融派生商品費用	×××
その他の業務費用	×××	その他の業務費用	×××
営業経費	×××	営業経費	×××
その他経常費用	×××	その他経常費用	×××
貸倒引当金繰入額	×××	貸倒引当金繰入額	×××
貸出金償却	×××	貸出金償却	×××
株式等売却損	×××	株式等売却損	×××
株式等償却	×××	株式等償却	×××
金銭の信託運用損	×××	金銭の信託運用損	×××
その他の経常費用	×××	その他の経常費用	×××
経常利益	×××	経常利益	×××
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	×××	特別利益	×××
固定資産処分益	×××	動産不動産処分益	×××
貸倒引当金戻入益	×××	償却債権取立益	×××
償却債権取立益	×××	金融先物取引責任準備金取崩額	×××
金融先物取引責任準備金取崩額	×××	証券取引責任準備金取崩額	×××
証券取引責任準備金取崩額	×××	その他の特別利益	×××
その他の特別利益	×××	特別損失	×××
特別損失	×××	動産不動産処分損	×××
固定資産処分損	×××	減損損失	×××
減損損失	×××	金融先物取引責任準備金繰入額	×××
金融先物取引責任準備金繰入額	×××	証券取引責任準備金繰入額	×××
証券取引責任準備金繰入額	×××	その他の特別損失	×××
その他の特別損失	×××	税引前当期純利益	×××
税引前当期純利益	×××	(又は税引前当期純損失)	
(又は税引前当期純損失)		法人税、住民税及び事業税	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	法人税等調整額	×××
法人税等調整額	×××	当期純利益	×××
当期純利益	×××	(又は当期純損失)	
(又は当期純損失)		前期繰越利益	×××
前期繰越利益剰余金	×××	(又は前期繰越損失)	
利益準備金積立額	×××	利益準備金積立額	×××

改正後		現行	
本店への送金 (本店からの補てん金)	× × ×	本店への送金 (本店からの補てん金)	× × ×
繰越利益剰余金	× × ×	当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	× × ×
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。 (1) 直接経費(派遣職員給与等) (2) 間接経費割当額</p> <p>3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。</p> <p>6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。</p> <p>7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。 (1) 直接経費(派遣職員給与等) (2) 間接経費割当額</p> <p>3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。</p> <p>6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。</p> <p>7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>	

別紙様式第4号の2（業務報告書（特定取引勘定届出外国銀行支店用））パブリックコメント用

改正後	現行				
<p>(参考) 別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;"> { 年 月 日から 年 月 日まで } </p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 事業概況書</p> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴</p> <p>5 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>7 特定取引有価証券の内訳</p> <p>8 有価証券の内訳</p> <p>9 貸出金の担保内訳</p> <p>10 動産不動産の内訳</p> <p>11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳</p> </td> </tr> </table> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p>	<p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴</p> <p>5 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p>	<p>7 特定取引有価証券の内訳</p> <p>8 有価証券の内訳</p> <p>9 貸出金の担保内訳</p> <p>10 動産不動産の内訳</p> <p>11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳</p>	<p>(参考) 別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;"> { 年 月 日から 年 月 日まで } </p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 営業概況書</p> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴</p> <p>5 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>7 特定取引有価証券の内訳</p> <p>8 有価証券の内訳</p> <p>9 貸出金の担保内訳</p> <p>10 動産不動産の内訳</p> <p>11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳</p> </td> </tr> </table> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p>	<p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴</p> <p>5 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p>	<p>7 特定取引有価証券の内訳</p> <p>8 有価証券の内訳</p> <p>9 貸出金の担保内訳</p> <p>10 動産不動産の内訳</p> <p>11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳</p>
<p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴</p> <p>5 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p>	<p>7 特定取引有価証券の内訳</p> <p>8 有価証券の内訳</p> <p>9 貸出金の担保内訳</p> <p>10 動産不動産の内訳</p> <p>11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳</p>				
<p>1 営業の概要</p> <p>2 営業所等の増減</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴</p> <p>5 株主又は持分を保有する者の状況</p> <p>6 商品有価証券の内訳</p>	<p>7 特定取引有価証券の内訳</p> <p>8 有価証券の内訳</p> <p>9 貸出金の担保内訳</p> <p>10 動産不動産の内訳</p> <p>11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳</p>				

改正後

第1 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 国 からの 派 遣 職 員			
本 邦 役 付 職 員			
本邦一般職員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

4 支店の代表者及び役付職員の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	備 考
計	名		

現行

第1 (年 月 日から) 営業概況書
 (年 月 日まで)

1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む 営業所又は事務所			

3 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 国 からの 派 遣 職 員			
本 邦 役 付 職 員			
本邦一般職員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

4 支店の代表者及び役付職員の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	備 考
計	名		

改正後

(記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割合
		%
その他の株主又は持分を 保有する者(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い20名を記載すること。

6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
政府短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

7 特定取引有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国債				
地方債				
政府保証債				

現行

(記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割合
		%
その他の株主又は持分を 保有する者(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い20名を記載すること。

6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
政府短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

7 特定取引有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国債				
地方債				
政府保証債				

改正後			
外 国 証 券			
計			

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸 出 金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自 行 預 金		%		
有 価 証 券				
債 権				
商 品				
不 動 産				
財 団				
そ の 他				
計				

現行			
外 国 証 券			
計			

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸 出 金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自 行 預 金		%		
有 価 証 券				
債 権				
商 品				
不 動 産				
財 団				
そ の 他				
計				

改正後				
保 証				
信 用				
合 計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

10 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建 物	土 地	建物仮勘定	その他の有形固定資産
事 業 用				
所 有				
計				

11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手 形 引 受		
信 用 状		
保 証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自 行 預 金		%
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		

現行				
保 証				
信 用				
合 計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

10 動産不動産の内訳

(単位：百万円)

種 類	土 地	建 物	動 産	保証金・権利金
営 業 用				
所 有				
計				

(記載上の注意)

建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。

11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手 形 引 受		
信 用 状		
保 証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自 行 預 金		%
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		

改正後

現行

合 計

100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金	
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
商品有価証券派生商品		売 現 先 勘 定	
特定取引有価証券		債券貸借取引受入担保金	
特定取引有価証券派生商品		売 渡 手 形	
特定金融派生商品		コマーシャル・ペーパー	
その他特定取引商品		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		売 付 商 品 債 券	
有 価 証 券		商品有価証券派生商品	
国 債		特定取引売付債券	
地 方 債		特定取引有価証券派生商品	
短 期 社 債		特定金融派生商品	
社 債		その他の特定取引負債	
株 式		借 用 金	
そ の 他 の 証 券		再 割 引 手 形	
貸 出 金		借 入 金	
割 引 手 形		外 国 為 替	
手 形 貸 付		外 国 他 店 預 り	
証 書 貸 付		外 国 他 店 借	

合 計

100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金	
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
商品有価証券派生商品		売 現 先 勘 定	
特定取引有価証券		債券貸借取引受入担保金	
特定取引有価証券派生商品		売 渡 手 形	
特定金融派生商品		コマーシャル・ペーパー	
その他の特定取引資産		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		売 付 商 品 債 券	
有 価 証 券		商品有価証券派生商品	
国 債		特定取引売付債券	
地 方 債		特定取引有価証券派生商品	
短 期 社 債		特定金融派生商品	
社 債		その他の特定取引負債	
株 式		借 用 金	
そ の 他 の 証 券		再 割 引 手 形	
貸 出 金		借 入 金	
割 引 手 形		外 国 為 替	
手 形 貸 付		外 国 他 店 預 り	
証 書 貸 付		外 国 他 店 借	
当 座 貸 越		売 渡 外 国 為 替	
外 国 為 替		未 払 外 国 為 替	
外 国 他 店 預 け		短 期 社 債	

改正後		現行			
当座貸越 外国為替 外国他店預け 外国他店貸 買入外国為替 取立外国為替 その他資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 その他の資産 有形固定資産 建物 土地 建物仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形固定資産 繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定 本店 在日支店 在外支店	△	売渡外国為替 未払外国為替 その他負債 未決済為替借 未払法人税等 未払費用 前受収益 従業員預り金 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 借入有価証券 売付商品債券 売付債券 金融派生商品 その他の負債 賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 のれん 支払承諾 本支店勘定 本店 在日支店 在外支店 負債の部合計 (純資産の部) 利益準備金 繰越利益剰余金 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 純資産の部合計	外国他店貸 買入外国為替 取立外国為替 その他資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 繰延ヘッジ損失 その他の資産 動産 不動産 土地建物動産 建設仮払金 保証金権利金 繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定 本店 在日支店 在外支店	△	その他負債 未決済為替借 未払法人税等 未払費用 前受収益 従業員預り金 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 借入特定取引有価証券 借入有価証券 売付債券 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 その他の負債 賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 本店 在日支店 在外支店 小計 利益準備金 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 当期純利益 (又は当期純損失) 評価差額金 小計
資産の部		負債及び純資産の部合計	合計	合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げ

改正後	現行
<p>明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u></p> <p>② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u></p> <p>③ <u>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u></p> <p>④ <u>当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無</u></p> <p>(2) <u>有価証券の評価基準及び評価方法</u></p> <p>(3) <u>有形固定資産の減価償却の方法</u></p> <p>(4) <u>外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</u></p> <p>(5) <u>貸倒引当金の計上方法</u></p> <p>(6) <u>退職給付引当金の計上方法</u></p> <p>(7) <u>リース取引の処理方法</u></p> <p>(8) <u>ヘッジ会計の方法</u></p> <p>(9) <u>金銭の信託の評価基準及び評価方法</u></p> <p>(10) <u>デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</u></p> <p>(11) <u>その他採用した重要な会計方針</u></p> <p>(12) <u>会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(13) <u>貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。</u></p> <p>(14) <u>固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(15) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(16) <u>支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</u></p> <p>(17) <u>支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p>(18) <u>リース契約により使用する重要な有形固定資産</u></p> <p>(19) <u>重要な係争事件に係る損害賠償義務</u></p> <p>(20) <u>資産が担保に供されているときは、その内容</u></p> <p>(21) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(22) <u>以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</u></p> <p>3 <u>法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>4 <u>「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</u></p>	<p>る事項</p> <p>① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u></p> <p>② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</u></p> <p>③ <u>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u></p> <p>④ <u>当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か</u></p> <p>(2) <u>有価証券の評価基準及び評価方法</u></p> <p>(3) <u>銀行法第 17 条の 2 第 2 項により時価を付したときは、その旨。同条第 3 項の方法によりみなし決済をしたときには、その旨</u></p> <p>(4) <u>動産不動産の減価償却の方法</u></p> <p>(5) <u>外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</u></p> <p>(6) <u>貸倒引当金の計上方法</u></p> <p>(7) <u>退職給付引当金の計上方法</u></p> <p>(8) <u>ヘッジ会計の方法</u></p> <p>(9) <u>金銭の信託の評価基準及び評価方法</u></p> <p>(10) <u>デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</u></p> <p>(11) <u>その他採用した重要な会計方針</u></p> <p>(12) <u>会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(13) <u>貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。</u></p> <p>(14) <u>固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(15) <u>動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(16) <u>支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</u></p> <p>(17) <u>支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p>(18) <u>リース契約により使用する重要な動産不動産</u></p> <p>(19) <u>重要な係争事件に係る損害賠償義務</u></p> <p>(20) <u>資産が担保に供されているときは、その内容</u></p> <p>(21) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(22) <u>以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</u></p> <p>3 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>4 <u>「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</u></p>

改正後

称を付した科目を設けて記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 (年 月 日から) 損益計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
外 国 為 替 受 入 利 息	× × ×
本 支 店 為 替 尻 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
外 国 為 替 受 入 手 数 料	× × ×
内 国 為 替 受 入 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×

現行

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 (年 月 日から) 損益計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
外 国 為 替 受 入 利 息	× × ×
本 支 店 為 替 尻 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
外 国 為 替 受 入 手 数 料	× × ×
内 国 為 替 受 入 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×

改正後		現行	
その他の業務収益	×××	その他の業務収益	×××
その他経常収益	×××	その他経常収益	×××
株式等売却益	×××	株式等売却益	×××
金銭の信託運用益	×××	金銭の信託運用益	×××
その他の経常収益	×××	その他の経常収益	×××
経常費用	×××	経常費用	×××
資金調達費用	×××	資金調達費用	×××
預金利息	×××	預金利息	×××
譲渡性預金利息	×××	譲渡性預金利息	×××
コールマネー利息	×××	コールマネー利息	×××
売現先利息	×××	売現先利息	×××
債券貸借取引支払利息	×××	債券貸借取引支払利息	×××
コマーシャル・ペーパー利息	×××	コマーシャル・ペーパー利息	×××
売渡手形利息	×××	売渡手形利息	×××
借入金利息	×××	借入金利息	×××
短期社債利息	×××	短期社債利息	×××
金利スワップ支払利息	×××	金利スワップ支払利息	×××
外国為替支払利息	×××	外国為替支払利息	×××
本支店為替尻支払利息	×××	本支店為替尻支払利息	×××
その他の支払利息	×××	その他の支払利息	×××
役員取引等費用	×××	役員取引等費用	×××
外国為替支払手数料	×××	外国為替支払手数料	×××
内国為替支払手数料	×××	内国為替支払手数料	×××
その他の役員費用	×××	その他の役員費用	×××
特定取引費用	×××	特定取引費用	×××
商品有価証券費用	×××	商品有価証券費用	×××
特定取引有価証券費用	×××	特定取引有価証券費用	×××
特定金融派生商品費用	×××	特定金融派生商品費用	×××
その他の特定取引費用	×××	その他の特定取引費用	×××
その他業務費用	×××	その他業務費用	×××
外国為替売買損	×××	外国為替売買損	×××
国債等債券売却損	×××	国債等債券売却損	×××
国債等債券償還損	×××	国債等債券償還損	×××
国債等債券償却	×××	国債等債券償却	×××
金融派生商品費用	×××	金融派生商品費用	×××
その他の業務費用	×××	その他の業務費用	×××
営業経費	×××	営業経費	×××
その他経常費用	×××	その他経常費用	×××
貸倒引当金繰入額	×××	貸倒引当金繰入額	×××
貸出金償却	×××	貸出金償却	×××

改正後		現行	
株式等売却損	×××	株式等売却損	×××
株式等償却	×××	株式等償却	×××
金銭の信託運用損	×××	金銭の信託運用損	×××
その他の経常費用	×××	その他の経常費用	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	経常利益 (又は経常損失)	×××
特別利益	×××	特別利益	×××
固定資産処分益	×××	動産不動産処分益	×××
貸倒引当金戻入益	×××	償却債権取立益	×××
償却債権取立益	×××	金融先物取引責任準備金取崩額	×××
金融先物取引責任準備金取崩額	×××	証券取引責任準備金取崩額	×××
証券取引責任準備金取崩額	×××	その他の特別利益	×××
その他の特別利益	×××	特別損失	×××
特別損失	×××	動産不動産処分損	×××
固定資産処分損	×××	減損損失	×××
減損損失	×××	金融先物取引責任準備金繰入額	×××
金融先物取引責任準備金繰入額	×××	証券取引責任準備金繰入額	×××
証券取引責任準備金繰入額	×××	その他の特別損失	×××
その他の特別損失	×××	税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	法人税、住民税及び事業税	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	法人税等調整額	×××
法人税等調整額	×××	当期純利益 (又は当期純損失)	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	前期繰越利益 (又は前期繰越損失)	×××
前期繰越利益 (又は前期繰越損失)	×××	利益準備金積立額	×××
前期繰越利益剰余金	×××	本店への送金 (本店からの補てん金)	×××
利益準備金積立額	×××	当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	×××
本店への送金 (本店からの補てん金)	×××		
繰越利益剰余金	×××		

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 - (1) 直接経費(派遣職員給与等)
 - (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 - (1) 直接経費(派遣職員給与等)
 - (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

改正後	現行
<p>4 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>5 <u>「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。</u></p> <p>6 <u>「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。</u></p> <p>7 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>	<p>4 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>5 <u>「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。</u></p> <p>6 <u>「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。</u></p> <p>7 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>

別紙様式第5号（中間連結業務報告書）パブリックコメント用

改正後	現行
<p>(参考) 別紙様式第5号（第18条第3項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">中 間 連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;"> （ 年 月 日から 年 月 日まで ） </p> <p style="text-align: center;">株式会社 _____ 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 _____ 銀行 代表取締役 氏 _____ 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業概況書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の概要 2 子会社等の状況 3 連結自己資本比率の状況 <p>第2 中間連結財務諸表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間連結財務諸表の作成方針 2 中間連結貸借対照表 3 中間連結損益計算書 4 中間連結株主資本等変動計算書 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書 <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。 	<p>(参考) 別紙様式第5号（第18条第3項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">中 間 連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;"> （ 年 月 日から 年 月 日まで ） </p> <p style="text-align: center;">株式会社 _____ 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 _____ 銀行 代表取締役 氏 _____ 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業概況書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業の概要 2 子会社等の状況 3 連結自己資本比率の状況 <p>第2 中間連結財務諸表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間連結財務諸表の作成方針 2 中間連結貸借対照表 3 中間連結損益計算書 4 中間連結剰余金計算書 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書 <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 この様式中に記載する金額は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は、切り捨てること。 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

改正後					
第1 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間事業概況書					
1 事業の概要 (記載上の注意) 銀行及びその子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。					
2 子会社等の状況 子会社等数の増減					
	前	期	末	当	中
	期	末	当	中	間
	末	増	減	(△)
子	会	社			
子	法	人			
関	連	法			
人	等				
合	計				
(記載上の注意) 1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第4条第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条第3項に規定する関連法人等をいう（以下同じ）。 2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。					
3 連結自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る連結自己資本比率]					
(単位：百万円)					
項	目	前	期	末	当
項	目	前	期	末	当
項	目	前	期	末	当
項	目	前	期	末	当
資	本	金			
非	累	積	的	永	久
新	株	式	申	込	証
資	本	剰	余	金	
短	期	劣	後	債	務
準	補	完	的	項	目
準	補	完	的	項	目
自	己	資	本	総	額
(A	+	B	+	C)	

現行					
第1 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間営業概況書					
1 営業の概要 (記載上の注意) 銀行及びその子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。					
2 子会社等の状況 子会社等数の増減					
	前	期	末	当	中
	期	末	当	中	間
	末	増	減	(△)
子	会	社			
子	法	人			
関	連	法			
人	等				
合	計				
(記載上の注意) 1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第2号に規定する関連法人等をいう。 2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。					
3 連結自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る連結自己資本比率]					
(単位：百万円)					
項	目	前	期	末	当
項	目	前	期	末	当
項	目	前	期	末	当
項	目	前	期	末	当
資	本	金			
非	累	積	的	永	久
新	株	式	払	込	金
資	本	剰	余	金	
短	期	劣	後	債	務
準	補	完	的	項	目
準	補	完	的	項	目
自	己	資	本	総	額
(A	+	B	+	C)	

改正後					
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(D-E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			リスク・アセット等計(G)		
			(参考) マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
----	-----	-------	----	-----	-------

現行					
利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
連結子会社の少数株主持分			(D)		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式払込金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定					
営業権相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
連結調整勘定相当額	△	△			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(D-E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			リスク・アセット等計(G)		
			(参考) マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
----	-----	-------	----	-----	-------

改正後					現行						
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)			資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金						新株式払込金					
資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
利益剰余金						利益剰余金					
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金						海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権						自己株式払込金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
為替換算調整勘定						自己株式	△	△			
連結子会社の少数株主持分						為替換算調整勘定					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						営業権相当額	△	△			
営業権相当額	△	△				企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
のれん	△	△				連結調整勘定相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)						繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△				繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	△	△	基本的項目(A)			控除項目(D)		
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(D)			償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額(C-D)(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(C-D)(E)			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目			一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(F)			負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株						期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕、海外営業拠点を

改正後

- 自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
 (2) 持分法の適用に関する事項
 (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	

現行

- 有しない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
 (2) 持分法の適用に関する事項
 (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	

改正後				現行			
特定取引資産		コマーシャル・ペーパー		特定取引資産		コマーシャル・ペーパー	
商品有価証券		特定取引負債		商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		借入金		金銭の信託		借入金	
有価証券		外国為替		有価証券		外国為替	
貸出金		短期社債		貸出金		短期社債	
外国為替		社債		外国為替		社債	
その他資産		新株予約権付社債		その他資産		新株予約権付社債	
有形固定資産		その他負債		有形固定資産		その他負債	
無形固定資産		賞与引当金		無形固定資産		賞与引当金	
のれん		役員賞与引当金		のれん		役員賞与引当金	
その他の無形固定資産		退職給付引当金		その他の無形固定資産		退職給付引当金	
繰延税金資産		特別法上の引当金		繰延税金資産		特別法上の引当金	
再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債		再評価に係る繰延税金資産		繰延税金負債	
支払承諾見返		再評価に係る繰延税金負債		支払承諾見返		再評価に係る繰延税金負債	
貸倒引当金	△	負ののれん		貸倒引当金	△	再評価に係る繰延税金負債	
		支払承諾				連結調整勘定	
		負債の部合計				支払承諾	
		(純資産の部)				負債の部合計	
		資本金				(少数株主持分)	
		新株式申込証拠金				少数株主持分	
		資本剰余金				(資本の部)	
		利益剰余金				資本金	
		自己株式	△			新株式払込金	
		自己株式申込証拠金				資本剰余金	
		株主資本合計				利益剰余金	
		その他有価証券評価差額金				土地再評価差額金	
		繰延ヘッジ損益				株式等評価差額金	
		土地再評価差額金				為替換算調整勘定	
		為替換算調整勘定				自己株式払込金	
		評価・換算差額等合計				自己株式	△
		新株予約権				資本の部合計	
		少数株主持分				負債、少数株主持分及び	
		純資産の部合計				資本の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項				(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項			
① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容				① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容			
② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在				② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在			
③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計				③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計			

改正後	現行
<p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額</p> <p>③ 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>⑤ 貸倒引当金の計上方法</p> <p>⑥ 退職給付引当金の計上方法</p> <p>⑦ リース取引の処理方法</p> <p>⑧ ヘッジ会計の方法</p> <p>⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>⑪ その他採用した重要な会計方針</p> <p>⑫ 子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間連結会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(5) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1号及び第2号に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対</p>	<p>画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否か</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法</p> <p>③ 動産不動産の減価償却の方法</p> <p>④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>⑤ 貸倒引当金の計上方法</p> <p>⑥ 退職給付引当金の計上方法</p> <p>⑦ リース取引の処理方法</p> <p>⑧ ヘッジ会計の方法</p> <p>⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>⑪ その他採用した重要な会計方針</p> <p>⑫ 子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(7) 1株当たりの純資産額</p> <p>(8) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(9) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(11) 重要な後発事象</p> <p>(12) 資産が担保に供されているときは、その内容。</p> <p>(13) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(14) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。</p>

改正後

する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。

(12) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。

(13) 子会社等の株式又は出資金の総額

(14) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額

(15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(16) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の中間会計期間の末日と異なる日とその中間連結決算日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

(17) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は独立科目として記載する。

3 (年 月 日から) 中間連結損益計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×

現行

3 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 (年 月 日から) 中間連結損益計算書
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×

改正後		現行	
特定取引収益	× × ×	特定取引収益	× × ×
その他業務収益	× × ×	その他業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×	その他経常収益	× × ×
経常費用	× × ×	経常費用	× × ×
資金調達費用 (うち預金利息)	× × × (× × ×)	資金調達費用 (うち預金利息)	× × × (× × ×)
役員取引等費用	× × ×	役員取引等費用	× × ×
特定取引費用	× × ×	特定取引費用	× × ×
その他業務費用	× × ×	その他業務費用	× × ×
営業経費	× × ×	営業経費	× × ×
その他経常費用	× × ×	その他経常費用	× × ×
経常利益 (又は経常損失)	× × ×	経常利益 (又は経常損失)	× × ×
特別利益	× × ×	特別利益	× × ×
特別損失	× × ×	特別損失	× × ×
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	× × ×	税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×	法人税等調整額	× × ×
少数株主利益 (又は少数株主損失)	× × ×	少数株主利益 (又は少数株主損失)	× × ×
中間純利益 (又は中間純損失)	× × ×	中間純利益 (又は中間純損失)	× × ×
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。		1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。	
2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	
3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。		3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行及びその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。	
4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。		4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。	
6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。			

4. [年 月 日から
年 月 日まで]

中間連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目	金額
(資 本 剰 余 金 の 部)	
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	
資 本 剰 余 金 増 加 高	
増 資 に よ る 新 株 の 発 行	
自 己 株 式 処 分 差 益	
・	
・	
・	
資 本 剰 余 金 減 少 高	
配 当	
自 己 株 式 消 却 額	
・	
・	
・	
資 本 剰 余 金 中 間 期 末 残 高	
(利 益 剰 余 金 の 部)	
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	
利 益 剰 余 金 増 加 高	
中 間 間 純 利 益	
・	
・	
・	
利 益 剰 余 金 減 少 高	
配 当	
役 員 賞 与	
資 本 消 却 額	
自 己 株 式 消 却 額	
・	
・	
利 益 剰 余 金 中 間 期 末 残 高	

(記載上の注釈)

法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第4 [年 月 日から
年 月 日まで]

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成 年 月 日 発 高 (円)	株主資本				評価・換算差額等							新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合 計					
XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX										XXXX
中間連結会計期間中の 変動額															
新株の発行	XXX	XXX			XXX										XXX
剰余金の配当			＝	XXX	XXX										＝ XXX
中間純利益			XXX		XXX										XXX
自己株式の処分				XXX	XXX										XXX
・															
・															
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)					XXX		XXX		XXX		XXX				XXX
中間連結会計期間中の 変動額合計 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
平成 年 月 日 発 高 (円)	XXX	XXX	XXX	＝	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

後 注 記

- (記載上の注釈)
1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 2. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
 3. 株主資本以外の科目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
 4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、直前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を記載すること。
 5. 評価・換算差額等及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。

改正後		現行	
5 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結キャッシュ・フロー計算書		5 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	
(直接法により表示する場合)		(直接法により表示する場合)	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
営業経費支出		営業経費支出	
.....		
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
.....		
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
<u>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</u>		<u>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</u>	
<u>V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>		<u>V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</u>	
<u>VI 現金及び現金同等物の期首残高</u>		<u>VI 現金及び現金同等物の期首残高</u>	

改正後	
Ⅶ現金及び現金同等物の中間期末残高	
<u>(記載上の注意)</u>	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。	
2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
〔間接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	

現行	
Ⅶ現金及び現金同等物の中間期末残高	
<u>(記載上の注意)</u>	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。	
2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
〔間接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	

改正後		現行	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額		IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		V現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
VI現金及び現金同等物の期首残高		VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の中間期末残高		VII現金及び現金同等物の中間期末残高	
<u>(記載上の注意)</u> <u>1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</u> <u>2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		<u>(記載上の注意)</u> <u>1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。</u> <u>2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>	

別紙様式第5号の2（連結業務報告書）パブリックコメント用

改正後	現行
<p>(参考)別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">株式会社 _____ 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 _____ 銀行 代表取締役 氏 _____ 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>第1 事業概況書</u></p> <p>1 事業の概要</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>3 連結自己資本比率の状況</p> <p><u>第2 連結財務諸表</u></p> <p>1 連結財務諸表の作成方針</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p>3 連結損益計算書</p> <p>4 連結株主資本等変動計算書</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p>	<p>(参考)別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">株式会社 _____ 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 _____ 銀行 代表取締役 氏 _____ 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>第1 営業概況書</u></p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>3 連結自己資本比率の状況</p> <p><u>第2 連結財務諸表</u></p> <p>1 連結財務諸表の作成方針</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p>3 連結損益計算書</p> <p>4 連結剰余金計算書</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</p>

改正後																																			
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> 第1 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </div> </div> 事業概況書 </div>																																			
<p>1 事業の概要 〔記載上の注意〕 銀行及びその子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。</p>																																			
<p>2 子会社等の状況</p> <p style="text-align: center;">子会社等数の増減</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">前 期 末</th> <th style="width: 15%;">当 期 末</th> <th style="width: 15%;">増 減 ()</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子 会 社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子 法 人 等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関 連 法 人 等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔記載上の注意〕</p> <p>1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第4条第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条第3項に規定する関連法人等をいう（以下同じ。）</p> <p>2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。</p>							前 期 末	当 期 末	増 減 ()			子 会 社						子 法 人 等						関 連 法 人 等						合 計					
	前 期 末	当 期 末	増 減 ()																																
子 会 社																																			
子 法 人 等																																			
関 連 法 人 等																																			
合 計																																			
<p>3 連結自己資本比率の状況</p> <p>〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																								
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																														

現行																																			
<p>4 この様式中の注記事項のうち、営業報告書（銀行法施行規則別紙様式第9号及び第9号の2）に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該注記の記載を省略できるものとする。</p>																																			
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> 第1 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> 年 月 日から 年 月 日まで </div> </div> 営業概況書 </div>																																			
<p>1 営業の概要 〔記載上の注意〕 銀行及びその子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。</p>																																			
<p>2 子会社等の状況</p> <p style="text-align: center;">子会社等数の増減</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">前 期 末</th> <th style="width: 15%;">当 期 末</th> <th style="width: 15%;">増 減 ()</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子 会 社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子 法 人 等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関 連 法 人 等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔記載上の注意〕</p> <p>1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第2号に規定する関連法人等をいう。</p> <p>2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。</p>							前 期 末	当 期 末	増 減 ()			子 会 社						子 法 人 等						関 連 法 人 等						合 計					
	前 期 末	当 期 末	増 減 ()																																
子 会 社																																			
子 法 人 等																																			
関 連 法 人 等																																			
合 計																																			
<p>3 連結自己資本比率の状況</p> <p>〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																								
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																														

改正後					現行						
資本金			短期劣後債務			資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式払込金			準補完的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A + B + C)			資本剰余金			自己資本総額(A + B + C)		
利益剰余金			(D)			利益剰余金			(D)		
自己株式	—	—	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			連結子会社の少数株主持分			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	—	—		期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	—		—	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの
為替換算調整勘定			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			自己株式払込金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
新株予約権				短期劣後債務及びこれに準ずるもの			自己株式	—		—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの
連結子会社の少数株主持分						為替換算調整勘定					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						営業権相当額	—	—			
営業権相当額	—	—				連結調整勘定相当額	—	—			
のれん	—	—				企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—			
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)						繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—				繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			基本的項目(A)			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目不算入額	—	—	償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目不算入額	—	—
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目(E)			その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(D - E)(F)			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(D - E)(F)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目			一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目			負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			リスク・アセット等計(G)			負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)		
			(参考)マーケット・リスク相当額			期限付劣後債務及び期限付優先株			(参考)マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

改正後					
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕					
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			自己資本総額(A + B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益剰余金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
自己株式	—	—			
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	—	—			
新株予約権					
為替換算調整勘定					
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額のれん	—	—			
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	—	—
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(D)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(C - D)(E)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(F)		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意)					
1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資					

現行					
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕					
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			自己資本総額(A + B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式払込金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益剰余金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の評価差損	—	—			
自己株式払込金					
自己株式	—	—			
為替換算調整勘定					
営業権相当額	—	—			
連結調整勘定相当額	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—			
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	—	—
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(D)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(C - D)(E)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(F)		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意)					
1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資					

改正後	現行
<p>産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。</p> <p>3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>7 銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%（ただし、平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p>	<p>1 本表には、銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。</p> <p>3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率をいう。</p> <p>4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>7 銀行法第 52 条の 9 の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</p> <p>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%（ただし、平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p>	<p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p>
<p>1 連結財務諸表の作成方針</p> <p>銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、事業報告（銀行法施行規則別紙様式第 9 号及び第 9 号の 2）に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項</p> <p>(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>(5) のれんの償却に関する事項</p>	<p>1 連結財務諸表の作成方針</p> <p>銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、営業報告書（銀行法施行規則別紙様式第 9 号及び第 9 号の 2）に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項</p> <p>(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>(5) 連結調整勘定の償却に関する事項</p> <p>(6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項</p>
<p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p>	<p style="text-align: center;">2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p>

改正後				現行			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金		現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		譲 渡 性 預 金		コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形		買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定		債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		買 入 金 銭 債 権		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債		商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金		金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替		有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債		貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債		外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債		そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債		動 産 不 動 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
の れ ん		役 員 賞 与 引 当 金		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金		連 結 調 整 勘 定		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		繰 延 税 金 負 債		貸 倒 引 当 金		繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債				再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金		負 の の れ ん				連 結 調 整 勘 定	
		支 払 承 諾				支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計				負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)				(少 数 株 主 持 分)	
		資 本 金				少 数 株 主 持 分	
		新 株 式 申 込 証 拠 金				(資 本 の 部)	
		資 本 剰 余 金				資 本 金	
		利 益 剰 余 金				新 株 式 払 込 金	
		自 己 株 式				資 本 剰 余 金	
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金				利 益 剰 余 金	
		株 主 資 本 合 計				土 地 再 評 価 差 額 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				株 式 等 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益				為 替 換 算 調 整 勘 定	
		土 地 再 評 価 差 額 金				自 己 株 式 払 込 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定				自 己 株 式	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				資 本 の 部 合 計	
		新 株 予 約 権				負 債 、 少 数 株 主 持 分 及 び	
		少 数 株 主 持 分				資 本 の 部 合 計	
		純 資 産 の 部 合 計					
				資 産 の 部 合 計			
				(記 載 上 の 注 意)			

改正後		現行
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 有価証券の評価基準及び評価方法 — 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額 — 有形固定資産の減価償却の方法 — 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 — 貸倒引当金の計上方法 — 退職給付引当金の計上方法 — リース取引の処理方法 — ヘッジ会計の方法 — 金銭の信託の評価基準及び評価方法 — デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 — その他採用した重要な会計方針 — 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。 <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 会計処理の原則又は手続を変更した場合は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 — 表示方法を変更したときは、その内容 <p>(4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(5) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含</p>		<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 有価証券の評価基準及び評価方法 — 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額 — 動産不動産の減価償却の方法 — 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 — 貸倒引当金の計上方法 — 退職給付引当金の計上方法 — リース取引の処理方法 — ヘッジ会計の方法 — 金銭の信託の評価基準及び評価方法 — デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 — その他採用した重要な会計方針 — 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。 <p>(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(7) 1 株当たりの純資産額</p> <p>(8) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</p> <p>(9) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金はこの限りではない。</p> <p>(10) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(11) リース契約により使用する重要な動産不動産</p>

改正後	現行
<p>まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。）</p> <p>(12) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</p> <p>(13) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。</p> <p>(14) 子会社等の株式又は出資金の総額</p> <p>(15) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(17) 1株当たりの純資産額</p> <p>(18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）</p> <p>(19) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。</p> <p>3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</p> <p>4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は独立科目として記載する。</p> <p>3 (年 月 日から) 連結損益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(単位：百万円)</p>	<p>(12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(13) 重要な後発事象</p> <p>(14) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>(15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(16) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。</p> <p>3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</p> <p>4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は独立科目として記載する。</p> <p>3 (年 月 日から) 連結損益計算書 (年 月 日まで)</p> <p>(単位：百万円)</p>

改正後		現行	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	x x x	経常収益	x x x
資金運用収益	x x x	資金運用収益	x x x
貸出金利息	x x x	貸出金利息	x x x
有価証券利息配当金	x x x	有価証券利息配当金	x x x
コールローン利息及び買入手形利息	x x x	コールローン利息及び買入手形利息	x x x
買現先利息	x x x	買現先利息	x x x
債券貸借取引受入利息	x x x	債券貸借取引受入利息	x x x
預け金利息	x x x	預け金利息	x x x
その他の受入利息	x x x	その他の受入利息	x x x
役務取引等収益	x x x	役務取引等収益	x x x
特定取引収益	x x x	特定取引収益	x x x
その他業務収益	x x x	その他業務収益	x x x
その他経常収益	x x x	その他経常収益	x x x
経常費用	x x x	経常費用	x x x
資金調達費用	x x x	資金調達費用	x x x
預金利息	x x x	預金利息	x x x
譲渡性預金利息	x x x	譲渡性預金利息	x x x
コールマネー利息及び売渡手形利息	x x x	コールマネー利息及び売渡手形利息	x x x
売現先利息	x x x	売現先利息	x x x
債券貸借取引支払利息	x x x	債券貸借取引支払利息	x x x
コマースシャル・ペーパー利息	x x x	コマースシャル・ペーパー利息	x x x
借入金利息	x x x	借入金利息	x x x
短期社債利息	x x x	短期社債利息	x x x
社債利息	x x x	社債利息	x x x
新株予約権付社債利息	x x x	新株予約権付社債利息	x x x
その他の支払利息	x x x	その他の支払利息	x x x
役務取引等費用	x x x	役務取引等費用	x x x
特定取引費用	x x x	特定取引費用	x x x
その他業務費用	x x x	その他業務費用	x x x
営業経費	x x x	営業経費	x x x
その他経常費用	x x x	その他経常費用	x x x
貸倒引当金繰入額	x x x	貸倒引当金繰入額	x x x
その他の経常費用	x x x	その他の経常費用	x x x
経常利益	x x x	経常利益	x x x
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	x x x	特別利益	x x x
固定資産処分益	x x x	動産不動産処分益	x x x
貸倒引当金戻入益	x x x	償却債権取立益	x x x
償却債権取立益	x x x	その他の特別利益	x x x

改正後		現行	
その他の特別利益	x x x	特別損失	x x x
特別損失		動産不動産処分損	x x x
固定資産処分損	x x x	減損損失	x x x
減損損失	x x x	その他の特別損失	x x x
その他の特別損失	x x x	税金等調整前当期純利益	
税金等調整前当期純利益		(又は税金等調整前当期純損失)	x x x
(又は税金等調整前当期純損失)	x x x	法人税、住民税及び事業税	x x x
法人税、住民税及び事業税	x x x	法人税等調整額	x x x
法人税等調整額	x x x	少数株主利益	x x x
少数株主利益	x x x	(又は少数株主損失)	
(又は少数株主損失)		当期純利益	x x x
当期純利益	x x x	(又は当期純損失)	
(又は当期純損失)			
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。		1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。	
2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	
3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。		3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。	
4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。		4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。	
5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。		6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。	

第4 年 月 日から
 年 月 日まで
 連結剰余金計算書
 (単位：百万円)

科目		金額	
(資本金の部)			
資本金	剰余金	の部	高
資本剰余金	増加高		
資本剰余金	新株発行		
自己株式処分	差益		
・	・	・	・
資本剰余金	減少高		
配当	株式消却		
・	・	・	・
資本剰余金	期末残高		
(利益剰余金の部)			
利益剰余金	首残高		
利益剰余金	増加高		
当期	純利益		
・	・	・	・
利益剰余金	減少高		
配当	金		
役員	賞与		
遺留	金		
自己株式消却	金額		
・	・	・	・
利益剰余金	期末残高		

(記上の注意)

法令に基づき、又は銀行及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第4 年 月 日から
 年 月 日まで
 連結株主資本等変動計算書
 (単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等					新株子約権	少数株主持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定				評価・換算差額等合計
前連結会計年度末残高	XXX	XXX	XXX	- XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当連結会計年度変動額	XXX	XXX			XXX								
新株の発行					XXX								XXX
剰余金の配当			- XXX		- XXX								- XXX
当期純利益			XXX		XXX								XXX
自己株式の処分				XXX	XXX								XXX
・													
・													
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						XXX							XXX
当連結会計年度変動額合計	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当連結会計年度末残高	XXX	XXX	XXX	- XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

(記上の注意)

1. 法に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要があるときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2. 株主資本の部の科目及び残高の記載は、連結会計年度の期末時点における期末の数字によること。
3. 株主資本の部の科目及び残高の記載は、連結会計年度の期末時点における期末の数字によること。この場合には、変動科目及び全額の前連結会計年度末残高、当期純利益及び当連結会計年度末残高に区分して記載すること。
4. 自己株式の金額を注記すること。
5. 評価・換算差額等及び評価差額の各合計欄の記載は省略すること。
6. 以下の事項に付き注記すること。
 - 当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数(種類別株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項)について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する銀行をいう。以下同じ)にあつては、種類ごとの発行済株式の総数)
 - 当該連結会計年度の末日における剰余金の配当に関する事項
 - 当該連結会計年度の末日における剰余金の配当(台帳連結会社年度に係る当該株主総会の最終後に会社法第454条第1項各号に掲げる事項を定めるものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の枚数(種類別株式発行銀行にあつては、種類及び種類ごとの枚数)

改正後

改正後		現行	
5 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結キャッシュ・フロー計算書		5 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結キャッシュ・フロー計算書	
〔直接法により表示する場合〕 (単位：百万円)		〔直接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
営業経費支出		営業経費支出	
.....		
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
.....		
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	

改正後	
(記載上の注意)	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。	
2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
(間接法により表示する場合) (単位：百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益(損失)	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

現行	
(記載上の注意)	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。	
2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
(間接法により表示する場合) (単位：百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益(損失)	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

改正後		現行	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	
（記載上の注意） 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		（記載上の注意） 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第6号(中間公告用貸借対照表等)パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																																												
<p>(参考)別紙様式第6号(第19条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表(年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資 産 の 部)</td> <td></td> <td>(負 債 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 金 預 け 金</td> <td></td> <td>預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ ー ル ロ ー ン</td> <td></td> <td>譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td>コ ー ル マ ネ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td>売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 手 形</td> <td></td> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td>売 渡 手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td>コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td>借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td>外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td>短 期 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>新 株 予 約 権 付 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負 債 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(純 資 産 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 本 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新 株 式 申 込 証 拠 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 本 剰 余 金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		現 金 預 け 金		預 金		コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金		買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー		債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定		買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金		買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形		商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		金 銭 の 信 託		借 用 金		有 価 証 券		外 国 為 替		貸 出 金		短 期 社 債		外 国 為 替		社 債		そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債		有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債		無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金		再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金		支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金		貸 倒 引 当 金		繰 延 税 金 負 債				再評価に係る繰延税金負債				支 払 承 諾				負 債 の 部 合 計				(純 資 産 の 部)				資 本 金				新 株 式 申 込 証 拠 金				資 本 剰 余 金		<p>(参考)別紙様式第6号(第19条第1項関係)</p>
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																										
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																																																																																																											
現 金 預 け 金		預 金																																																																																																											
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金																																																																																																											
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー																																																																																																											
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定																																																																																																											
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金																																																																																																											
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形																																																																																																											
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー																																																																																																											
金 銭 の 信 託		借 用 金																																																																																																											
有 価 証 券		外 国 為 替																																																																																																											
貸 出 金		短 期 社 債																																																																																																											
外 国 為 替		社 債																																																																																																											
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債																																																																																																											
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債																																																																																																											
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																											
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																																											
再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金																																																																																																											
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																											
貸 倒 引 当 金		繰 延 税 金 負 債																																																																																																											
		再評価に係る繰延税金負債																																																																																																											
		支 払 承 諾																																																																																																											
		負 債 の 部 合 計																																																																																																											
		(純 資 産 の 部)																																																																																																											
		資 本 金																																																																																																											
		新 株 式 申 込 証 拠 金																																																																																																											
		資 本 剰 余 金																																																																																																											

改正後		現行	
		資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	—
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- 有価証券の評価基準及び評価方法
- 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
- 有形固定資産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- 退職給付引当金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

改正後	現行
<p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>— 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>— 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(12) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(13) 子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(14) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</p> <p>— 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</p> <p>— 繰延税金負債</p> <p>(15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(17) 会社計算規則第186条第1号に規定する額（同条第1号中「繰延資産の部に計上し</p>	

改正後

現行

た額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）

- (18) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (19) 当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
(うち貸出金利息)	(x x x)
(うち有価証券利息配当金)	(x x x)
役 務 取 引 等 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x
資 金 調 達 費 用	x x x
(うち預金利息)	(x x x)
役 務 取 引 等 費 用	x x x
そ の 他 業 務 費 用	x x x
営 業 経 費	x x x
そ の 他 経 常 費 用	x x x
経 常 利 益	x x x
(又は経常損失)	

改正後	
特 別 利 益	x x x
特 別 損 失	x x x
税 引 前 中 間 純 利 益 (又は税引前中間純損失)	x x x
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	x x x
法 人 税 等 調 整 額	x x x
中 間 純 利 益 (又は中間純損失)	x x x

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	

現行

第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	

改正後		現行	
有価証券 貸出金 外国為替 その他資産 有形固定資産 無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金		外国為替 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	貸出金 外国為替 その他資産 動産不動産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金
			短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 (資本の部) 資本金 新株式払込金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 中間純利益 (又は中間純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	負債及び資本の部合計
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容		1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容	

改正後

現行

- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
 - (4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 有形固定資産の減価償却累計額
 - (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - (8) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
 - (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
 - (4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 動産不動産の減価償却累計額
 - (6) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額
 - (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
 - (8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円又は億円)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	

改正後		現行	
役 務 取 引 等 費 用 そ の 他 業 務 費 用 営 業 経 費 そ の 他 経 常 費 用 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 特 別 利 益 特 別 損 失 税 引 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)		役 務 取 引 等 費 用 そ の 他 業 務 費 用 営 業 経 費 そ の 他 経 常 費 用 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 特 別 利 益 特 別 損 失 税 引 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失) 前 期 繰 越 利 益 (又 は 前 期 繰 越 損 失) ・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額 利 益 準 備 金 取 崩 額 中 間 配 当 額 利 益 準 備 金 積 立 額 中 間 未 処 分 利 益 (又 は 中 間 未 処 理 損 失)	
(記載上の注意) 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		(記載上の注意) 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 2 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額を銭単位で記載すること。 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第6号の2（中間公告用貸借対照表等（特定取引勘定設置行用））パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																																
<p>(参考) 別紙様式第6号の2（第19条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資 産 の 部)</td> <td></td> <td>(負 債 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 金 預 け 金</td> <td></td> <td>預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ ー ル ロ ー ン</td> <td></td> <td>譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td>コ ー ル マ ネ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td>売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 手 形</td> <td></td> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td>売 渡 手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 定 取 引 資 産</td> <td></td> <td>コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td>特 定 取 引 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td>借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td>外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>短 期 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>新 株 予 約 権 付 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負 債 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		現 金 預 け 金		預 金		コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金		買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー		債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定		買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金		買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形		特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債		有 価 証 券		借 用 金		貸 出 金		外 国 為 替		外 国 為 替		短 期 社 債		そ の 他 資 産		社 債		有 形 固 定 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債		無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債		繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金		再評価に係る繰延税金資産		役 員 賞 与 引 当 金		支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金		貸 倒 引 当 金	△	特 別 法 上 の 引 当 金				繰 延 税 金 負 債				再評価に係る繰延税金負債				支 払 承 諾				負 債 の 部 合 計		<p>(参考) 別紙様式第6号の2（第19条第1項関係）</p>
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																														
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																																																																																															
現 金 預 け 金		預 金																																																																																															
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金																																																																																															
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー																																																																																															
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定																																																																																															
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金																																																																																															
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形																																																																																															
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー																																																																																															
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債																																																																																															
有 価 証 券		借 用 金																																																																																															
貸 出 金		外 国 為 替																																																																																															
外 国 為 替		短 期 社 債																																																																																															
そ の 他 資 産		社 債																																																																																															
有 形 固 定 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債																																																																																															
無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債																																																																																															
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																															
再評価に係る繰延税金資産		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																															
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金																																																																																															
貸 倒 引 当 金	△	特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																															
		繰 延 税 金 負 債																																																																																															
		再評価に係る繰延税金負債																																																																																															
		支 払 承 諾																																																																																															
		負 債 の 部 合 計																																																																																															

改正後		現行	
		(純資産の部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		〇 〇 積 立 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		新 株 予 約 権	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)			
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額</p> <p>③ 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）</p> <p>⑥ 退職給付引当金の計上方法</p>			

改正後	現行
<p>⑦ リース取引の処理方法</p> <p>⑧ ヘッジ会計の方法</p> <p>⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>⑪ その他採用した重要な会計方針</p> <p>(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(5) <u>有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</u></p> <p>(6) <u>貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</u></p> <p>(7) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(8) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(9) <u>資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</u></p> <p>(10) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p>(11) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</u></p> <p>(12) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p>(13) <u>子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。）の株式又は出資金の総額</u></p> <p>(14) <u>次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</u></p> <p>① <u>繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</u></p> <p>② <u>繰延税金負債</u></p>	

改正後

現行

- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額（同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (18) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 72 号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第 186 条第 4 号に規定する額
- (19) 当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

中間損益計算書 (

 年 月 日から
 年 月 日まで

)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
（うち貸出金利息）	(× × ×)
（うち有価証券利息配当金）	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
（うち預金利息）	(× × ×)
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
特 定 取 引 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×

改正後				現行			
営業経費	×	×	×				
その他経常費用	×	×	×				
経常利益			×	×	×		
(又は経常損失)	×	×	×				
特別利益			×	×	×		
特別損失			×	×	×		
税引前中間純利益			×	×	×		
(又は税引前中間純損失)							
法人税、住民税及び事業税			×	×	×		
法人税等調整額			×	×	×		
中間純利益			×	×	×		
(又は中間純損失)							
<u>(記載上の注意)</u>							
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。							
2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。							
3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。							
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)				第 期 中 間 決 算 公 告			
年 月 日				年 月 日			
住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名				住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名			
中間貸借対照表 (年 月 日現在)				中間貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円又は億円)				(単位：百万円又は億円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預 金		現金預け金		預 金	
コーポレーション		譲渡性預金		コーポレーション		譲渡性預金	
買現先勘定		コーポマネー		買現先勘定		コーポマネー	
				債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	

改正後		現行	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
有 形 固 定 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		新 株 予 約 権	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	△
		買 入 手 形	
		買 入 金 銭 債 権	
		特 定 取 引 資 産	
		金 銭 の 信 託	
		有 価 証 券	
		貸 出 金	
		外 国 為 替	
		そ の 他 資 産	
		動 産 不 動 産	
		繰 延 税 金 資 産	
		再評価に係る繰延税金資産	
		支 払 承 諾 見 返	
		貸 倒 引 当 金	△
		資 産 の 部 合 計	
		債券貸借取引受入担保金	
		売 渡 手 形	
		コマーシャル・ペーパー	
		特 定 取 引 負 債	
		借 用 金	
		外 国 為 替	
		短 期 社 債	
		社 債	
		新 株 予 約 権 付 社 債	
		そ の 他 負 債	
		賞 与 引 当 金	
		役 員 賞 与 引 当 金	
		退 職 給 付 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		中 間 純 利 益	
		(又 は 中 間 純 損 失)	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		株 式 等 評 価 差 額 金	
		自 己 株 式 払 込 金	△
		自 己 株 式	
		資 本 の 部 合 計	
		負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	

改正後

現行

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。
- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1 株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。
- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 商法施行規則第 124 条第 1 号に規定する超過額及び同条第 3 号に規定する純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

年	月	日から
年	月	日まで

中間損益計算書

年	月	日から
年	月	日まで

(単位：百万円又は億円)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	

改正後		現行	
役 務 取 引 等 収 益 特 定 取 引 収 益 そ の 他 業 務 収 益 そ の 他 経 常 収 益 経 常 費 用 資 金 調 達 費 用 (う ち 預 金 利 息) 役 務 取 引 等 費 用 特 定 取 引 費 用 そ の 他 業 務 費 用 営 業 経 費 そ の 他 経 常 費 用 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 特 別 利 益 特 別 損 失 税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)		役 務 取 引 等 収 益 特 定 取 引 収 益 そ の 他 業 務 収 益 そ の 他 経 常 収 益 経 常 費 用 資 金 調 達 費 用 (う ち 預 金 利 息) 役 務 取 引 等 費 用 特 定 取 引 費 用 そ の 他 業 務 費 用 営 業 経 費 そ の 他 経 常 費 用 経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 特 別 利 益 特 別 損 失 税 引 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失) 中 間 繰 越 利 益 (又 は 中 間 繰 越 損 失) ・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額 利 益 準 備 金 取 崩 額 中 間 配 当 額 利 益 準 備 金 積 立 額 中 間 未 処 分 利 益 (又 は 中 間 未 処 理 損 失)	
(記載上の注意) 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		(記載上の注意) 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 2 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額を銭単位で記載すること。 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第6号の3(公告用貸借対照表等)パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																																
<p>(参考)別紙様式第6号の3(第19条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資 産 の 部)</td> <td></td> <td>(負 債 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 金 預 け 金</td> <td></td> <td>預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 現 金</td> <td></td> <td> 当 座 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預 け 金</td> <td></td> <td> 普 通 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ ー ル ロ ー ン</td> <td></td> <td> 貯 蓄 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td> 通 知 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td> 定 期 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 手 形</td> <td></td> <td> 定 期 積 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td> そ の 他 の 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td> 譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 商 品 国 債</td> <td></td> <td> コ ー ル マ ネ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 商 品 地 方 債</td> <td></td> <td> 売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 商 品 政 府 保 証 債</td> <td></td> <td> 債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の商品有価証券</td> <td></td> <td> 売 渡 手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td> コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td> 借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国 債</td> <td></td> <td> 再 割 引 手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地 方 債</td> <td></td> <td> 借 入 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 短 期 社 債</td> <td></td> <td> 外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 社 債</td> <td></td> <td> 外 国 他 店 預 り</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 株 式</td> <td></td> <td> 外 国 他 店 借</td> <td></td> </tr> <tr> <td> そ の 他 の 証 券</td> <td></td> <td> 売 渡 外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td> 未 払 外 国 為 替</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		現 金 預 け 金		預 金		現 金		当 座 預 金		預 け 金		普 通 預 金		コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金		買 現 先 勘 定		通 知 預 金		債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金		買 入 手 形		定 期 積 金		買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金		商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金		商 品 国 債		コ ー ル マ ネ ー		商 品 地 方 債		売 現 先 勘 定		商 品 政 府 保 証 債		債券貸借取引受入担保金		その他の商品有価証券		売 渡 手 形		金 銭 の 信 託		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		有 価 証 券		借 用 金		国 債		再 割 引 手 形		地 方 債		借 入 金		短 期 社 債		外 国 為 替		社 債		外 国 他 店 預 り		株 式		外 国 他 店 借		そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替		貸 出 金		未 払 外 国 為 替		<p>(参考)別紙様式第6号の3(第19条第1項関係)</p>
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																														
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																																																																																															
現 金 預 け 金		預 金																																																																																															
現 金		当 座 預 金																																																																																															
預 け 金		普 通 預 金																																																																																															
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金																																																																																															
買 現 先 勘 定		通 知 預 金																																																																																															
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金																																																																																															
買 入 手 形		定 期 積 金																																																																																															
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金																																																																																															
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金																																																																																															
商 品 国 債		コ ー ル マ ネ ー																																																																																															
商 品 地 方 債		売 現 先 勘 定																																																																																															
商 品 政 府 保 証 債		債券貸借取引受入担保金																																																																																															
その他の商品有価証券		売 渡 手 形																																																																																															
金 銭 の 信 託		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー																																																																																															
有 価 証 券		借 用 金																																																																																															
国 債		再 割 引 手 形																																																																																															
地 方 債		借 入 金																																																																																															
短 期 社 債		外 国 為 替																																																																																															
社 債		外 国 他 店 預 り																																																																																															
株 式		外 国 他 店 借																																																																																															
そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替																																																																																															
貸 出 金		未 払 外 国 為 替																																																																																															

改正後		現行	
割 引 手 形		短 期 社 債	
手 形 貸 付		社 債	
証 書 貸 付		新 株 予 約 権 付 社 債	
当 座 貸 越		そ の 他 負 債	
外 国 為 替		未 決 済 為 替 借	
外 国 他 店 預 け		未 払 法 人 税 等	
外 国 他 店 貸		未 払 費 用	
買 入 外 国 為 替		前 受 収 益	
取 立 外 国 為 替		従 業 員 預 り 金	
そ の 他 資 産		給 付 補 て ん 備 金	
未 決 済 為 替 貸		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
前 払 費 用		先 物 取 引 差 金 勘 定	
未 収 収 益		借 入 商 品 債 券	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		借 入 有 価 証 券	
先 物 取 引 差 金 勘 定		売 付 商 品 債 券	
保 管 有 価 証 券 等		売 付 債 券	
金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品	
社 債 発 行 差 金		そ の 他 の 負 債	
社 債 発 行 費		賞 与 引 当 金	
そ の 他 の 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
建 物		特 別 法 上 の 引 当 金	
土 地		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
建 設 仮 勘 定		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
ソ フ ト ウ ェ ア		負 の の れ ん	
の れ ん		支 払 承 諾	
保 証 金 権 利 金		負 債 の 部 合 計	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産		資 本 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		新 株 式 申 込 証 拠 金	
支 払 承 諾 見 返		資 本 剰 余 金	
貸 倒 引 当 金		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		積 立 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	

改正後		現行	
		自 己 株 式 — 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項			
— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容			
— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無			
— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画			
— 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無			
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項			
— 有価証券の評価基準及び評価方法			
— 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額			
— 有形固定資産の減価償却の方法			
— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準			
— 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）			
— 退職給付引当金の計上方法			
— リース取引の処理方法			
— ヘッジ会計の方法			
— 金銭の信託の評価基準及び評価方法			
— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法			
— その他採用した重要な会計方針			
(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）			
— 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容			
— 表示方法を変更したときは、その内容			
(4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項			

改正後	現行
<p>(5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</p> <p>(6) 親会社株式の金額</p> <p>(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 <u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</u></p> <p>(8) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(9) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(10) <u>資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</u></p> <p>(11) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p>(12) <u>リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）</u></p> <p>(13) <u>特定関係者（銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</u></p> <p>(14) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</u></p> <p>(15) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p>(16) <u>子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</u></p> <p>(17) <u>次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</u> — <u>繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</u> — <u>繰延税金負債</u></p> <p>(18) <u>資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</u></p> <p>(19) <u>重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</u></p> <p>(20) <u>純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</u> — <u>申込期日経過後における新株式申込証拠金</u> — <u>評価・換算差額等</u></p>	

改正後

現行

- 新株予約権
- (21) 1株あたりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (22) 会社計算規則第186条第1号に規定する額（同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x
有 価 証 券 利 息 配 当 金	x x x
コ ー ル ロ ー ン 利 息	x x x
買 現 先 利 息	x x x
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	x x x
買 入 手 形 利 息	x x x
預 け 金 利 息	x x x
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	x x x
そ の 他 の 受 入 利 息	x x x
役 務 取 引 等 収 益	x x x
受 入 為 替 手 数 料	x x x
そ の 他 の 役 務 収 益	x x x

改正後		現行
その他業務収益	x x x	
外国為替売買益	x x x	
商品有価証券売買益	x x x	
国債等債券売却益	x x x	
国債等債券償還益	x x x	
金融派生商品収益	x x x	
その他の業務収益	x x x	
その他経常収益	x x x	
株式等売却益	x x x	
金銭の信託運用益	x x x	
その他の経常収益	x x x	
経常費用	x x x	
資金調達費用	x x x	
預金利息	x x x	
譲渡性預金利息	x x x	
コールマネー利息	x x x	
売現先利息	x x x	
債券貸借取引支払利息	x x x	
売渡手形利息	x x x	
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	
借入金利息	x x x	
短期社債利息	x x x	
社債利息	x x x	
新株予約権付社債利息	x x x	
金利スワップ支払利息	x x x	
その他の支払利息	x x x	
役員取引等費用	x x x	
支払為替手数料	x x x	
その他の役員費用	x x x	
その他業務費用	x x x	
外国為替売買損	x x x	
商品有価証券売買損	x x x	
国債等債券売却損	x x x	
国債等債券償還損	x x x	
国債等債券償却	x x x	
社債発行費償却	x x x	
金融派生商品費用	x x x	
その他の業務費用	x x x	
営業経費	x x x	
その他経常費用	x x x	

改正後		現行
貸倒引当金繰入額	x x x	
貸出金償却	x x x	
株式等売却損	x x x	
株式等償却	x x x	
金銭の信託運用損	x x x	
その他の経常費用	x x x	
経常利益		x x x
(又は経常損失)		
特別利益		x x x
固定資産処分益	x x x	
貸倒引当金戻入益	x x x	
償却債権取立益	x x x	
金融先物取引責任準備金取崩額	x x x	
証券取引責任準備金取崩額	x x x	
その他の特別利益	x x x	
特別損失		x x x
固定資産処分損	x x x	
減損損	x x x	
金融先物取引責任準備金繰入額	x x x	
証券取引責任準備金繰入額	x x x	
その他の特別損失	x x x	
税引前当期純利益		x x x
(又は税引前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税		x x x
法人税等調整額		x x x
当期純利益		x x x
(又は当期純損失)		
(記載上の注意)		
1 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記すること。		
2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		
3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。		
4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。		
5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘		

改正後

定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第2 第 期 決 算 公 告 (要 旨)

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位 : 百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		退 職 給 付 引 当 金	

現行

第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位 : 百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
動 産 不 動 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金	

改正後				現行			
支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金	—	特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部) 資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	—	貸 倒 引 当 金	—	特 別 法 上 の 引 当 金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (資 本 の 部) 資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 土 地 再 評 価 差 額 金 株 式 等 評 価 差 額 金 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 自 己 株 式 資 本 の 部 合 計	—
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項				(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項			
— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容				— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容			
— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無				— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在			
— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画				— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画			
— 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無				— 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か			
(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額				(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額			
(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額				(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額			
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。				なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。			

改正後

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 有形固定資産の減価償却累計額
 - (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - (8) 1 株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
 - (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	

現行

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 動産不動産の減価償却累計額
 - (6) 商法施行規則第 124 条第 1 号に規定する超過額及び同条第 3 号に規定する純資産額
 - (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
 - (8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	

改正後		現行	
税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)		税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 前 期 繰 越 利 益 (又 は 前 期 繰 越 損 失) ・ ・ ・ 積 立 金 取 崩 額 利 益 準 備 金 取 崩 額 中 間 配 当 額 利 益 準 備 金 積 立 額 当 期 未 処 理 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失)	
(記載上の注意) 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		(記載上の注意) 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第6号の4（公告用貸借対照表等（特定取引勘定設置行用））パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																												
<p>(参考)別紙様式第6号の4(第19条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表(年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資 産 の 部)</td> <td></td> <td>(負 債 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 金 預 け 金</td> <td></td> <td>預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 現 金</td> <td></td> <td> 当 座 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預 け 金</td> <td></td> <td> 普 通 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ ー ル ロ ー ン</td> <td></td> <td> 貯 蓄 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td> 通 知 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td> 定 期 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 手 形</td> <td></td> <td> 定 期 積 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td> そ の 他 の 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 定 取 引 資 産</td> <td></td> <td> 譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td>コ ー ル マ ネ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品</td> <td></td> <td> 売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特 定 取 引 有 価 証 券</td> <td></td> <td> 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品</td> <td></td> <td> 売 渡 手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特 定 金 融 派 生 商 品</td> <td></td> <td>コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td> そ の 他 の 特 定 取 引 資 産</td> <td></td> <td> 特 定 取 引 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td> 売 付 商 品 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td> 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国 債</td> <td></td> <td> 特 定 取 引 売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地 方 債</td> <td></td> <td> 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 短 期 社 債</td> <td></td> <td> 特 定 金 融 派 生 商 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 社 債</td> <td></td> <td> そ の 他 の 特 定 取 引 負 債</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		現 金 預 け 金		預 金		現 金		当 座 預 金		預 け 金		普 通 預 金		コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金		買 現 先 勘 定		通 知 預 金		債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金		買 入 手 形		定 期 積 金		買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金		特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金		商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		売 現 先 勘 定		特 定 取 引 有 価 証 券		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		売 渡 手 形		特 定 金 融 派 生 商 品		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		そ の 他 の 特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債		金 銭 の 信 託		売 付 商 品 債 券		有 価 証 券		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		国 債		特 定 取 引 売 付 債 券		地 方 債		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		短 期 社 債		特 定 金 融 派 生 商 品		社 債		そ の 他 の 特 定 取 引 負 債		<p>(参考)別紙様式第6号の4(第19条第1項関係)</p>
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																										
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																																																																																											
現 金 預 け 金		預 金																																																																																											
現 金		当 座 預 金																																																																																											
預 け 金		普 通 預 金																																																																																											
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金																																																																																											
買 現 先 勘 定		通 知 預 金																																																																																											
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金																																																																																											
買 入 手 形		定 期 積 金																																																																																											
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金																																																																																											
特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金																																																																																											
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー																																																																																											
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		売 現 先 勘 定																																																																																											
特 定 取 引 有 価 証 券		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金																																																																																											
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		売 渡 手 形																																																																																											
特 定 金 融 派 生 商 品		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー																																																																																											
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債																																																																																											
金 銭 の 信 託		売 付 商 品 債 券																																																																																											
有 価 証 券		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品																																																																																											
国 債		特 定 取 引 売 付 債 券																																																																																											
地 方 債		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品																																																																																											
短 期 社 債		特 定 金 融 派 生 商 品																																																																																											
社 債		そ の 他 の 特 定 取 引 負 債																																																																																											

改正後

現行

<p>株式 その他の証券 貸出金 割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越 外国為替 外国他店預け 外国他店貸 買入外国為替 取立外国為替 その他の資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 社債発行差金 社債発行費 その他の資産 有形固定資産 建物 土地 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金</p>	<p>借入金 再割引手形 借入金 外国為替 外国他店預り 外国他店借 売渡外国為替 未払外国為替 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他の負債 未決済為替借 未払法人税等 未払費用 前受収益 従業員預り金 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 借入特定取引有価証券 借入有価証券 売付債券 金融派生商品 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

改正後		現行	
		資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	—
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項			
— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容			
— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無			
— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画			
— 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無			
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項			
— 有価証券の評価基準及び評価方法			
— 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額			
— 有形固定資産の減価償却の方法			
— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準			
— 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）			
— 退職給付引当金の計上方法			
— リース取引の処理方法			
— ヘッジ会計の方法			
— 金銭の信託の評価基準及び評価方法			

改正後	現行
<p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>— <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>— <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(5) <u>有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）</u></p> <p>(6) <u>親会社株式の金額</u></p> <p>(7) <u>貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</u></p> <p><u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</u></p> <p>(8) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。</u></p> <p><u>ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(9) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(10) <u>資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</u></p> <p>(11) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p>(12) <u>リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。）</u></p> <p>(13) <u>特定関係者（銀行法第 13 条の 2 に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2 以上の項目について一括した金額</u></p> <p>(14) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</u></p> <p>(15) <u>取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p>(16) <u>子会社等（銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</u></p> <p>(17) <u>次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</u></p> <p>— <u>繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</u></p>	

改正後

現行

- 繰延税金負債
- (18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 申込期日経過後における新株式申込証拠金
- 評価・換算差額等
- 新株予約権
- (21) 1株あたりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (22) 会社計算規則第186条第1号に規定する額（同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×

改正後		現行
債券貸借取引受入利息	x x x	
買入手形利息	x x x	
預け金利息	x x x	
金利スワップ受入利息	x x x	
その他の受入利息	x x x	
役務取引等収益	x x x	
受入為替手数料	x x x	
その他の役務収益	x x x	
特定取引収益	x x x	
商品有価証券収益	x x x	
特定取引有価証券収益	x x x	
特定金融派生商品収益	x x x	
その他の特定取引収益	x x x	
その他業務収益	x x x	
外国為替売買益	x x x	
国債等債券売却益	x x x	
国債等債券償還益	x x x	
金融派生商品収益	x x x	
その他の業務収益	x x x	
その他経常収益	x x x	
株式等売却益	x x x	
金銭の信託運用益	x x x	
その他の経常収益	x x x	
経常費用	x x x	
資金調達費用	x x x	
預金利息	x x x	
譲渡性預金利息	x x x	
コールマネー利息	x x x	
売現先利息	x x x	
債券貸借取引支払利息	x x x	
売渡手形利息	x x x	
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	
借入金利息	x x x	
短期社債利息	x x x	
社債利息	x x x	
新株予約権付社債利息	x x x	
金利スワップ支払利息	x x x	
その他の支払利息	x x x	
役務取引等費用	x x x	
支払為替手数料	x x x	

改正後		現行
その他の役務費用	x x x	
特定取引費用	x x x	
商品有価証券費用	x x x	
特定取引有価証券費用	x x x	
特定金融派生商品費用	x x x	
その他の特定取引費用	x x x	
その他業務費用	x x x	
外国為替売買損	x x x	
国債等債券売却損	x x x	
国債等債券償還損	x x x	
国債等債券償却	x x x	
社債発行費償却	x x x	
金融派生商品費用	x x x	
その他の業務費用	x x x	
営業経費	x x x	
その他経常費用	x x x	
貸倒引当金繰入額	x x x	
貸出金償却	x x x	
株式等売却損	x x x	
株式等償却	x x x	
金銭の信託運用損	x x x	
その他の経常費用	x x x	
経常利益		x x x
(又は経常損失)		
特別利益		x x x
固定資産処分益	x x x	
貸倒引当金戻入益	x x x	
償却債権取立益	x x x	
金融先物取引責任準備金取崩額	x x x	
証券取引責任準備金取崩額	x x x	
その他の特別利益	x x x	
特別損失		x x x
固定資産処分損	x x x	
減損損失	x x x	
金融先物取引責任準備金繰入額	x x x	
証券取引責任準備金繰入額	x x x	
その他の特別損失	x x x	
税引前当期純利益		x x x
(又は税引前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税		x x x

改正後		現行
法人税等調整額 当期純利益 (又は当期純損失)	× × × × × ×	
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記すること。 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。 8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。 		

改正後

第 2 第 期 決 算 公 告 (要 旨)

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)

(単位 : 百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
有 形 固 定 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金	
貸 倒 引 当 金		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	

現行

第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)

(単位 : 百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
動 産 不 動 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
繰 延 税 金 資 産		そ の 他 負 債	
再評価に係る繰延税金資産		賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		役 員 賞 与 引 当 金	
貸 倒 引 当 金		退 職 給 付 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	

改正後		現行	
	資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計		資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	資産の部合計	負債及び資本の部合計

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 継続企業的前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業的前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
 - 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
 - 有形固定資産の減価償却累計額
 - 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
 - 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業的前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
 - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
 - 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
 - 動産不動産の減価償却累計額
 - 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額
 - 資産が担保に供されているときは、その内容
 - 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

改正後

現行

性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円又は億円)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	
(又は税引前当期純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	
(又は当期純損失)	

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	
(又は税引前当期純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	
(又は当期純損失)	
前 期 繰 越 利 益	
(又は前期繰越損失)	

改正後		現行	
		・ ・ ・ 積立金取崩額 利益準備金取崩額 中間配当額 利益準備金積立額 当期末処分利益 (又は当期末処理損失)	
(記載上の注意) 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		(記載上の注意) 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第7号（公告用貸借対照表等（外国銀行支店用））パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																																
<p>（参考）別紙様式第7号（第19条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ 資 産 の 部 ）</td> <td></td> <td>（ 負 債 の 部 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 金 預 け 金</td> <td></td> <td>預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ ー ル ロ ー ン</td> <td></td> <td>譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td>コ ー ル マ ネ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金</td> <td></td> <td>売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 手 形</td> <td></td> <td>債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td>売 渡 手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td>コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td>借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td>外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>本 支 店 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td></td> <td>負 債 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本 支 店 勘 定</td> <td></td> <td>（ 純 資 産 の 部 ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中 間 繰 越 利 益 剰 余 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）		現 金 預 け 金		預 金		コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金		買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー		債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定		買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形		商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		金 銭 の 信 託		借 用 金		有 価 証 券		外 国 為 替		貸 出 金		そ の 他 負 債		外 国 為 替		賞 与 引 当 金		そ の 他 資 産		退 職 給 付 引 当 金		有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		無 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債		繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾		支 払 承 諾 見 返		本 支 店 勘 定		貸 倒 引 当 金		負 債 の 部 合 計		本 支 店 勘 定		（ 純 資 産 の 部 ）				利 益 準 備 金				中 間 繰 越 利 益 剰 余 金				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		<p>（参考）別紙様式第7号（第19条第1項関係）（日本工業規格A4）</p>
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																														
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）																																																																																															
現 金 預 け 金		預 金																																																																																															
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金																																																																																															
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー																																																																																															
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定																																																																																															
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金																																																																																															
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形																																																																																															
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー																																																																																															
金 銭 の 信 託		借 用 金																																																																																															
有 価 証 券		外 国 為 替																																																																																															
貸 出 金		そ の 他 負 債																																																																																															
外 国 為 替		賞 与 引 当 金																																																																																															
そ の 他 資 産		退 職 給 付 引 当 金																																																																																															
有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																															
無 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債																																																																																															
繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾																																																																																															
支 払 承 諾 見 返		本 支 店 勘 定																																																																																															
貸 倒 引 当 金		負 債 の 部 合 計																																																																																															
本 支 店 勘 定		（ 純 資 産 の 部 ）																																																																																															
		利 益 準 備 金																																																																																															
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金																																																																																															
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金																																																																																															
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益																																																																																															

改正後				現行
		土地再評価差額金		
		純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
(記載上の注意)				
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				
(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項				
— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容				
— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無				
— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画				
— 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無				
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法				
(3) 有形固定資産の減価償却の方法				
(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準				
(5) 貸倒引当金の計上方法				
(6) 退職給付引当金の計上方法				
(7) リース取引の処理方法				
(8) ヘッジ会計の方法				
(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法				
(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法				
(11) その他採用した重要な会計方針				
(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。				
(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。				
(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。				
(15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額				
(16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。				
(17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。				
(18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務				
(19) 資産が担保に供されているときは、その内容。				
(20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項				
(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項				
2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、				

改正後

現行

その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
(うち貸出金利息)	(x x x)
(うち有価証券利息配当金)	(x x x)
役 務 取 引 等 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x
資 金 調 達 費 用	x x x
(うち預金利息)	(x x x)
役 務 取 引 等 費 用	x x x
そ の 他 業 務 費 用	x x x
営 業 経 費	x x x
そ の 他 経 常 費 用	x x x
経 常 利 益	x x x
(又は経常損失)	
特 別 利 益	x x x
特 別 損 失	x x x
税 引 前 中 間 純 利 益	x x x
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	x x x
法 人 税 等 調 整 額	x x x
中 間 純 利 益	x x x
(又は中間純損失)	
前 期 繰 越 利 益 剰 余 金	x x x
利 益 準 備 金 積 立 額	
本 店 へ の 送 金	x x x
(本店からの補てん金)	
中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	x x x

(記載上の注意)

1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

改正後

現行

- 2 本部経費負担額を注記すること。
 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 (1) 直接経費（派遣職員給与等）
 (2) 間接経費割当額
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第2 第 期 中間決算公告(要旨)

年 月 日

住 所
 銀行 支店
 代表者氏 名

中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		そ の 他 負 債	
外 国 為 替		賞 与 引 当 金	
そ の 他 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
繰 延 税 金 資 産		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
支 払 承 諾 見 返		繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金		支 払 承 諾	
本 支 店 勘 定		本 支 店 勘 定	

第 期 中間決算公告

年 月 日

住 所
 銀行 支店
 代表者氏 名

中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債券貸借取引受入担保金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		そ の 他 負 債	
そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金	
動 産 不 動 産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
貸 倒 引 当 金		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
本 支 店 勘 定		繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		本 支 店 勘 定	

改正後		現行	
		負債の部合計 (純資産の部) 利益準備金 中間繰越利益剰余金 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 純資産の部合計	小計 利益準備金及び中間未処分利益 (又は中間未処理損失) 評価差額金
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	合計
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か <p>(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p>(4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額がふくまれている旨</p> <p>(5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額</p> <p>(6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>		<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か <p>(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p>(4) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>	

改正後

中間損益計算書
 (年 月 日から
 年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
(うち貸出金利息)	(x x x)
(うち有価証券利息配当金)	(x x x)
役 務 取 引 等 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x
資 金 調 達 費 用	x x x
(うち預金利息)	(x x x)
役 務 取 引 等 費 用	x x x
そ の 他 業 務 費 用	x x x
営 業 経 費	x x x
そ の 他 経 常 費 用	x x x
経 常 利 益	x x x
(又は経常損失)	
特 別 利 益	x x x
特 別 損 失	x x x
税 引 前 中 間 純 利 益	x x x
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	x x x
法 人 税 等 調 整 額	x x x
中 間 純 利 益	x x x
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

中間損益計算書
 (年 月 日から
 年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第7号の2（公告用貸借対照表等（特定取引勘定届出外国銀行支店用））パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																								
(参考) 別紙様式第7号の2（第19条第1項関係） <u>（日本工業規格A4）</u>	(参考) 別紙様式第7号の2（第19条第1項関係） <u>（日本工業規格A4）</u>																																																																																								
<p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>銀行 支店</p> <p>代 表 者 氏 名</p> <p>中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>																																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(資 産 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>現 金 預 け 金</td><td></td></tr> <tr><td>コ ー ル ロ ー ン</td><td></td></tr> <tr><td>買 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引支払保証金</td><td></td></tr> <tr><td>買 入 手 形</td><td></td></tr> <tr><td>買 入 金 銭 債 権</td><td></td></tr> <tr><td>特 定 取 引 資 産</td><td></td></tr> <tr><td>金 銭 の 信 託</td><td></td></tr> <tr><td>有 価 証 券</td><td></td></tr> <tr><td>貸 出 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他 資 産</td><td></td></tr> <tr><td>有 形 固 定 資 産</td><td></td></tr> <tr><td>無 形 固 定 資 産</td><td></td></tr> <tr><td>繰 延 税 金 資 産</td><td></td></tr> <tr><td>支 払 承 諾 見 返</td><td></td></tr> <tr><td>貸 倒 引 当 金</td><td style="text-align: center;">△</td></tr> <tr><td>本 支 店 勘 定</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(資 産 の 部)		現 金 預 け 金		コ ー ル ロ ー ン		買 現 先 勘 定		債券貸借取引支払保証金		買 入 手 形		買 入 金 銭 債 権		特 定 取 引 資 産		金 銭 の 信 託		有 価 証 券		貸 出 金		外 国 為 替		そ の 他 資 産		有 形 固 定 資 産		無 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾 見 返		貸 倒 引 当 金	△	本 支 店 勘 定		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(負 債 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>預 金</td><td></td></tr> <tr><td>譲 渡 性 預 金</td><td></td></tr> <tr><td>コ ー ル マ ネ ー</td><td></td></tr> <tr><td>売 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>売 渡 手 形</td><td></td></tr> <tr><td>コマーシャル・ペーパー</td><td></td></tr> <tr><td>特 定 取 引 負 債</td><td></td></tr> <tr><td>借 用 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他 負 債</td><td></td></tr> <tr><td>賞 与 引 当 金</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 引 当 金</td><td></td></tr> <tr><td>特 別 法 上 の 引 当 金</td><td></td></tr> <tr><td>繰 延 税 金 負 債</td><td></td></tr> <tr><td>支 払 承 諾</td><td></td></tr> <tr><td>本 支 店 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>負 債 の 部 合 計</td><td></td></tr> <tr><td>(純 資 産 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>利 益 準 備 金</td><td></td></tr> <tr><td>中 間 繰 越 利 益 剰 余 金</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(負 債 の 部)		預 金		譲 渡 性 預 金		コ ー ル マ ネ ー		売 現 先 勘 定		債券貸借取引受入担保金		売 渡 手 形		コマーシャル・ペーパー		特 定 取 引 負 債		借 用 金		外 国 為 替		そ の 他 負 債		賞 与 引 当 金		退 職 給 付 引 当 金		特 別 法 上 の 引 当 金		繰 延 税 金 負 債		支 払 承 諾		本 支 店 勘 定		負 債 の 部 合 計		(純 資 産 の 部)		利 益 準 備 金		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
科 目	金 額																																																																																								
(資 産 の 部)																																																																																									
現 金 預 け 金																																																																																									
コ ー ル ロ ー ン																																																																																									
買 現 先 勘 定																																																																																									
債券貸借取引支払保証金																																																																																									
買 入 手 形																																																																																									
買 入 金 銭 債 権																																																																																									
特 定 取 引 資 産																																																																																									
金 銭 の 信 託																																																																																									
有 価 証 券																																																																																									
貸 出 金																																																																																									
外 国 為 替																																																																																									
そ の 他 資 産																																																																																									
有 形 固 定 資 産																																																																																									
無 形 固 定 資 産																																																																																									
繰 延 税 金 資 産																																																																																									
支 払 承 諾 見 返																																																																																									
貸 倒 引 当 金	△																																																																																								
本 支 店 勘 定																																																																																									
科 目	金 額																																																																																								
(負 債 の 部)																																																																																									
預 金																																																																																									
譲 渡 性 預 金																																																																																									
コ ー ル マ ネ ー																																																																																									
売 現 先 勘 定																																																																																									
債券貸借取引受入担保金																																																																																									
売 渡 手 形																																																																																									
コマーシャル・ペーパー																																																																																									
特 定 取 引 負 債																																																																																									
借 用 金																																																																																									
外 国 為 替																																																																																									
そ の 他 負 債																																																																																									
賞 与 引 当 金																																																																																									
退 職 給 付 引 当 金																																																																																									
特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																									
繰 延 税 金 負 債																																																																																									
支 払 承 諾																																																																																									
本 支 店 勘 定																																																																																									
負 債 の 部 合 計																																																																																									
(純 資 産 の 部)																																																																																									
利 益 準 備 金																																																																																									
中 間 繰 越 利 益 剰 余 金																																																																																									
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金																																																																																									

改正後				現行
		繰延ヘッジ損益		
		株式等評価差額金		
		純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上方法</p> <p>(6) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>(7) リース取引の処理方法</p> <p>(8) ヘッジ会計の方法</p> <p>(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>(11) その他採用した重要な会計方針</p> <p>(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(19) 資産が担保に供されているときは、その内容。</p> <p>(20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p>				

改正後

現行

2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	× × ×
資金運用収益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役員取引等収益	× × ×
特定取引収益	× × ×
その他業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×
経常費用	× × ×
資金調達費用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)
役員取引等費用	× × ×
特定取引費用	× × ×
その他業務費用	× × ×
営業経費	× × ×
その他経常費用	× × ×
経常利益	× × ×
(又は経常損失)	
特別利益	× × ×
特別損失	× × ×
税引前中間純利益	× × ×
(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
中間純利益	× × ×
(又は中間純損失)	
前期繰越利益剰余金	× × ×
利益準備金積立額	× × ×
本店への送金	× × ×

改正後

現行

(本店からの補てん金)
中間繰越利益剰余金

× × ×

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 - (1) 直接経費（派遣職員給与等）
 - (2) 間接経費割当額
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第 2 期 中間決算公告 (要旨)

年 月 日

住 所
銀行 支店
代表者氏 名

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預 金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入手形		債券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		売渡手形	
特定取引資産		コマースシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借 用 金	
貸出金		外国為替	
外国為替		その他負債	
その他資産		賞与引当金	
有形固定資産		退職給付引当金	
無形固定資産		特別法上の引当金	

第 期 中間決算公告

年 月 日

住 所
銀行 支店
代表者氏 名

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預 金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入手形		債券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		売渡手形	
特定取引資産		コマースシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借 用 金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		その他負債	
動産不動産		賞与引当金	
繰延税金資産		退職給付引当金	

改正後		現行				
繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定	△	金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 負債の部合計 (純資産の部) 利益準備金 中間繰越利益剰余金 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 純資産の部合計				
資産の部合計		負債及び純資産の部合計				
(記載上の注意)		(記載上の注意)				
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か</p> <p>(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p>(4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額がふくまれている旨</p> <p>(5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額</p> <p>(6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>		<p>支払承諾見返 貸倒引当金 本支店勘定</p>		△	特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 支払承諾 本支店勘定 小計 利益準備金及び中間未処分利益 (又は中間未処理損失) 評価差額金	
合計		合計				
(記載上の注意)		(記載上の注意)				
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か</p> <p>(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p>(4) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>		<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か</p> <p>(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。</p> <p>(3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p>(4) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>				

改正後

中間損益計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

中間損益計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第7号の3(公告用貸借対照表等外国銀行支店用)パブリックコメント用

改正後

現行

(参考)別紙様式第7号の3(第19条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(参考)別紙様式第7号の3(第19条第1項関係)

(日本工業規格A4)

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部 合 計)	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
商 品 国 債		コ ー ル マ ネ ー	
商 品 地 方 債		売 現 先 勘 定	
商 品 政 府 保 証 債		債券貸借取引受入担保金	
その他の商品有価証券		売 渡 手 形	
金 銭 の 信 託		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
有 価 証 券		借 用 金	
国 債		再 割 引 手 形	
地 方 債		借 入 金	
短 期 社 債		外 国 為 替	
社 債		外 国 他 店 預 り	
株 式		外 国 他 店 借	
そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替	
貸 出 金		未 払 外 国 為 替	

改正後		現行	
貸 出 金		未 払 外 国 為 替	
割 引 手 形		そ の 他 負 債	
手 形 貸 付		未 決 済 為 替 借	
証 書 貸 付		未 払 法 人 税 等	
当 座 貸 越		未 払 費 用	
外 国 為 替		前 受 収 益	
外 国 他 店 預 け		従 業 員 預 り 金	
外 国 他 店 貸		給 付 補 て ん 備 金	
買 入 外 国 為 替		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
取 立 外 国 為 替		先 物 取 引 差 金 勘 定	
そ の 他 資 産		借 入 商 品 債 券	
未 決 済 為 替 貸		借 入 有 価 証 券	
前 払 費 用		売 付 商 品 債 券	
未 収 収 益		売 付 債 券	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		金 融 派 生 商 品	
先 物 取 引 差 金 勘 定		そ の 他 の 負 債	
保 管 有 価 証 券 等		賞 与 引 当 金	
金 融 派 生 商 品		退 職 給 付 引 当 金	
そ の 他 の 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
建 物		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
土 地		繰 延 税 金 負 債	
建 物 仮 勘 定		負 の の れ ん	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		支 払 承 諾	
無 形 固 定 資 産		本 支 店 勘 定	
ソ フ ト ウ ェ ア		本 店	
の れ ん		在 日 支 店	
保 証 金 権 利 金		在 外 支 店	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		負 債 の 部 合 計	
繰 延 税 金 資 産		(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返		利 益 準 備 金	
貸 倒 引 当 金		繰 越 利 益 剰 余 金	
本 支 店 勘 定		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
本 店		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
在 日 支 店		土 地 再 評 価 差 額 金	
在 外 支 店		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記 載 上 の 注 意)			
1 次 の 事 項 を 注 記 す る 事 だ だ し 、 特 定 の 科 目 に 関 連 す る 注 記 に つ い て は 、 そ の 関 連 が 明 ら か に な る よ う に 記 載 す る 事 だ だ し 、			

改正後	現行
<p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無 <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上方法</p> <p>(6) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>(7) リース取引の処理方法</p> <p>(8) ヘッジ会計の方法</p> <p>(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>(11) その他採用した重要な会計方針</p> <p>(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(18) リース契約により使用する重要な有形固定資産</p> <p>(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(20) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>(21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</p> <p>3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p>	

改正後

現行

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x
有 価 証 券 利 息 配 当 金	x x x
コ ー ル ロ ー ン 利 息	x x x
買 現 先 利 息	x x x
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	x x x
買 入 手 形 利 息	x x x
預 け 金 利 息	x x x
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	x x x
外 国 為 替 受 入 利 息	x x x
本 支 店 為 替 尻 受 入 利 息	x x x
そ の 他 の 受 入 利 息	x x x
役 務 取 引 等 収 益	x x x
外 国 為 替 受 入 手 数 料	x x x
内 国 為 替 受 入 手 数 料	x x x
そ の 他 の 役 務 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
外 国 為 替 売 買 益	x x x
商 品 有 価 証 券 売 買 益	x x x
国 債 等 債 券 売 却 益	x x x
国 債 等 債 券 償 還 益	x x x
金 融 派 生 商 品 収 益	x x x
そ の 他 の 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
株 式 等 売 却 益	x x x
金 銭 の 信 託 運 用 益	x x x
そ の 他 の 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x
資 金 調 達 費 用	x x x
預 金 利 息	x x x

改正後		現行
譲渡性預金利息	x x x	
コールマネー利息	x x x	
売現先利息	x x x	
債券貸借取引支払利息	x x x	
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	
売渡手形利息	x x x	
借入金利息	x x x	
短期社債利息	x x x	
金利スワップ支払利息	x x x	
外国為替支払利息	x x x	
本支店為替戻支払利息	x x x	
その他の支払利息	x x x	
役務取引等費用	x x x	
外国為替支払手数料	x x x	
内国為替支払手数料	x x x	
その他の役務費用	x x x	
その他業務費用	x x x	
外国為替売買損	x x x	
商品有価証券売買損	x x x	
国債等債券売却損	x x x	
国債等債券償還損	x x x	
国債等債券償却	x x x	
金融派生商品費用	x x x	
その他の業務費用	x x x	
営業経費	x x x	
その他経常費用	x x x	
貸倒引当金繰入額	x x x	
貸出金償却	x x x	
株式等売却損	x x x	
株式等償却	x x x	
金銭の信託運用損	x x x	
その他の経常費用	x x x	
経常利益		x x x
(又は経常損失)		
特別利益		x x x
固定資産処分益	x x x	
貸倒引当金戻入益	x x x	
償却債権取立益	x x x	
金融先物取引責任準備金取崩額	x x x	
証券取引責任準備金取崩額	x x x	

	改正後	現行
その他の特別利益	x x x	
特別損失		x x x
固定資産処分損	x x x	
減損損失	x x x	
金融先物取引責任準備金繰入額	x x x	
証券取引責任準備金繰入額	x x x	
その他の特別損失	x x x	
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		x x x
法人税、住民税及び事業税		x x x
法人税等調整額		x x x
当期純利益 (又は当期純損失)		x x x
前期繰越利益剰余金		x x x
利益準備金積立額		x x x
本店への送金 (本店からの補てん金)		x x x
繰越利益剰余金		x x x
(記載上の注意)		
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		
2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。		
(1) 直接経費(派遣職員給与等)		
(2) 間接経費割当額		
3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。		
4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。		
6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。		
7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。		

改正後

現行

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

第 期 決 算 公 告

年 月 日

年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

貸借対照表 (年 月 日現在)

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		そ の 他 負 債	
外 国 為 替		賞 与 引 当 金	
そ の 他 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
繰 延 税 金 資 産		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
支 払 承 諾 見 返		繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金		支 払 承 諾	
本 支 店 勘 定		本 支 店 勘 定	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		利 益 準 備 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		そ の 他 負 債	
そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金	
動 産 不 動 産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	
貸 倒 引 当 金		証 券 取 引 責 任 準 備 金	
本 支 店 勘 定		繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		本 支 店 勘 定	
		小 計	
		利 益 準 備 金 及 び 当 期 未 処 分 利 益	
		(又 は 当 期 未 処 理 損 失)	
		評 価 差 額 金	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が

改正後

現行

		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規程するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映の有無
 - (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。
 - (3) 有形固定資産の減価償却累計額
 - (4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - (6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	x x x
役 務 取 引 等 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x
資 金 調 達 費 用	x x x

明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。
 - (3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額
 - (4) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	

改正後		現行	
(うち預金利息)		(うち預金利息)	
役務取引等費用	x x x	役務取引等費用	
その他業務費用	x x x	その他業務費用	
営業経費	x x x	営業経費	
その他経常費用	x x x	その他経常費用	
経常利益	x x x	経常利益	
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	x x x	特別利益	
特別損失	x x x	特別損失	
税引前当期純利益	x x x	税引前当期純利益	
(又は税引前当期純損失)		(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	x x x	法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	x x x	法人税等調整額	
当期純利益	x x x	当期純利益	
(又は当期純損失)		(又は当期純損失)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第7号の4（公告用貸借対照表等(特定取引勘定届出外国銀行支店用)）パブリックコメント用

改正後

現行

(参考)別紙様式第7号の4(第19条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(参考)別紙様式第7号の4(第19条第1項関係)

(日本工業規格A4)

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部 合 計)	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金	
商 品 有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
商品有価証券派生商品		売 現 先 勘 定	
特 定 取 引 有 価 証 券		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特定取引有価証券派生商品		売 渡 手 形	
特 定 金 融 派 生 商 品		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
その他の特定取引資産		借 用 金	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		売 付 商 品 債 券	
有 価 証 券		商品有価証券派生商品	
国 債		特 定 取 引 売 付 債 券	
地 方 債		特定取引有価証券派生商品	
短 期 社 債		特 定 金 融 派 生 商 品	

改正後

現行

<p>社 債 株 式 そ の 他 の 証 券 貸 出 金 割 引 手 形 手 形 貸 付 証 書 貸 付 当 座 貸 越 外 国 為 替 外 国 他 店 預 け 外 国 他 店 貸 買 入 外 国 為 替 取 立 外 国 為 替 そ の 他 資 産 未 決 済 為 替 貸 前 払 費 用 未 収 収 益 先 物 取 引 差 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 保 管 有 価 証 券 等 金 融 派 生 商 品 そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 土 地 建 物 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん 保 証 金 権 利 金 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金 本 支 店 勘 定 本 店 在 日 支 店 在 外 支 店</p>	<p>そ の 他 の 特 定 取 引 負 債 借 用 金 再 割 引 手 形 借 入 金 外 国 為 替 外 国 他 店 預 り 外 国 他 店 借 売 渡 外 国 為 替 未 払 外 国 為 替 そ の 他 負 債 未 決 済 為 替 借 未 払 法 人 税 等 未 払 費 用 前 受 収 益 従 業 員 預 り 金 給 付 補 て ん 備 金 先 物 取 引 受 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 借 入 商 品 債 券 借 入 有 価 証 券 売 付 商 品 債 券 売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 負 の の れ ん 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部) 本 支 店 勘 定 本 店 在 日 支 店 在 外 支 店 利 益 準 備 金</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

改正後		現行	
		繰越利益剰余金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰越ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>— 当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上方法</p> <p>(6) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>(7) リース取引の処理方法</p> <p>(8) ヘッジ会計の方法</p> <p>(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>(11) その他採用した重要な会計方針</p> <p>(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。</p> <p>(17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。</p> <p>(18) リース契約により使用する重要な有形固定資産</p> <p>(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(20) 資産が担保に供されているときは、その内容</p>			

改正後

現行

(21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x
有 価 証 券 利 息 配 当 金	x x x
コ ー ル ロ ー ン 利 息	x x x
買 現 先 利 息	x x x
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	x x x
買 入 手 形 利 息	x x x
預 け 金 利 息	x x x
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	x x x
外 国 為 替 受 入 利 息	x x x
本 支 店 為 替 戻 受 入 利 息	x x x
そ の 他 の 受 入 利 息	x x x
役 務 取 引 等 収 益	x x x
外 国 為 替 受 入 手 数 料	x x x
内 国 為 替 受 入 手 数 料	x x x
そ の 他 の 役 務 収 益	x x x
特 定 取 引 収 益	x x x
商 品 有 価 証 券 収 益	x x x
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	x x x
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	x x x

改正後		現行
その他の特定取引収益	x x x	
その他業務収益	x x x	
外国為替売買益	x x x	
国債等債券売却益	x x x	
国債等債券償還益	x x x	
金融派生商品収益	x x x	
その他の業務収益	x x x	
その他経常収益	x x x	
株式等売却益	x x x	
金銭の信託運用益	x x x	
その他の経常収益	x x x	
経常費用	x x x	
資金調達費用	x x x	
預金利息	x x x	
譲渡性預金利息	x x x	
コールマネー利息	x x x	
売現先利息	x x x	
債券貸借取引支払利息	x x x	
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	
売渡手形利息	x x x	
借入金利息	x x x	
短期社債利息	x x x	
金利スワップ支払利息	x x x	
外国為替支払利息	x x x	
本支店為替尻支払利息	x x x	
その他の支払利息	x x x	
役員取引等費用	x x x	
外国為替支払手数料	x x x	
内国為替支払手数料	x x x	
その他の役員費用	x x x	
特定取引費用	x x x	
商品有価証券費用	x x x	
特定取引有価証券費用	x x x	
特定金融派生商品費用	x x x	
その他の特定取引費用	x x x	
その他業務費用	x x x	
外国為替売買損	x x x	
国債等債券売却損	x x x	
国債等債券償還損	x x x	

改正後		現行
国債等債券償却	x x x	
金融派生商品費用	x x x	
その他の業務費用	x x x	
営業経費	x x x	
その他経常費用	x x x	
貸倒引当金繰入額	x x x	
貸出金償却	x x x	
株式等売却損	x x x	
株式等償却	x x x	
金銭の信託運用損	x x x	
その他の経常費用	x x x	
経常利益		x x x
(又は経常損失)		
特別利益		x x x
固定資産処分益	x x x	
貸倒引当金戻入益	x x x	
償却債権取立益	x x x	
金融先物取引責任準備金取崩額	x x x	
証券取引責任準備金取崩額	x x x	
その他の特別利益	x x x	
特別損失		x x x
固定資産処分損	x x x	
減損損失	x x x	
金融先物取引責任準備金繰入額	x x x	
証券取引責任準備金繰入額	x x x	
その他の特別損失	x x x	
税引前当期純利益		x x x
(又は税引前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税		x x x
法人税等調整額		x x x
当期純利益		x x x
(又は当期純損失)		
前期繰越利益剰余金		x x x
利益準備金積立額		x x x
本店への送金		x x x
(本店からの補てん金)		
繰越利益剰余金		x x x
(記載上の注意)		
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		

改正後

現行

- 2 本部経費負担額を注記すること。
 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
 (1) 直接経費（派遣職員給与等）
 (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 2 第 期 決 算 公 告 (要 旨)

第 期 決 算 公 告

年 月 日

年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

貸借対照表 (年 月 日現在)

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位 : 百万円)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	

改正後		現行	
金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 出 金 外 国 為 替 そ の 他 資 産 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金 本 支 店 勘 定		特 定 取 引 負 債 借 用 金 外 国 為 替 そ の 他 負 債 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部) 本 支 店 勘 定 利 益 準 備 金 繰 越 利 益 剰 余 金 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 越 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 出 金 外 国 為 替 そ の 他 資 産 動 産 不 動 産 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金 本 支 店 勘 定	特 定 取 引 負 債 借 用 金 外 国 為 替 短 期 社 債 そ の 他 負 債 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 支 払 承 諾 本 支 店 勘 定 小 計 利 益 準 備 金 及 び 当 期 未 処 分 利 益 (又 は 当 期 未 処 理 損 失) 評 価 差 額 金
		合 計	合 計
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規程するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映の有無</p> <p>(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>(4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額</p> <p>(6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か</p> <p>(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p>(4) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p>	

改正後

に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	
(又は税引前当期純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	
(又は当期純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	
(又は税引前当期純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	
(又は当期純損失)	

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第8号(中間公告用連結貸借対照表等)パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																																				
<p>(参考)別紙様式第8号(第19条第4項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表(年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資 産 の 部)</td> <td></td> <td>(負 債 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 金 預 け 金</td> <td></td> <td>預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td></td> <td>譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td>売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 定 取 引 資 産</td> <td></td> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td>特 定 取 引 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td>借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td>外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td>短 期 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>新 株 予 約 権 付 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td></td> <td>負 の の れ ん</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負 債 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(純 資 産 の 部)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		現 金 預 け 金		預 金		コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金		買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形		債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定		買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金		特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー		商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債		金 銭 の 信 託		借 用 金		有 価 証 券		外 国 為 替		貸 出 金		短 期 社 債		外 国 為 替		社 債		そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債		有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債		無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		の れ ん		役 員 賞 与 引 当 金		その他の無形固定資産		退 職 給 付 引 当 金		繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債		支 払 承 諾 見 返		再評価に係る繰延税金負債		貸 倒 引 当 金		負 の の れ ん				支 払 承 諾				負 債 の 部 合 計				(純 資 産 の 部)		<p>(参考)別紙様式第8号(第19条第4項関係)</p>
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																		
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																																																																																																			
現 金 預 け 金		預 金																																																																																																			
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金																																																																																																			
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形																																																																																																			
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定																																																																																																			
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金																																																																																																			
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー																																																																																																			
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債																																																																																																			
金 銭 の 信 託		借 用 金																																																																																																			
有 価 証 券		外 国 為 替																																																																																																			
貸 出 金		短 期 社 債																																																																																																			
外 国 為 替		社 債																																																																																																			
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債																																																																																																			
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債																																																																																																			
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																			
の れ ん		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																																			
その他の無形固定資産		退 職 給 付 引 当 金																																																																																																			
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																			
再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債																																																																																																			
支 払 承 諾 見 返		再評価に係る繰延税金負債																																																																																																			
貸 倒 引 当 金		負 の の れ ん																																																																																																			
		支 払 承 諾																																																																																																			
		負 債 の 部 合 計																																																																																																			
		(純 資 産 の 部)																																																																																																			

改正後		現行	
		資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	—
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 連結の範囲に関する事項 — 持分法の適用に関する事項 — 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項 <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 有価証券の評価基準及び評価方法 — 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額 — 有形固定資産の減価償却の方法 — 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 — 貸倒引当金の計上方法 — 退職給付引当金の計上方法 — リース取引の処理方法 — ヘッジ会計の方法 — 金銭の信託の評価基準及び評価方法 			

改正後	現行
<p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>— 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>— 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間連結会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>— 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(5) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 16 条第 1 号及び第 2 号に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p> なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等（銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</p> <p>(12) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。</p> <p>(13) 子会社等の株式又は出資金の総額</p> <p>(14) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(16) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の中間会計期間の末日と異なる日をその中間連結決算日とする子会社</p>	

改正後

現行

及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。)

- (17) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
 - 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

中間連結損益計算書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
(うち貸出金利息)	(x x x)
(うち有価証券利息配当金)	(x x x)
役 務 取 引 等 収 益	x x x
特 定 取 引 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x
資 金 調 達 費 用	x x x
(うち預金利息)	(x x x)
役 務 取 引 等 費 用	x x x
特 定 取 引 費 用	x x x
そ の 他 業 務 費 用	x x x
営 業 経 費	x x x
そ の 他 経 常 費 用	x x x

改正後		現行
経常利益 (又は経常損失)	x x x	
特別利益	x x x	
特別損失	x x x	
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	x x x	
法人税、住民税及び事業税	x x x	
法人税等調整額	x x x	
少数株主利益 (又は少数株主損失)	x x x	
中間純利益 (又は中間純損失)	x x x	
(記載上の注意)		
<p>1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。</p> <p>2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>		
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)		第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日		年 月 日
住 所 株 式 会 社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名		住 所 株 式 会 社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名

改正後

中間連結貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		新 株 予 約 権	

現行

中間連結貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
動 産 不 動 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		役 員 賞 与 引 当 金	
連 結 調 整 勘 定		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		連 結 調 整 勘 定	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(少 数 株 主 持 分)	
		少 数 株 主 持 分	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 払 込 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		株 式 等 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		自 己 株 式 払 込 金	
		自 己 株 式	
		資 本 の 部 合 計	

改正後

		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
 - 連結の範囲に関する事項
 - 持分法の適用に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業的前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業的前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - (2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。
 - (4) 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 有形固定資産の減価償却累計額
 - (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - (8) 1 株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
 - (9) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の中間会計期間の末日と異なる日をその中間連結決算日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）
- 3 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	
--------	--	-------------------	--

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業的前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。
 - (4) 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 動産不動産の減価償却累計額
 - (6) 1 株当たりの純資産額
 - (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

改正後

中間連結損益計算書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	
(又は税金等調整前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
少 数 株 主 利 益	
(又は少数株主損失)	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。

現行

中間連結損益計算書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	
(又は税金等調整前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
少 数 株 主 利 益	
(又は少数株主損失)	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。

改正後	現行
<p>2 <u>法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p>	<p>2 <u>法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p>

別紙様式第8号の2（公告用連結貸借対照表等）パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																																				
<p>(参考) 別紙様式第8号の2（第19条第4項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（ 資 産 の 部 ）</td> <td colspan="2">（ 負 債 の 部 ）</td> </tr> <tr> <td>現 金 預 け 金</td> <td></td> <td>預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td></td> <td>譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td>売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 定 取 引 資 産</td> <td></td> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td>特 定 取 引 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td>借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td>外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td>短 期 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>新 株 予 約 権 付 社 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 払 承 諾 見 返</td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>負 の の れ ん</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支 払 承 諾</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負 債 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（ 純 資 産 の 部 ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）		現 金 預 け 金		預 金		コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金		買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形		債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定		買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金		特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー		商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債		金 銭 の 信 託		借 用 金		有 価 証 券		外 国 為 替		貸 出 金		短 期 社 債		外 国 為 替		社 債		そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債		有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債		無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		の れ ん		役 員 賞 与 引 当 金		その他の無形固定資産		退 職 給 付 引 当 金		繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金		再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債		支 払 承 諾 見 返		再評価に係る繰延税金負債		貸 倒 引 当 金	△	負 の の れ ん				支 払 承 諾				負 債 の 部 合 計				（ 純 資 産 の 部 ）		<p>(参考) 別紙様式第8号の2（第19条第4項関係）</p>
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																		
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）																																																																																																			
現 金 預 け 金		預 金																																																																																																			
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金																																																																																																			
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形																																																																																																			
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定																																																																																																			
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金																																																																																																			
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー																																																																																																			
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債																																																																																																			
金 銭 の 信 託		借 用 金																																																																																																			
有 価 証 券		外 国 為 替																																																																																																			
貸 出 金		短 期 社 債																																																																																																			
外 国 為 替		社 債																																																																																																			
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債																																																																																																			
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債																																																																																																			
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																			
の れ ん		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																																			
その他の無形固定資産		退 職 給 付 引 当 金																																																																																																			
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																			
再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債																																																																																																			
支 払 承 諾 見 返		再評価に係る繰延税金負債																																																																																																			
貸 倒 引 当 金	△	負 の の れ ん																																																																																																			
		支 払 承 諾																																																																																																			
		負 債 の 部 合 計																																																																																																			
		（ 純 資 産 の 部 ）																																																																																																			

改正後		現行	
		資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。</p> <p>① 連結の範囲に関する事項</p> <p>② 持分法の適用に関する事項</p> <p>③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項</p> <p>④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>⑤ のれんの償却に関する事項</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額</p> <p>③ 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>⑤ 貸倒引当金の計上方法</p> <p>⑥ 退職給付引当金の計上方法</p> <p>⑦ リース取引の処理方法</p>			

改正後	現行
<p>⑧ <u>ヘッジ会計の方法</u></p> <p>⑨ <u>金銭の信託の評価基準及び評価方法</u></p> <p>⑩ <u>デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</u></p> <p>⑪ <u>その他採用した重要な会計方針</u></p> <p>⑫ <u>子会社等が採用した会計方針のうち銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更した場合は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4) <u>特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</u></p> <p>(5) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(6) <u>貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。</u></p> <p>(7) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(8) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(9) <u>資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</u></p> <p>(10) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p>(11) <u>リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。）</u></p> <p>(12) <u>銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等（銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</u></p> <p>(13) <u>子会社等の株式又は出資金の総額</u></p> <p>(13) <u>銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。</u></p> <p>(14) <u>子法人等の株式又は出資金の総額</u></p> <p>(15) <u>資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</u></p> <p>(16) <u>重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</u></p> <p>(17) <u>1 株当たりの純資産額</u></p> <p>(18) <u>事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の</u></p>	

改正後

現行

翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日とその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

- (19) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
 - 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

連結損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	× × ×
資金運用収益	× × ×
貸出金利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
コールローン利息及び買入手形利息	× × ×
買現先利息	× × ×
債券貸借取引受入利息	× × ×
預け金利息	× × ×
その他の受入利息	× × ×
役員取引等収益	× × ×
特定取引収益	× × ×
その他業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×
経常費用	× × ×

改正後		現行
資 金 調 達 費 用	× × ×	
預 金 利 息	× × ×	
譲 渡 性 預 金 利 息	× × ×	
コールマネー利息及び売渡手形利息	× × ×	
売 現 先 利 息	× × ×	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	× × ×	
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	
借 用 金 利 息	× × ×	
短 期 社 債 利 息	× × ×	
社 債 利 息	× × ×	
新 株 予 約 権 付 社 債 利 息	× × ×	
そ の 他 の 支 払 利 息	× × ×	
役 務 取 引 等 費 用	× × ×	
特 定 取 引 費 用	× × ×	
そ の 他 業 務 費 用	× × ×	
営 業 経 費	× × ×	
そ の 他 経 常 費 用	× × ×	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	× × ×	
そ の 他 の 経 常 費 用	× × ×	
経 常 利 益		× × ×
(又 は 経 常 損 失)		
特 別 利 益		× × ×
固 定 資 産 処 分 益	× × ×	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×	
償 却 債 権 取 立 益	× × ×	
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×	
特 別 損 失		× × ×
固 定 資 産 処 分 損	× × ×	
減 損 損 失	× × ×	
そ の 他 の 特 別 損 失	× × ×	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		× × ×
(又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失)		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		× × ×
法 人 税 等 調 整 額		× × ×
少 数 株 主 利 益		× × ×
(又 は 少 数 株 主 損 失)		
当 期 純 利 益		× × ×
(又 は 当 期 純 損 失)		
(記載上の注意)		
1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利		

改正後																																																					
<p>益金額を注記すること。</p> <p>2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。</p> <p>ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>																																																					
<p>第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(資 産 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>現 金 預 け 金</td><td></td></tr> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td></td></tr> <tr><td>買 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引支払保証金</td><td></td></tr> <tr><td>買 入 金 銭 債 権</td><td></td></tr> <tr><td>商 品 有 価 証 券</td><td></td></tr> <tr><td>金 銭 の 信 託</td><td></td></tr> <tr><td>有 価 証 券</td><td></td></tr> <tr><td>貸 出 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他 資 産</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(資 産 の 部)		現 金 預 け 金		コールローン及び買入手形		買 現 先 勘 定		債券貸借取引支払保証金		買 入 金 銭 債 権		商 品 有 価 証 券		金 銭 の 信 託		有 価 証 券		貸 出 金		外 国 為 替		そ の 他 資 産		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(負 債 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>預 金</td><td></td></tr> <tr><td>譲 渡 性 預 金</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>コマーシャル・ペーパー</td><td></td></tr> <tr><td>特 定 取 引 負 債</td><td></td></tr> <tr><td>借 用 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> <tr><td>短 期 社 債</td><td></td></tr> <tr><td>社 債</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(負 債 の 部)		預 金		譲 渡 性 預 金		コールマネー及び売渡手形		売 現 先 勘 定		債券貸借取引受入担保金		コマーシャル・ペーパー		特 定 取 引 負 債		借 用 金		外 国 為 替		短 期 社 債		社 債	
科 目	金 額																																																				
(資 産 の 部)																																																					
現 金 預 け 金																																																					
コールローン及び買入手形																																																					
買 現 先 勘 定																																																					
債券貸借取引支払保証金																																																					
買 入 金 銭 債 権																																																					
商 品 有 価 証 券																																																					
金 銭 の 信 託																																																					
有 価 証 券																																																					
貸 出 金																																																					
外 国 為 替																																																					
そ の 他 資 産																																																					
科 目	金 額																																																				
(負 債 の 部)																																																					
預 金																																																					
譲 渡 性 預 金																																																					
コールマネー及び売渡手形																																																					
売 現 先 勘 定																																																					
債券貸借取引受入担保金																																																					
コマーシャル・ペーパー																																																					
特 定 取 引 負 債																																																					
借 用 金																																																					
外 国 為 替																																																					
短 期 社 債																																																					
社 債																																																					

現行																																																																																																											
<p>第 期 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p>																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(資 産 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>現 金 預 け 金</td><td></td></tr> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td></td></tr> <tr><td>買 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引支払保証金</td><td></td></tr> <tr><td>買 入 金 銭 債 権</td><td></td></tr> <tr><td>商 品 有 価 証 券</td><td></td></tr> <tr><td>金 銭 の 信 託</td><td></td></tr> <tr><td>有 価 証 券</td><td></td></tr> <tr><td>貸 出 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(資 産 の 部)		現 金 預 け 金		コールローン及び買入手形		買 現 先 勘 定		債券貸借取引支払保証金		買 入 金 銭 債 権		商 品 有 価 証 券		金 銭 の 信 託		有 価 証 券		貸 出 金		外 国 為 替		外 国 為 替		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(負 債 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>預 金</td><td></td></tr> <tr><td>譲 渡 性 預 金</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>コマーシャル・ペーパー</td><td></td></tr> <tr><td>特 定 取 引 負 債</td><td></td></tr> <tr><td>借 用 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> <tr><td>短 期 社 債</td><td></td></tr> <tr><td>社 債</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(負 債 の 部)		預 金		譲 渡 性 預 金		コールマネー及び売渡手形		売 現 先 勘 定		債券貸借取引受入担保金		コマーシャル・ペーパー		特 定 取 引 負 債		借 用 金		外 国 為 替		短 期 社 債		社 債		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(資 産 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>現 金 預 け 金</td><td></td></tr> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td></td></tr> <tr><td>買 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引支払保証金</td><td></td></tr> <tr><td>買 入 金 銭 債 権</td><td></td></tr> <tr><td>特 定 取 引 資 産</td><td></td></tr> <tr><td>商 品 有 価 証 券</td><td></td></tr> <tr><td>金 銭 の 信 託</td><td></td></tr> <tr><td>有 価 証 券</td><td></td></tr> <tr><td>貸 出 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(資 産 の 部)		現 金 預 け 金		コールローン及び買入手形		買 現 先 勘 定		債券貸借取引支払保証金		買 入 金 銭 債 権		特 定 取 引 資 産		商 品 有 価 証 券		金 銭 の 信 託		有 価 証 券		貸 出 金		外 国 為 替		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(負 債 の 部)</td><td></td></tr> <tr><td>預 金</td><td></td></tr> <tr><td>譲 渡 性 預 金</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売 現 先 勘 定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>コマーシャル・ペーパー</td><td></td></tr> <tr><td>特 定 取 引 負 債</td><td></td></tr> <tr><td>借 用 金</td><td></td></tr> <tr><td>外 国 為 替</td><td></td></tr> <tr><td>短 期 社 債</td><td></td></tr> <tr><td>社 債</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(負 債 の 部)		預 金		譲 渡 性 預 金		コールマネー及び売渡手形		売 現 先 勘 定		債券貸借取引受入担保金		コマーシャル・ペーパー		特 定 取 引 負 債		借 用 金		外 国 為 替		短 期 社 債		社 債	
科 目	金 額																																																																																																										
(資 産 の 部)																																																																																																											
現 金 預 け 金																																																																																																											
コールローン及び買入手形																																																																																																											
買 現 先 勘 定																																																																																																											
債券貸借取引支払保証金																																																																																																											
買 入 金 銭 債 権																																																																																																											
商 品 有 価 証 券																																																																																																											
金 銭 の 信 託																																																																																																											
有 価 証 券																																																																																																											
貸 出 金																																																																																																											
外 国 為 替																																																																																																											
外 国 為 替																																																																																																											
科 目	金 額																																																																																																										
(負 債 の 部)																																																																																																											
預 金																																																																																																											
譲 渡 性 預 金																																																																																																											
コールマネー及び売渡手形																																																																																																											
売 現 先 勘 定																																																																																																											
債券貸借取引受入担保金																																																																																																											
コマーシャル・ペーパー																																																																																																											
特 定 取 引 負 債																																																																																																											
借 用 金																																																																																																											
外 国 為 替																																																																																																											
短 期 社 債																																																																																																											
社 債																																																																																																											
科 目	金 額																																																																																																										
(資 産 の 部)																																																																																																											
現 金 預 け 金																																																																																																											
コールローン及び買入手形																																																																																																											
買 現 先 勘 定																																																																																																											
債券貸借取引支払保証金																																																																																																											
買 入 金 銭 債 権																																																																																																											
特 定 取 引 資 産																																																																																																											
商 品 有 価 証 券																																																																																																											
金 銭 の 信 託																																																																																																											
有 価 証 券																																																																																																											
貸 出 金																																																																																																											
外 国 為 替																																																																																																											
科 目	金 額																																																																																																										
(負 債 の 部)																																																																																																											
預 金																																																																																																											
譲 渡 性 預 金																																																																																																											
コールマネー及び売渡手形																																																																																																											
売 現 先 勘 定																																																																																																											
債券貸借取引受入担保金																																																																																																											
コマーシャル・ペーパー																																																																																																											
特 定 取 引 負 債																																																																																																											
借 用 金																																																																																																											
外 国 為 替																																																																																																											
短 期 社 債																																																																																																											
社 債																																																																																																											

改正後		現行	
有形固定資産 無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	新株予約権付社債 その他負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	△
その他の資産 動産 不動産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 連結調整勘定 支払承諾見返 貸倒引当金	△	新株予約権付社債 その他負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 連結調整勘定 支払承諾 負債の部合計 (少数株主持分) 少数株主持分 (資本の部) 資本金 新株式払込金 資本剰余金 利益剰余金 土地再評価差額金 株式等評価差額金 為替換算調整勘定 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。</p> <p>① 連結の範囲に関する事項</p> <p>② 持分法の適用に関する事項</p> <p>③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項</p> <p>④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>⑤ のれんの償却に関する事項</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p>		<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p>	

改正後

現行

- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - (4) 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 有形固定資産の減価償却累計額
 - (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - (8) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
 - (9) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）
- 3 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
 - (4) 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 動産不動産の減価償却累計額
 - (6) 1株当たりの純資産額
 - (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

連結損益計算書 ()
年 月 日から
年 月 日まで

連結損益計算書 ()
年 月 日から
年 月 日まで

(単位：百万円又は億円)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	

改正後		現行	
その他経常収益 経常費用 資金調達費用 (うち預金利息) 役員取引等費用 その他業務費用 営業経費 その他経常費用 経常利益 (又は経常損失) 特別利益 特別損失 税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益 (又は少数株主損失) 当期純利益 (又は当期純損失)		その他経常収益 経常費用 資金調達費用 (うち預金利息) 役員取引等費用 特定取引費用 その他業務費用 営業経費 その他経常費用 経常利益 (又は経常損失) 特別利益 特別損失 税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益 (又は少数株主損失) 当期純利益 (又は当期純損失)	
(記載上の注意) 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		(記載上の注意) 1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第9号(事業報告)パブリックコメント用

改正後	現行																						
<p>(参考)別紙様式第9号(第20条第1項関係)</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> { } </div> <p style="text-align: center;">第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> — 子会社 銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。 — 子会社等 銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。 — 子法人等 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。 — 関連法人等 銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。 4 銀行が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1) 事業の経過及び成果等」、「(2) 財産及び損益の状況」、「(3) 使用人の状況」、「(4) 営業所の状況」及び「(5) 設備投資の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。 5 公開会社でない銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」、「2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項」、「4 当行の株式に関する事項」、「5 当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書(銀行法施行規則別紙様式第3号。以下同じ。)に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。 <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) 事業の経過及び成果等</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。 2 銀行が対処すべき課題を記載すること。 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有 	<p>(参考)別紙様式第9号(第20条第1項関係)</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> { } </div> <p style="text-align: center;">第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 営業報告書</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。 3 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 営業の概況」、「2 当行の現況」中「(3) 従業員の状況」及び「(4) 営業所の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 営業の概況」中「(2) 営業成績の推移」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。 <p>1 営業の概況</p> <p>(1) 営業の経過及び成果等</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその営業年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。 2 銀行が対処すべき課題を記載すること。 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の営業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその営業年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別)対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。 <p>(2) 営業成績の推移</p> <p>(銀行の状況について記載する場合)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">預</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定期性預金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			年度	年度	年度	年度	預	金					定期性預金					その他				
		年度	年度	年度	年度																		
預	金																						
	定期性預金																						
	その他																						

改正後

している場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
預 金				
定期性預金				
その他				
貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
商品有価証券				
有 価 証 券				
国 債				
その他				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、債券又は社債を発行する銀行は、債券と社債を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

現行

貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
商品有価証券				
有 価 証 券				
国 債				
その他				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 連結業績の推移

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
連 結 経 常 収 益				
連 結 経 常 利 益				
連 結 当 期 純 利 益				
連 結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2) 企業集団及び当行の営業成績の推移」とすること。
- 2 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。

改正後

7 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	年度	年度	年度	年度
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

（記載上の注意）

- 表題を「(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。
- 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4 連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該連結会計年度における過年度事項（当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	年度	年度	年度	年度
預 金				
定期性預金				
その他				
貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
商品有価証券				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				

現行

3 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ 単体業績の推移

（単位：億円）

	年度	年度	年度	年度
預 金				
定期性預金				
その他				
貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
商品有価証券				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 （又は経常損失）	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 （又は当期純損失）	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益（又は1株当たりの当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

（記載上の注意）

- 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 必要がある場合は、4 営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当行の状況に関する重要な事実

（記載上の注意）

企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「(3) 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

改正後				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、債券又は社債を発行する銀行は、債券と社債を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(3) 使用人の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	人	人
平 均 年 齢	年 月	年 月
平 均 勤 続 年 数	年 月	年 月
平 均 給 与 月 額	千円	千円

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	〇〇部門	__部門	〇〇部門	__部門
使 用 人 数	人	人	人	人

(記載上の注意)

- 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
- 適宜欄を設け、使用人数(就業者数で可)を主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

現行

2 当行の現況

(1) 資本金の推移

(単位：百万円)

	当 年 度 末	前 年 度 末
資 本 金		

(記載上の注意)

増資又は減資があつた場合は、その概要を欄外に注記すること。

(2) 株式の状況

イ 株 式 数	発行する株式の総数	千株
	発行済株式の総数	千株
ロ 当年度末株主数		名
ハ 大 株 主		

株 主 名	当行への出資状況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%	千株	%

(記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

三 自己株式の取得、処分及び保有

(記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 営業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条ノ3第1項(同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
- 営業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同法第211条ノ3第1項第1号の子会社から買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 営業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 営業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

改正後

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	・・・事業	銀 行 業	・・・事業
使 用 人 数	人	人	人	人

- (記載上の注意)
- 1 表題を「(3) 企業集団の使用人の状況」とすること。
 - 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
 - 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況
〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所 ()	店 うち出張所 ()
	()	()
	()	()
	()	()
国 内 計	()	()
	()	()
	()	()
海 外 計	()	()
合 計	()	()

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地

- (記載上の注意)
- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
 - 2 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。
 - 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。

現行

(3) 従業員の状況
〔銀行の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	・・・事業	銀 行 業	・・・事業
従 業 員 数	人		人	
平 均 年 齢	年 月		年 月	
平 均 勤 続 年 数	年 月		年 月	
平 均 給 与 月 額	千円		千円	

- (記載上の注意)
- 従業員は、臨時雇用員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	・・・事業	銀 行 業	・・・事業
従 業 員 数	人	人	人	人

- (記載上の注意)
- 1 表題を「(3) 企業集団の従業員の状況」とすること。
 - 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業員数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。
 - 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況
〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所 ()	店 うち出張所 ()
	()	()
	()	()
	()	()
国 内 計	()	()
	()	()
	()	()
海 外 計	()	()
合 計	()	()

- (記載上の注意)
- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

改正後	現行																																																																														
<p>4 主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に記載すること。</p> <p>ハ 銀行代理業者数の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">当年度末</th> <th style="width:50%;">前年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>三 当年度新規銀行代理業者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">氏名又は名称</th> <th style="width:40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width:30%;">銀行業以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。</p> <p>ホ 銀行代理業者の営む営業所数又は事務所数の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:45%;">当年度末</th> <th style="width:45%;">前年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 適宜地区別に区分して記載すること。</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 銀行業 ロ ……事業</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所の状況」とすること。 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業者の営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。 なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目（ロ、ハ、二等）を設け、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。 <p>(5) 設備投資の状況</p> <p>〔銀行の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 設備投資の総額</p>	当年度末	前年度末			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務											当年度末	前年度末													合 計			<p>2 適宜地区別に区分して記載すること。</p> <p>3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。</p> <p>□ 当年度新設営業所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">営業所名</th> <th style="width:50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 駐在員事務所については、欄外に注記すること。 <p>ハ 銀行代理業者数の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">当年度末</th> <th style="width:50%;">前年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>三 当年度新規銀行代理業者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">氏名又は名称</th> <th style="width:40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width:30%;">銀行業以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。</p> <p>ホ 銀行代理業者の営む営業所数又は事務所数の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:45%;">当年度末</th> <th style="width:45%;">前年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 適宜地区別に区分して記載すること。</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 銀行業 ロ ……事業</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所の状況」とすること。 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業者の営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。 	営業所名	所在地									当年度末	前年度末			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務											当年度末	前年度末													合 計		
当年度末	前年度末																																																																														
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務																																																																													
	当年度末	前年度末																																																																													
合 計																																																																															
営業所名	所在地																																																																														
当年度末	前年度末																																																																														
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務																																																																													
	当年度末	前年度末																																																																													
合 計																																																																															
（単位 百万円）																																																																															

改正後							現行																																																	
設備投資の総額							<p>なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。</p> <p>3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目（口、八、二等）を設け、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名とその主要な営業所を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載すること。</p>																																																	
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。</p> <p>2 主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に、記載すること。</p>							<p>(5) 重要な子会社等</p>																																																	
<p>□ 重要な設備の新設等</p> <p style="text-align: right;">（単位 百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内 容</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> </td> <td colspan="2"> </td> </tr> </tbody> </table>							内 容		金 額						<table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>当行議決権比率</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>百万円</td> <td>%</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行議決権比率	その他					百万円	%																						
内 容		金 額																																																						
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行議決権比率	その他																																																		
				百万円	%																																																			
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。</p> <p>2 主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に、記載すること。</p>							<p>（記載上の注意）</p> <p>1 銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。</p> <p>2 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。</p> <p>3 重要な業務提携の概況を付記すること。</p>																																																	
<p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 表題を「(5) 企業集団の設備投資の状況」とすること。</p> <p>2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。</p> <p>3 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。</p> <p>4 事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載すること。</p>							<p>3 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）（年度末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 位</th> <th>氏 名</th> <th>担当又は主な職業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							地 位	氏 名	担当又は主な職業																																								
地 位	氏 名	担当又は主な職業																																																						
<p>(6) 重要な親会社及び子会社等の状況</p> <p>イ 親会社の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>親会社が有する当行の議決権比率</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>百万円</td> <td>%</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他					百万円	%		<p>（記載上の注意）</p> <p>当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。</p>																																			
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他																																																		
				百万円	%																																																			
<p>ロ 子会社等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>当行が有する子会社等の議決権比率</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>百万円</td> <td>%</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他					百万円	%		<p>4 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益</th> <th>定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 締 役</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>監 査 役</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							区 分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取 締 役			監 査 役			計																			
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他																																																		
				百万円	%																																																			
区 分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																																																						
取 締 役																																																								
監 査 役																																																								
計																																																								
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 本表は、商法第 266 条第 12 項（同条第 18 項の規定を読み替えて適用するこの規定を同法第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをし</p>							<p>（記載上の注意）</p> <p>1 本表は、商法第 266 条第 12 項（同条第 18 項の規定を読み替えて適用するこの規定を同法第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをし</p>																																																	

改正後	現行																																																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width:12.5%; height: 20px;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td><td style="width:12.5%;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 親会社及び銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。 2 重要な業務提携の概況を付記すること。 <p>(7) 事業譲渡等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">事業譲渡等の日付</th> <th style="width:70%;">事業譲渡等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げる事項について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重要な事業譲渡 2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該銀行が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの <p>(8) その他銀行の現況に関する重要な事項</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他銀行の現況に関する重要な事項を記載すること。 2 当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。 <p>2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状況 (年度末現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">氏名</th> <th style="width:20%;">地位及び担当</th> <th style="width:25%;">重要な兼職</th> <th style="width:40%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>																													事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況			氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																	<p>た銀行が記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。） 4 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。 5 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。 <p>5 新株予約権の状況</p> <p>〔現に発行している新株予約権〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">新株予約権の数</th> <th style="width:30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">割当てを受けた者の氏名又は名称、()は割当てを受けた新株予約権の数</th> <th style="width:30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">()</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">()</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">新株予約権の目的となる株式の種類</th> <th style="width:30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の消却の事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の消却の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の有利な条件の内容</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 1 号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会又は取締役会における発行決議ごとに記載すること。 2 「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 2 号に規定する新株予約権をいう。 3 商法施行規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する新株予約権については、「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載すること。 	新株予約権の数		新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)	割当てを受けた者の氏名又は名称、()は割当てを受けた新株予約権の数			()		()		()		新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)	新株予約権の行使の条件		新株予約権の消却の事由		新株予約権の消却の条件		新株予約権の有利な条件の内容	
事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況																																																																																				
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																																																																																		
新株予約権の数																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																																																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)																																																																																				
割当てを受けた者の氏名又は名称、()は割当てを受けた新株予約権の数																																																																																					
	()																																																																																				
	()																																																																																				
	()																																																																																				
.....																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																																																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)																																																																																				
新株予約権の行使の条件																																																																																					
新株予約権の消却の事由																																																																																					
新株予約権の消却の条件																																																																																					
新株予約権の有利な条件の内容																																																																																					

改正後	現行																		
<p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した会社役員、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。</p> <p>2 当事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第 345 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</p> <p>3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。</p> <p>5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。</p> <p>6 監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p>	<p>4 商法施行規則第 103 条第 2 項第 4 号に規定する新株予約権については、「現に発行している新株予約権」の表を準用し、同表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」とあるのは「付与した者の総数」（単位については「名」）に改めて記載すること。</p> <p>6 監査委員会の職務遂行のために必要な事項 （記載上の注意） 委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第 104 条第 1 号に規定する取締役会の決議の概要を記載すること。</p> <p>7 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針 （記載上の注意） 委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第 104 条第 2 号に規定する方針を記載すること。</p> <p>8 会計監査人に対する報酬等 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td> うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額</td> <td></td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 本表は、商法施行規則第 2 条第 1 項第 16 号に規定する連結特例規定適用会社である銀行が記載すること。</p> <p>2 非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。</p>	当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額		うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額		うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額													
当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額																			
うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額																			
うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額																			
<p>(2) 会社役員に対する報酬等 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">報 酬 等</th> <th style="width: 50%;">定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 締 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 参 与</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 査 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執 行 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。</p> <p>2 会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあつては、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員の報酬等の総額を記載すること。</p> <p>3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。</p> <p>4 「報酬等」には、会社役員（社外役員を除く。）が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。</p> <p>5 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。</p> <p>6 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方</p>	区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取 締 役			会 計 参 与			監 査 役			執 行 役			計			<p>9 その他 （記載上の注意） その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>
区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																	
取 締 役																			
会 計 参 与																			
監 査 役																			
執 行 役																			
計																			

改正後

現行

針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。

7 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況

(記載上の注意)

- 1 社外役員が他の会社（外国会社を含む。以下同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者（他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3 において同じ。）又は使用人であるときは、その事実、及び銀行と当該他の会社との関係（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 2 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係者（銀行法第 13 条の 2 に規定する特定関係者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行なうべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実を記載すること。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

改正後

現行

「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

- 1 当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）
- 2 銀行において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行つた行為及び当該事実の発生後の対応として行つた行為の概要

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の有無とその内容の概要

（記載上の注意）

社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計		

（記載上の注意）

- 1 銀行が、社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 2 銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行からの報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 3 「銀行からの報酬等」には、社外役員が当該銀行の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）
- 4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「銀行の親会社等から受けている報酬等」については、銀行の親会社又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産

改正後

現行

上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること。

(5) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)

「3. 社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行する株式の総数 千株
発行済株式の総数 千株
- (2) 当年度末株主数 名
- (3) 大株主

株主の氏名又は 名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。
- 2 種類株式発行銀行（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する銀行をいう。）にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 その他株式に関する重要な事項を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

改正後			現行
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			
社外取締役			
会計参与及び監査役			
(記載上の注意)			
新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。			
(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等			
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数	
使用人			
子会社及び子法人等の役員及び使用人			
(記載上の注意)			
1 使用人とは、当該銀行の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。			
2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該銀行の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。			
3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。			
6 会計監査人に関する事項			
(1) 会計監査人の状況			
(単位 百万円)			
氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他	
(記載上の注意)			
1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行った指定社員(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。			
2 以下の事項を「その他」に記載すること。			
— 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の			

改正後

現行

業務をいう。)の内容

- 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項(銀行が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。)
- 会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 3 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。
 - 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
 - 会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があったときは、その意見の内容
 - 会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由
- 4 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
- ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

改正後	現行						
<p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、<u>会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。</u></p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) 以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載すること。 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第98条及び第100条に規定する体制 2 会社法施行規則第112条第1項に規定する体制 3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社法施行規則第112条第2項に規定する体制</p> <p>9 会計参与に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="197 762 857 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 762 405 794">氏名又は名称</th> <th data-bbox="405 762 857 794">責任限定契約の有無とその内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 794 405 863"></td> <td data-bbox="405 794 857 863"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 863 405 927"></td> <td data-bbox="405 863 857 927"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>10 その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要					
氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要						

別紙様式第9号の2(事業報告(特定取引勘定設置行用))パブリックコメント用

改正後	現行																									
<p>(参考)別紙様式第9号の2(第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> 子会社 銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。 子会社等 銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。 子法人等 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。 関連法人等 銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。 銀行が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所の状況」及び「(5)設備投資の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。 公開会社でない銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」、「2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項」、「4 当行の株式に関する事項」、「5 当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書(銀行法施行規則別紙様式第3号の2。以下同じ。)に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。 <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) 事業の経過及び成果等</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。 銀行が対処すべき課題を記載すること。 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。 	<p>(参考)別紙様式第9号の2(第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 営業報告書</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 営業の概況」、「2 当行の現況」中「(3)従業員の状況」及び「(4)営業所の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 営業の概況」中「(2)営業成績の推移」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。 <p>1 営業の概況</p> <p>(1) 営業の経過及び成果等</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその営業年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。 銀行が対処すべき課題を記載すること。 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の営業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその営業年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。 <p>(2) 営業成績の推移</p> <p>(銀行の状況について記載する場合)</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 12.5%;">年度</th> <th style="width: 12.5%;">年度</th> <th style="width: 12.5%;">年度</th> <th style="width: 12.5%;">年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定 期 性 預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	年度	年度	年度	預 金					定 期 性 預 金					そ の 他					貸 出 金				
	年度	年度	年度	年度																						
預 金																										
定 期 性 預 金																										
そ の 他																										
貸 出 金																										

改正後

いる場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況
〔銀行の状況について記載する場合〕

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
預 金				
定期性預金				
その他				
貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
特定取引資産 (トレーディング資産)				
特定取引負債 (トレーディング負債)				
有 価 証 券				
国 債				
その他				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、債券又は社債を発行する銀行は、債券と社債を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。
特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特

現行

個 人 向 け				
中 小 企 業 向 け				
そ の 他				
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)				
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。
特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。
- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 連結業績の推移

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
連 結 経 常 収 益				

改正後

定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。

- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 6 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 7 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 8 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度における過年度事項（当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
預金				
定期性預金				
その他				

現行

連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当行の営業成績の推移」とすること。
- 2 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ 単体業績の推移

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
預金				
定期性預金				
その他				
貸出金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
特定取引資産 (トレーディング資産)				
特定取引負債 (トレーディング負債)				
有価証券				
国債				
その他				
総資産				
内国為替取扱高				
外国為替取扱高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は 1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定

改正後

のと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(3) 使用人の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	人	人
平 均 年 齢	年 月	年 月
平 均 勤 続 年 数	年 月	年 月
平 均 給 与 月 額	千円	千円

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	〇〇部門	部門	〇〇部門	部門
使 用 人 数	人	人	人	人

(記載上の注意)

- 1 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
- 2 適宜欄を設け、使用人数(就業者数で可)を主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	・・・事業	銀 行 業	・・・事業
使 用 人 数	人	人	人	人

(記載上の注意)

- 1 表題を「(3) 企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
店 うち出張所	()	()
	()	()
	()	()
	()	()

現行

(記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

三 自己株式の取得、処分及び保有

(記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 1 営業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 2 営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条ノ3第1項(同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
- 3 営業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同法第211条ノ3第1項第1号の子会社から買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 4 営業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 5 営業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

(3) 従業員の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末	前 年 度 末
従 業 員 数	人	人
平 均 年 齢	年 月	年 月
平 均 勤 続 年 数	年 月	年 月
平 均 給 与 月 額	千円	千円

(記載上の注意)

従業員は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	・・・事業	銀 行 業	・・・事業
従 業 員 数	人	人	人	人

(記載上の注意)

- 1 表題を「(3) 企業集団の従業員の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業員数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所の状況

改正後		
国内計	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
海外計	()	()
合計	()	()

当年度新設営業所

営業所名	所在地

- (記載上の注意)
- 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
 - 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。
 - 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
 - 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

八 銀行代理業者数の推移

当年度末	前年度末

二 当年度新規銀行代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務

(記載上の注意)
当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。

ホ 銀行代理業者の営む営業所数又は事務所数の推移

	当年度末	前年度末
合計		

(記載上の注意)
適宜地区別に区分して記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

現行		
〔銀行の状況について記載する場合〕		
イ 営業所数の推移		
	当年度末	前年度末
	店 うち出張所	店 うち出張所
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
国内計	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
海外	()	()
合計	()	()

- (記載上の注意)
- 適宜地区別に区分して記載すること。
 - 駐在員事務所及び代理店については、欄外に注記すること。

当年度新設営業所

営業所名	所在地

(記載上の注意)
駐在員事務所及び代理店については、欄外に注記すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

- イ 銀行業
- ロ ……事業
- (記載上の注意)
- 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所の状況」とすること。
 - 銀行業の記載にあたっては、主要な営業所及び営業所数を適宜地区別に区分して記載する。
なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。
 - 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名とその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。

改正後

イ 銀行業

ロ ……事業

(記載上の注意)

- 1 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所の状況」とすること。
- 2 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業者の営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。
なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。
- 3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

(5) 設備投資の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内容	金額

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

(記載上の注意)

- 1 表題を「(5) 企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 3 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却につ

現行

(5) 重要な子会社等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

3 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役) (年度末現在)

地位	氏名	担当又は主な職業

(記載上の注意)

当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位:百万円)

区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役		
監査役		
計		

(記載上の注意)

- 1 本表は、商法第266条第12項(同条第18項の規定を読み替えて適用するこの規定を同法第280条第1項において準用する場合を含む。)又は同法第266条第19項の定款の定めをした銀行が記載する。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰労

改正後	現行																																																																																				
<p>いてはその内容を記載すること。</p> <p>4 事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載すること。</p> <p>(6) 重要な親会社及び子会社等の状況</p> <p>イ 親会社の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>親会社が有する当行の議決権比率</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 子会社等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>当行が有する子会社等の議決権比率</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 親会社及び銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。 重要な業務提携の概況を付記すること。 <p>(7) 事業譲渡等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">事業譲渡等の日付</th> <th style="width:50%;">事業譲渡等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げる事項について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重要な事業譲渡 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該銀行が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの 	会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他					百万円	%		会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他					百万円	%																														事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況			<p>金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。</p> <p>5 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。</p> <p>5 新株予約権の状況</p> <p>〔現に発行している新株予約権〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>新株予約権の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額</td><td style="text-align: right;">(円)</td></tr> </table> <p>〔営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>割当てを受けた者の氏名又は名称、 ()は割当てを受けた新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">() () ()</td> </tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額</td><td style="text-align: right;">(円)</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の消却の事由</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の消却の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の有利な条件の内容</td><td></td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 1 号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会又は取締役会における発行決議ごとに記載すること。 「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第 103 条第 2 項第 2 号に規定する新株予約権をいう。 商法施行規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する新株予約権については、「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載すること。 商法施行規則第 103 条第 2 項第 4 号に規定する新株予約権については、「現に発行している新株予約権」の表を準用し、同表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」とあるのは「付与した者の総数」(単位については「名」)に改めて記載すること。 <p>6 監査委員会の職務遂行のために必要な事項</p> <p>(記載上の注意)</p>	新株予約権の数		新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)	割当てを受けた者の氏名又は名称、 ()は割当てを受けた新株予約権の数	() () ()	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)	新株予約権の行使の条件		新株予約権の消却の事由		新株予約権の消却の条件		新株予約権の有利な条件の内容	
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他																																																																															
				百万円	%																																																																																
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他																																																																															
				百万円	%																																																																																
事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況																																																																																				
新株予約権の数																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																																																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)																																																																																				
割当てを受けた者の氏名又は名称、 ()は割当てを受けた新株予約権の数	() () ()																																																																																				
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																																																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	(円)																																																																																				
新株予約権の行使の条件																																																																																					
新株予約権の消却の事由																																																																																					
新株予約権の消却の条件																																																																																					
新株予約権の有利な条件の内容																																																																																					

改正後	現行																																							
<p>(8) <u>その他銀行の現況に関する重要な事項</u> (記載上の注意)</p> <p>1 <u>その他銀行の現況に関する重要な事項を記載すること。</u></p> <p>2 <u>当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。</u></p> <p>2 <u>会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項</u></p> <p>(1) <u>会社役員の状況</u> (年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">地位及び担当</th> <th style="width: 25%;">重要な兼職</th> <th style="width: 25%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した会社役員、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。</u></p> <p>2 <u>当事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第 345 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の意見があつたときは、その意見の内容、及び同条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</u></p> <p>3 <u>社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</u></p> <p>4 <u>取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。</u></p> <p>5 <u>会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。</u></p> <p>6 <u>監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。</u></p> <p>(2) <u>会社役員に対する報酬等</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">報 酬 等</th> <th style="width: 50%;">定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 締 役</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>会 計 参 与</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																					区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取 締 役			会 計 参 与			<p><u>委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第 104 条第 1 号に規定する取締役会の決議の概要を記載すること。</u></p> <p>7 <u>取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針</u> (記載上の注意)</p> <p><u>委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第 104 条第 2 号に規定する方針を記載すること。</u></p> <p>8 <u>会計監査人に対する報酬等</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額</th> <th style="width: 30%;"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>本表は、商法施行規則第 2 条第 1 項第 16 号に規定する連結特例規定適用会社である銀行が記載すること。</u></p> <p>2 <u>非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。</u></p> <p>9 <u>その他</u> (記載上の注意)</p> <p><u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>	当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額		うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額		うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																																					
区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																																						
取 締 役																																								
会 計 参 与																																								
当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額																																								
うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額																																								
うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額																																								

改正後

現行

監査役		
執行役		
計		

(記載上の注意)

- 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 会社役員の一部又は全部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあつては、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員報酬等の総額を記載すること。
- 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 「報酬等」には、会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 当該事業年度に係る各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。
- 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況

(記載上の注意)

- 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者(他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。)又は使用人であるときは、その事実、及び銀行と当該他の会社との関係(重要でないものを除く。)を記載すること。
- 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。
- 社外役員が銀行又は銀行の特定関係者(銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行なうべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実を記載すること。

改正後

現行

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

- 当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）
- 銀行において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行つた行為及び当該事実の発生後の対応として行つた行為の概要

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の有無とその内容の概要

(記載上の注意)

社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
--	--------------	-------------------

改正後

現行

報酬等の合計

(記載上の注意)

- 1 銀行が、社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 2 銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行からの報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 3 「銀行からの報酬等」には、社外役員が当該銀行の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）
- 4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「銀行の親会社等から受けている報酬等」については、銀行の親会社又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること。

(5) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)

「3. 社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行する株式の総数 千株
発行済株式の総数 千株
- (2) 当年度末株主数 名
- (3) 大株主

株主の氏名又は 名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

改正後

現行

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。
- 2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 その他株式に関する重要な事項を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)		
社外取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 使用人とは、当該銀行の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該銀行の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

改正後			現行								
氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他									
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の4に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。</p> <p>2 以下の事項を「その他」に記載すること。</p> <p>— 会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。）の内容</p> <p>— 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（銀行が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）</p> <p>— 会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項</p> <p>3 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>— 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由</p> <p>— 会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があったときは、その意見の内容</p> <p>— 会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由</p> <p>4 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。</p> <p>(2) 責任限定契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>責任限定契約の有無とその内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>				氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要						
氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要										

改正後

現行

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

ロ 会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

ハ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 127 条第 1 号から第 3 号までの規定に従い記載すること。

8 業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載すること。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法施行規則第 98 条及び第 100 条に規定する体制

2 会社法施行規則第 112 条第 1 項に規定する体制

3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社法施行規則第 112 条第 2 項に規定する体制

9 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

改正後	現行
<p>10. その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	

別紙様式第 10 号 (附属明細書) パブリックコメント用

改正後	現行																																																																																																																																																																																
<p>(参考) 別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 (年 月 日から) 附属明細書 年 月 日まで</p> <p>年 月 日作成 年 月 日備付</p> <p style="text-align: right;">住所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載すること。</p> <p>1 計算書類に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位 : 百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>当期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>当期償却額</th> <th>期末帳簿価額</th> <th>減価償却累計額</th> <th>償却累計率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td> 建物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 建設仮勘定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> のれん</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保証金権利金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率	有形固定資産							%	建物								土地								建設仮勘定								その他の有形固定資産								有形固定資産計								無形固定資産								ソフトウェア								のれん								保証金権利金								その他の無形固定資産								無形固定資産計								<p>(参考) 別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 (年 月 日から) 附属明細書 年 月 日まで</p> <p>年 月 日作成 年 月 日備付</p> <p style="text-align: right;">住所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載すること。</p> <p>1 資本金、資本剰余金及び利益剰余金 (単位 : 百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>当 期 首 残 高</th> <th>当 期 末 残 高</th> <th>当 期 増 減 () 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(発行済株式)</td> <td>(千株)</td> <td>(千株)</td> <td>(千株)</td> </tr> <tr> <td>資 本 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新 株 式 払 込 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利 益 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 任 意 積 立 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土地建物動産 (単位 : 百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>当 期 首 残 高</th> <th>当 期 増 加 高</th> <th>当 期 減 少 高</th> <th>当 期 償 却 額</th> <th>当 期 末 残 高</th> <th>償 却 累 計 額</th> <th>償 却 累 計 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高	(発行済株式)	(千株)	(千株)	(千株)	資 本 金				新 株 式 払 込 金				資 本 剰 余 金				資 本 準 備 金				その他資本剰余金				利 益 剰 余 金				利 益 準 備 金				任 意 積 立 金				種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率	土 地							%	建 物								動 産							
資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率																																																																																																																																																																										
有形固定資産							%																																																																																																																																																																										
建物																																																																																																																																																																																	
土地																																																																																																																																																																																	
建設仮勘定																																																																																																																																																																																	
その他の有形固定資産																																																																																																																																																																																	
有形固定資産計																																																																																																																																																																																	
無形固定資産																																																																																																																																																																																	
ソフトウェア																																																																																																																																																																																	
のれん																																																																																																																																																																																	
保証金権利金																																																																																																																																																																																	
その他の無形固定資産																																																																																																																																																																																	
無形固定資産計																																																																																																																																																																																	
区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高																																																																																																																																																																														
(発行済株式)	(千株)	(千株)	(千株)																																																																																																																																																																														
資 本 金																																																																																																																																																																																	
新 株 式 払 込 金																																																																																																																																																																																	
資 本 剰 余 金																																																																																																																																																																																	
資 本 準 備 金																																																																																																																																																																																	
その他資本剰余金																																																																																																																																																																																	
利 益 剰 余 金																																																																																																																																																																																	
利 益 準 備 金																																																																																																																																																																																	
任 意 積 立 金																																																																																																																																																																																	
種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率																																																																																																																																																																										
土 地							%																																																																																																																																																																										
建 物																																																																																																																																																																																	
動 産																																																																																																																																																																																	

改正後						
(記載上の注意)						
1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。						
2 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。						
(2) 引当金 (単位：百万円)						
区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
計						
(記載上の注意)						
計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。						
(3) 営業経費 (単位：百万円)						
区 分	金 額					
給 料 ・ 手 当						
退 職 給 付 費 用						
福 利 厚 生 費						
減 価 償 却 費						
無 形 固 定 資 産 償 却						
土 地 建 物 機 械 賃 借 料						
営 繕 費						
消 耗 品 費						
給 水 光 熱 費						
旅 費						
通 信 費						
広 告 宣 伝 費						
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費						
租 税 公 課						
そ の 他						
計						
(記載上の注意)						
監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。						

現行						
計						
(記載上の注意)						
1 当営業年度の減損損失の金額は「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。						
2 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。						
3 資産につき設定している担保権 (単位：百万円)						
担 保 に 供 し て い る 資 産			担 保 権 に よ っ て 担 保 さ れ て い る 債 務			
種 類	期 末 残 高	担 保 権 の 種 類	内 容	期 末 残 高		
合 計						
4 リース資産						
資 産 の 種 類	資 産 の 内 容					
(記載上の注意)						
重要でないものについては一括記載することができる。						
5 引当金 (単位：百万円)						
区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
計						
(記載上の注意)						
計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。						
6 子会社等有する当行の株式数						
会 社 名	保 有 す る 当 行 の 株 式 数					
	株					

改正後						
(4) その他の重要な事項 (記載上の注意) その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。						
2 事業報告に関する事項						
(1) 会社役員兼務の状況						
区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要		
(記載上の注意)						
1 本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。						
2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)に記載すること。また、銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。						
3 監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)に記載すること。						
4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。						
(2) 当行と会社役員(又は支配株主)との利益が相反する取引 (単位:百万円)						
役名	氏名	職業	貸出金 残高	当期増減 ()高	債務の保証 又は裏書	当期増減 ()高
(記載上の注意)						
1 第三者との取引であって、銀行と会社役員又は支配株主との利益が相反する重要な取引について記載すること。銀行と会社役員との利益が相反するものについては、当該会社役員の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。						
2 支配株主とは、銀行の総株主の議決権の過半数を有する株主(銀行の親会社を含む。)をいう。ただし、この場合の議決権には、役員を選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。						

現行							
計							
(記載上の注意)							
銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。							
7 子会社等に対する出資 (単位:百万円)							
会 社 名	当 期 首 残 高		当 期 末 残 高		当期増減()		
	議決権数	取得原価 帳簿価額	議決権数	取得原価 帳簿価額	高()は 議決権数		
					()		
					()		
					()		
計					()		
(記載上の注意)							
1 銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。							
2 当期増減高は、取得原価について記載すること。							
3 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。							
4 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、銀行法第2条第8項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。							
8 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)との間の取引 (単位:百万円)							
役名	氏名	職業	貸出金	当期増減 ()高	債務の保証 又は裏書	当期増減 ()高	
(記載上の注意)							
1 取締役、執行役又は監査役との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で銀行と取締役、執行役又は監査役との利益が相反するものについて記載すること。							
2 貸出金については、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保							

改正後	現行																																
<p>3 貸出金については、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。</p> <p>(3) その他の重要な事項 (記載上の注意) その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	<p>とされた預金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。</p> <p>3 取締役、執行役又は監査役が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で銀行と取締役、執行役又は監査役との利益が相反するものについては、当該取締役、執行役又は監査役の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。</p> <p>9 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益</th> <th style="text-align: center;">定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取 締 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監 査 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 商法施行規則第 103 条第 1 項第 10 号又は第 104 条第 3 号により、本表を営業報告書に記載した場合には作成を要しない。</p> <p>2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。</p> <p>3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）</p> <p>4 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。</p> <p>5 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。</p> <p>10 担保として取得している自己株式及び親会社株式 （単位：株）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">株 式</th> <th style="text-align: center;">数</th> <th style="text-align: center;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11 子会社に対する金銭債権 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">子 会 社 名</th> <th style="text-align: center;">当 期 首 残 高</th> <th style="text-align: center;">当 期 末 残 高</th> <th style="text-align: center;">当 期 増 減 () 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないもの</p>	区 分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取 締 役			監 査 役			計			区 分	株 式	数	理 由					子 会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高					計			
区 分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																															
取 締 役																																	
監 査 役																																	
計																																	
区 分	株 式	数	理 由																														
子 会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高																														
計																																	

改正後

現行

については一括記載することができる。

- 2 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表の記載を省略できるものとする。

12 子会社に対する金銭債務 (単位：百万円)

子会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減()高
計			

(記載上の注意)

- 1 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
- 2 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表の記載を省略できるものとする。

13 子会社との取引 (単位：百万円)

子会社名	収益総額	費用総額	摘要
計			

(記載上の注意)

- 1 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
- 2 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表の記載を省略できるものとする。

14 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の兼務

区分	氏名	兼務会社名	役職	摘要
取締役				
監査役				

(記載上の注意)

- 1 取締役又は執行役については、銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないものを除く。)を記載すること。
- 2 監査役については、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないものを除

改正後

現行

く。)を記載すること。

3 兼務する他の会社が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

4 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。

15 営業経費 (単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	
退 職 給 付 費 用	
福 利 厚 生 費	
減 価 償 却 費	
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	
営 繕 費	
消 耗 品 費	
給 水 光 熱 費	
旅 費	
通 信 費	
広 告 宣 伝 費	
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	
租 税 公 課	
そ の 他	
計	

(記載上の注意)

監査役(委員会等設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

16 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。

17 その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

別紙様式第11号(中間業務報告書(銀行持株会社用))パブリックコメント用

改正後	現行
(参考)別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)
<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p>第 期 中 (年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p>銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間事業概況書</p> <p>1 事業の概要</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>3 会社役員及び職員の増減</p> <p>4 株主の状況</p> <p>5 連結自己資本比率の状況</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p>3 中間連結損益計算書</p> <p>4 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</p>	<p>中 間 業 務 報 告 書</p> <p>第 期 中 (年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p>銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 中間営業概況書</p> <p>1 営業の概要</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>3 役職員の増減</p> <p>4 株主の状況</p> <p>5 連結自己資本比率の状況</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p>3 中間連結損益計算書</p> <p>4 中間連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は、切り捨てること。</p> <p>3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小</p>

改正後							
			百万円		%		%

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上 高	経常利益	中間純 利 益	総資産	純資産額	当社への 中間配当 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入の状況

会社名	業務の内容	当該業務に係 る期中総収入	当社及びその 子会社並びに その他の金融 機関等からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率		当社の子会社 である銀行 等、証券専門 会社又は保険 会社等からの 収入の有無
			当社及びその 子会社からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率	当社及びその 子会社からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率	

現行							
			百万円		%		%

(記載上の注意)

- 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上 高	経常利益	中間純 利 益	総資産	純資産額	当社への 中間配当 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

改正後

		百万円	百万円 (%)	百万円 (%)
--	--	-----	------------	------------

(記載上の注意)

- 銀行法第52条の23第1項第10号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の23第1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載すること。

3 会社役員及び職員の増減

(1) 当社

区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 ()
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	執 行 役			
職 員	計			
	事 務 系			
	庶 務 系			
合 計				

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。
当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 _____ 人
- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時従業員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

現行

3 役職員の増減

(1) 当社

区	分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 ()
役 員				
(うち執行役員)	()	()	()	()
(うち非常勤役員)	()	()	()	()
(定 数)	()	()	()	()
執 行 役				
職 員				
(うち執行役員)	()	()	()	()
合 計				

(記載上の注意)

- 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数(委員会等設置会社にあつては、取締役(執行役を兼務する者を含む。)の員数)を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。
当中間期末における執行役を兼務する取締役 _____ 人
- 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 取締役又は職員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載すること。
取締役又は職員と兼務していない執行役員 _____ 人

改正後

当中間期末における出向職員数 _____ 人

(2) 当社及び子会社並びに子法人等

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 ()
役 員			
職 員			
合 計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主 (名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に 10 名を記載すること。

6 連結自己資本比率の状況

[第一基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A + B + C)		
利益剰余金			(D)		
自己株式	—	—	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	—	—	期限付劣後債務及び期限		
為替換算調整勘定					
新株予約権					

現行

(2) 当社及び子会社等

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 ()
役 員			
職 員			
合 計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主 (名)		
計 (名)		100

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順序に従い 10 名を記載すること。

5 連結自己資本比率の状況

[第一基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A + B + C)		
利益剰余金			(D)		
連結子会社の少数株主持分			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	—	—			
自己株式払込金					

改正後				
連結子会社の少数株主持分			付優先株並びにこれらに準ずるもの	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの	
営業権相当額のれん	—	—		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)				
繰延税金資産の控除金額	—	—		
基本的項目(A)				
償還を行う蓋然性を有する株式等			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目不算入額	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			控除項目(E)	—
一般貸倒引当金			自己資本額(D-E)(F)	
負債性資本調達手段等			資産(オン・バランス)項目	
負債性資本調達手段			オフ・バランス取引項目	
期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	
補完的項目不算入額	—	—	リスク・アセット等計(G)	
補完的項目(B)			(参考)マーケット・リスク相当額	
			Tier1比率(A/G)	%
			自己資本比率(F/G)	%

〔第二基準に係る連結自己資本比率〕

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本剰余金					
利益剰余金					

現行				
自己株式	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの	
為替換算調整勘定			短期劣後債務及びこれに準ずるもの	
営業権相当額	—	—	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	繰延税金資産の控除金額	—
連結調整勘定相当額	—	—	基本的項目(A)	
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			償還を行う蓋然性を有する株式等	
繰延税金資産の控除金額	—	—	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	
基本的項目(A)			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	
償還を行う蓋然性を有する株式等			一般貸倒引当金	
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			負債性資本調達手段等	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			負債性資本調達手段	
一般貸倒引当金			期限付劣後債務及び期限付優先株	
負債性資本調達手段等			補完的項目不算入額	—
負債性資本調達手段			補完的項目(B)	
期限付劣後債務及び期限付優先株			Tier1比率(A/G)	%
補完的項目不算入額	—	—	自己資本比率(F/G)	%
補完的項目(B)				

〔第二基準に係る連結自己資本比率〕

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式払込金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本剰余金					
利益剰余金					

改正後					
自己株式	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	—	—			
新株予約権			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
為替換算調整勘定					
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	—	—			
のれん	—	—			
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	—	—
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(D)		
			自己資本額(C - D)(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に係る連結自己資本比率〕、銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載す

現行					
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の評価差損	—	—			
自己株式払込金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
自己株式	—	—			
為替換算調整勘定					
営業権相当額	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—			
連結調整勘定相当額	—	—			
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	—	—
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(D)		
			自己資本額(C - D)(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に係る連結自己資本比率〕、その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

改正後

ること。

6 銀行法第 52 条の 9 の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%（ただし、平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第 2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、事業報告（銀行法施行規則別紙様式第 14 号）に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2 第 期中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	

現行

5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

6 銀行法第 52 条の 9 の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%（ただし、平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第 2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2 第 期中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
動 産 不 動 産		そ の 他 負 債	

改正後		現行	
無形固定資産 のれん その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	—	賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	—
繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 連結調整勘定 支払承諾見返 貸倒引当金	—	繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 連結調整勘定 支払承諾見返 貸倒引当金	—
賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部合計 (少数株主持分) 少数株主持分 (資本の部) 資本金 新株式払込金 資本剰余金 利益剰余金 土地再評価差額金 株式等評価差額金 為替換算調整勘定 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	—	賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 連結調整勘定 支払承諾 負債の部合計 (少数株主持分) 少数株主持分 (資本の部) 資本金 新株式払込金 資本剰余金 利益剰余金 土地再評価差額金 株式等評価差額金 為替換算調整勘定 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計	—
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。		1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	
(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項		(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項	
— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容		— 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容	
— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無		— 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在	
— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画		— 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画	
— 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無		— 当該重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否か	
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項		(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	
— 有価証券の評価基準及び評価方法		— 有価証券の評価基準及び評価方法	
— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額		— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法	
— 有形固定資産の減価償却の方法		— 動産不動産の減価償却の方法	
		— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準	
		— 貸倒引当金の計上方法	
		— 退職給付引当金の計上方法	
資産の部合計		負債、少数株主持分及び資本の部合計	

改正後	現行
<p>— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>— 貸倒引当金の計上方法</p> <p>— 退職給付引当金の計上方法</p> <p>— リース取引の処理方法</p> <p>— ヘッジ会計の方法</p> <p>— 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>— 子会社等が採用した会計方針のうち銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>— 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該連結中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>— 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(5) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1号及び第2号に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>— なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</p> <p>(12) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。</p> <p>(13) 子会社等の株式又は出資金の総額</p> <p>(14) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</p>	<p>— リース取引の処理方法</p> <p>— ヘッジ会計の方法</p> <p>— 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>— 子会社及び子法人等が採用した会計方針のうち銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>— なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(7) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金並びに債券（長期信用銀行に係るものに限る。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(8) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金はこの限りではない。</p> <p>(9) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(11) 資産が担保に供されているときは、その内容。</p> <p>(12) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(13) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>4 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な</p>

改正後

- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の中間連結会計期間の末日と異なる日をその中間連結会計期間の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）
- (17) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は独立科目として記載する。

3 第 期中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
(うち貸出金利息)	(x x x)
(うち有価証券利息配当金)	(x x x)
役 務 取 引 等 収 益	x x x
特 定 取 引 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x

現行

- 場所に記載すること。
- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

3 第 期中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
(うち貸出金利息)	(x x x)
(うち有価証券利息配当金)	(x x x)
役 務 取 引 等 収 益	x x x
特 定 取 引 収 益	x x x
そ の 他 業 務 収 益	x x x
そ の 他 経 常 収 益	x x x
経 常 費 用	x x x

改正後		現行	
資金調達費用	x x x	資金調達費用	x x x
(うち預金利息)	(x x x)	(うち預金利息)	(x x x)
役務取引等費用	x x x	役務取引等費用	x x x
特定取引費用	x x x	特定取引費用	x x x
その他業務費用	x x x	その他業務費用	x x x
営業経費	x x x	営業経費	x x x
その他経常費用	x x x	その他経常費用	x x x
経常利益	x x x	経常利益	x x x
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	x x x	特別利益	x x x
特別損失	x x x	特別損失	x x x
税金等調整前中間純利益	x x x	税金等調整前中間純利益	x x x
(又は税金等調整前中間純損失)		(又は税金等調整前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	x x x	法人税、住民税及び事業税	x x x
法人税等調整額	x x x	法人税等調整額	x x x
少数株主利益	x x x	少数株主利益	x x x
(又は少数株主損失)		(又は少数株主損失)	
中間純利益	x x x	中間純利益	x x x
(又は中間純損失)		(又は中間純損失)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。		1 銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	
2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。		2 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。	
3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。		3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。	
4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。		4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。	
6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。			
7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。			

現行

4 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成 年 月 日残高 (円)	株主資本				評価・換算差額等							新株 予約権	少数株主 持分	総資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合 計					
中間連結会計期間中の 変動額															
新株の発行	XXX	XXX			XXX										XXX
剰余金の配当			-	XXX	-	XXX									- XXX
中間純利益			XXX		XXX										XXX
自己株式の処分				XXX	XXX										XXX
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)						XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		XXX	XXX		XXX
中間連結会計期間中の 変動額合計 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		XXX	XXX		XXX
平成 年 月 日残高 (円)	XXX	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		XXX	XXX		XXX

改正後

(記載上の注) 1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
3. 株主資本以外の科目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、直前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの差額を記載すること。
5. 評価・換算差額等及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。

改正後		現行	
5 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結キャッシュ・フロー計算書		4 第 期中 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	
(直接法により表示する場合)		(直接法により表示する場合)	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
営業経費支出		営業経費支出	
.....		
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
.....		
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高		現金及び現金同等物の中間期末残高	

改正後	
(記載上の注意)	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。	
2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
(間接法により表示する場合) (単位：百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益(損失)	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	

現行	
(記載上の注意)	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。	
2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
(間接法により表示する場合) (単位：百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益(損失)	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	

改正後		現行	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高		現金及び現金同等物の中間期末残高	
（記載上の注意） 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		（記載上の注意） 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第12号(業務報告書(銀行持株会社用))パブリックコメント用

改正後	現行																
(参考)別紙様式第12号(第34条の24第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第12号(第34条の24第2項関係) (日本工業規格A4)																
<p>業 務 報 告 書</p> <p>(年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p>銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 事業概況書</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 事業の概要</td> <td style="width: 50%;">5 株主の状況</td> </tr> <tr> <td>2 子会社等の状況</td> <td>6 株主総会の状況</td> </tr> <tr> <td>3 会社役員及び職員の増減</td> <td>7 有価証券の内訳</td> </tr> <tr> <td>4 会社役員の略歴及び所有自社株式</td> <td>8 連結自己資本比率の状況</td> </tr> </table> <p>第2 連結財務諸表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書 4 連結株主資本等変動計算書 5 連結キャッシュ・フロー計算書 <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小 	1 事業の概要	5 株主の状況	2 子会社等の状況	6 株主総会の状況	3 会社役員及び職員の増減	7 有価証券の内訳	4 会社役員の略歴及び所有自社株式	8 連結自己資本比率の状況	<p>業 務 報 告 書</p> <p>第 期 (年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p>銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 営業概況書</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 営業の概要</td> <td style="width: 50%;">5 株主の状況</td> </tr> <tr> <td>2 子会社等の状況</td> <td>6 株主総会の状況</td> </tr> <tr> <td>3 役職員の増減</td> <td>7 有価証券の内訳</td> </tr> <tr> <td>4 役員の略歴及び所有自社株式</td> <td>8 連結自己資本比率の状況</td> </tr> </table> <p>第2 連結財務諸表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書 4 連結剰余金計算書 5 連結キャッシュ・フロー計算書 <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小 	1 営業の概要	5 株主の状況	2 子会社等の状況	6 株主総会の状況	3 役職員の増減	7 有価証券の内訳	4 役員の略歴及び所有自社株式	8 連結自己資本比率の状況
1 事業の概要	5 株主の状況																
2 子会社等の状況	6 株主総会の状況																
3 会社役員及び職員の増減	7 有価証券の内訳																
4 会社役員の略歴及び所有自社株式	8 連結自己資本比率の状況																
1 営業の概要	5 株主の状況																
2 子会社等の状況	6 株主総会の状況																
3 役職員の増減	7 有価証券の内訳																
4 役員の略歴及び所有自社株式	8 連結自己資本比率の状況																

改正後							
			百万円		%		%

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上 高	経常利益	当期純利 益	総資産	純資産額	当社への 配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入の状況

会社名	業務の内容	当該業務に係 る期中総収入	当社及びその 子会社並びに その他の金融 機関等からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率		当社の子会社 である銀行 等、証券専門 会社又は保険 会社等からの 収入の有無
			当社及びその 子会社からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率	当社及びその 子会社からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率	

現行							
			百万円		%		%

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上 高	経常利益	当期純利 益	総資産	純資産額	当社への 配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入の状況

会社名	業務の内容	当該業務に係 る期中総収入	当社及びその 子会社並びに その他の金融 機関等からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率		当社の子会社 である銀行 等、証券専門 会社又は保険 会社等からの 収入の有無
			当社及びその 子会社からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率	当社及びその 子会社からの 収入及び期中 総収入に占め る当該収入の 比率	

改正後

		百万円	百万円 (%)	百万円 (%)
--	--	-----	------------	------------

(記載上の注意)

- 銀行法第52条の23第1項第10号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の23第1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載すること。

3 会社役員及び職員の増減

(1) 当社

区	分	前 期 末	当 期 末	増 減 ()
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	執 行 役			
職 員	計			
	事 務 系			
	庶 務 系			
合 計				

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 _____ 人
- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時従業員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

現行

		百万円	百万円 (%)	百万円 (%)
--	--	-----	------------	------------

(記載上の注意)

- 銀行法第52条の23第1項第10号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の23第1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載すること。

3 役職員の増減

(1) 当社

区	分	前 期 末	当 期 末	増 減 ()
役 員				
(うち執行役員)	()	()	()	()
(うち非常勤役員)	()	()	()	()
(定 数)	()	()	()	()
執 行 役				
職 員				
(うち執行役員)	()	()	()	()
合 計				

(記載上の注意)

- 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数(委員会等設置会社にあつては、取締役(執行役を兼務する者を含む。)の員数)を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。
当期末における執行役を兼務する取締役 _____ 人
- 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 取締役又は職員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載すること。
取締役又は職員と兼務していない執行役員 _____ 人

改正後

当期末における出向職員数 人

(2) 当社及び子会社並びに子法人等

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 ()
役 員			
職 員			
合 計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 1 本表における会社役員は、取締役、監査役及び執行役とする。
- 2 銀行法第 52 条の 19 第 1 項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	千株	%
その他の株主(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に 30 名を記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主総会について、総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

現行

(2) 当社及び子会社等

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 ()
役 員			
職 員			
合 計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

銀行法第 52 条の 19 第 1 項による取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	千株	%
その他の株主(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順序に従い 30 名を記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

銀行持株会社の株主総会について、総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

改正後

7 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 銀行持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。
- 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 連結自己資本比率の状況

[第一基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A + B + C)		
利益剰余金			(D)		
自 己 株 式	—	—	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及び		
その他有価証券の評価差損	—	—			

現行

7 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
株 式			
銀行業を営む子会社			
その他の子会社			
そ の 他			
債 券			
国 債			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

(記載上の注意)

- 銀行持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。
- 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。

8 連結自己資本比率の状況

[第一基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	—	—
新株式払込金			準補完的項目(C)		
資本剰余金			自己資本総額(A + B + C)		
利益剰余金			(D)		
連結子会社の少数株主持分			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					

改正後					
為替換算調整勘定			これに準ずるもの		
新株予約権			期限付劣後債務及び期限		
連結子会社の少数株主持分			付優先株並びにこれらに		
うち海外特別目的会社の			準ずるもの		
発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに		
営業権相当額	—	—	準ずるもの		
のれん	—	—			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目不算入額	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			控除項目(E)		
一般貸倒引当金			自己資本額(D-E)(F)		
負債性資本調達手段等			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段			オフ・バランス取引項目		
期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
補完的項目不算入額	—	—	リスク・アセット等計(G)		
補完的項目(B)			(参考)マーケット・リスク相当額		
			Tier1比率(A/G)	%	%
			自己資本比率(F/G)	%	%

〔第二基準に係る連結自己資本比率〕

(単位:百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金					

現行					
その他有価証券の評価差損	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式払込金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
営業権相当額	—	—	控除項目不算入額	—	—
連結調整勘定相当額	—	—	控除項目(E)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額			自己資本額(D-E)(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目		
繰延税金資産の控除金額	—	—	オフ・バランス取引項目		
基本的項目(A)			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			リスク・アセット等計(G)		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			(参考)マーケット・リスク相当額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			Tier1比率(A/G)	%	%
一般貸倒引当金			自己資本比率(F/G)	%	%
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—			
補完的項目(B)					

〔第二基準に係る連結自己資本比率〕

(単位:百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式払込金					

改正後			現行		
資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	—	—	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	—	—			
新株予約権					
為替換算調整勘定					
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額のれん	—	—			
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	—	—
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(D)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(C-D)(E)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(F)		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に係る連結自己資本比率〕、銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の

改正後			現行		
資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	—	—	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
自己株式申込証拠金					
その他有価証券の評価差損	—	—			
新株予約権					
為替換算調整勘定					
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額のれん	—	—			
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	—	—			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	—	—
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目(D)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			自己資本額(C-D)(E)		
一般貸倒引当金			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(F)		
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	—	—	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に係る連結自己資本比率〕、その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

改正後

45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

6 銀行法第 52 条の 9 の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%（ただし、平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第 2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、事業報告（銀行法施行規則別紙様式第 14 号）に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) のれんの償却に関する事項

2 第 期末（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	

現行

4 「「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

6 銀行法第 52 条の 9 の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%（ただし、平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第 2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、営業報告書（銀行法施行規則別紙様式第 14 号）に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

2 第 期末（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	

改正後		現行	
金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 出 金 外 国 為 替 そ の 他 資 産 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 の れ ん そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金		借 用 金 外 国 為 替 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 の れ ん 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部) 資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		借 用 金 外 国 為 替 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 連 結 調 整 勘 定 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (少 数 株 主 持 分) 少 数 株 主 持 分 (資 本 の 部) 資 本 金 新 株 式 払 込 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 土 地 再 評 価 差 額 金 株 式 等 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 自 己 株 式 払 込 金 自 己 株 式 資 本 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計	負 債 、 少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

改正後	現行
<p>— 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p>— 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額</p> <p>— 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>— 貸倒引当金の計上方法</p> <p>— 退職給付引当金の計上方法</p> <p>— リース取引の処理方法</p> <p>— ヘッジ会計の方法</p> <p>— 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>— 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>— 会計処理の原則又は手続を変更した場合は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>— 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(5) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>— なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合は、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）</p> <p>(12) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</p>	<p>— 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>— 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額</p> <p>— 動産不動産の減価償却の方法</p> <p>— 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>— 貸倒引当金の計上方法</p> <p>— 退職給付引当金の計上方法</p> <p>— リース取引の処理方法</p> <p>— ヘッジ会計の方法</p> <p>— 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>— 子会社及び子法人等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>— なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。</p> <p>(5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(7) 1株当たりの純資産額</p> <p>(8) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は債券（長期信用銀行に係るものに限る。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(9) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金はこの限りではない。</p> <p>(10) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(11) リース契約により使用する重要な動産不動産</p> <p>(12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務</p> <p>(13) 重要な後発事象</p> <p>(14) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>(15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(16) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。</p>

改正後

- (13) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
 - (14) 子会社等の株式又は出資金の総額
 - (15) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
 - (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
 - (17) 1株当たりの純資産額
 - (18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）
 - (19) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
 - 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 5 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
 - 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×

現行

- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×

改正後		現行	
資金運用収益	x x x	資金運用収益	x x x
貸出金利息	x x x	貸出金利息	x x x
有価証券利息配当金	x x x	有価証券利息配当金	x x x
コールローン利息及び買入手形利息	x x x	コールローン利息及び買入手形利息	x x x
買現先利息	x x x	買現先利息	x x x
債券貸借取引受入利息	x x x	債券貸借取引受入利息	x x x
預け金利息	x x x	預け金利息	x x x
その他の受入利息	x x x	その他の受入利息	x x x
役務取引等収益	x x x	役務取引等収益	x x x
特定取引収益	x x x	特定取引収益	x x x
その他業務収益	x x x	その他業務収益	x x x
その他経常収益	x x x	その他経常収益	x x x
経常費用	x x x	経常費用	x x x
資金調達費用	x x x	資金調達費用	x x x
預金利息	x x x	預金利息	x x x
譲渡性預金利息	x x x	譲渡性預金利息	x x x
コールマネー利息及び売渡手形利息	x x x	コールマネー利息及び売渡手形利息	x x x
売現先利息	x x x	売現先利息	x x x
債券貸借取引支払利息	x x x	債券貸借取引支払利息	x x x
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	コマーシャル・ペーパー利息	x x x
借入金利息	x x x	借入金利息	x x x
短期社債利息	x x x	短期社債利息	x x x
社債利息	x x x	社債利息	x x x
新株予約権付社債利息	x x x	新株予約権付社債利息	x x x
その他の支払利息	x x x	その他の支払利息	x x x
役務取引等費用	x x x	役務取引等費用	x x x
特定取引費用	x x x	特定取引費用	x x x
その他業務費用	x x x	その他業務費用	x x x
営業経費	x x x	営業経費	x x x
その他経常費用	x x x	その他経常費用	x x x
貸倒引当金繰入額	x x x	貸倒引当金繰入額	x x x
その他の経常費用	x x x	その他の経常費用	x x x
経常利益	x x x	経常利益	x x x
(又は経常損失)		(又は経常損失)	
特別利益	x x x	特別利益	x x x
固定資産処分益	x x x	固定資産処分益	x x x
貸倒引当金戻入益	x x x	貸倒引当金戻入益	x x x
償却債権取立益	x x x	償却債権取立益	x x x
その他の特別利益	x x x	その他の特別利益	x x x
特別損失	x x x	特別損失	x x x
特別損失	x x x	特別損失	x x x

改正後		現行	
固定資産処分損	x x x	減損損失	x x x
減損損失	x x x	その他の特別損失	x x x
その他の特別損失	x x x	税金等調整前当期純利益	x x x
税金等調整前当期純利益	x x x	(又は税金等調整前当期純損失)	
(又は税金等調整前当期純損失)		法人税、住民税及び事業税	x x x
法人税、住民税及び事業税	x x x	法人税等調整額	x x x
法人税等調整額	x x x	少数株主利益	x x x
少数株主利益	x x x	(又は少数株主損失)	
(又は少数株主損失)		当期純利益	x x x
当期純利益	x x x	(又は当期純損失)	
(又は当期純損失)			
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。</p> <p>2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。</p> <p>7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>		<p>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。</p> <p>2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。</p> <p>7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>	

改正後	
5 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結キャッシュ・フロー計算書	
(直接法により表示する場合) (単位: 百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	
(記載上の注意)	

現行	
5 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 連結キャッシュ・フロー計算書	
(直接法により表示する場合) (単位: 百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	
(記載上の注意)	

改正後	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
〔間接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	

現行	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	
〔間接法により表示する場合〕 (単位：百万円)	
科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	

改正後		現行	
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）		現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	
（記載上の注意） 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		（記載上の注意） 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	

別紙様式第13号（中間公告用連結貸借対照表等（銀行持株会社用））パブリックコメント用

改正後		現行	
<u>(参考) 別紙様式第13号 (第34条の25第1項関係)</u>		<u>(参考) 別紙様式第13号 (第34条の25第1項関係)</u>	
第1 第 期 中 間 決 算 公 告			
年 月 日			
住 所			
銀 行 持 株 会 社 名			
代表取締役又は代表執行役 氏 名			
中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
の れ ん		役 員 賞 与 引 当 金	
その他の無形固定資産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返		再評価に係る繰延税金負債	
貸 倒 引 当 金	△	負 の の れ ん	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	

改正後		現行	
		資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)			
<p>1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。</p> <p>① 連結の範囲に関する事項</p> <p>② 持分法の適用に関する事項</p> <p>③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額</p> <p>③ 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>⑤ 貸倒引当金の計上方法</p> <p>⑥ 退職給付引当金の計上方法</p> <p>⑦ リース取引の処理方法</p> <p>⑧ ヘッジ会計の方法</p> <p>⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>			

改正後	現行
<p>⑩ <u>デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</u></p> <p>⑪ <u>その他採用した重要な会計方針</u></p> <p>⑫ <u>子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間連結会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4) <u>特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</u></p> <p>(5) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 16 条第 1 号及び第 2 号に規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(6) <u>貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</u> <u>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。</u></p> <p>(7) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。</u> <u>ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(8) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(9) <u>資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</u></p> <p>(10) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p>(11) <u>銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等（銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</u></p> <p>(12) <u>銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。</u></p> <p>(13) <u>子会社等の株式又は出資金</u></p> <p>(14) <u>資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</u></p> <p>(15) <u>重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</u></p> <p>(16) <u>当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の中間連結会計期間の末日と異なる日をその中間連結会計期間の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び</u></p>	

改正後

現行

（関連会社の中間連結会計期間の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

(17) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

中間連結損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円又は億円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)

改正後		現行
役 務 取 引 等 費 用	× × ×	
特 定 取 引 費 用	× × ×	
そ の 他 業 務 費 用	× × ×	
営 業 経 費	× × ×	
そ の 他 経 常 費 用	× × ×	
経 常 利 益		× × ×
(又 は 経 常 損 失)		
特 別 利 益		× × ×
特 別 損 失		× × ×
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		× × ×
(又 は 税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失)		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		× × ×
法 人 税 等 調 整 額		× × ×
少 数 株 主 利 益		× × ×
(又 は 少 数 株 主 損 失)		
中 間 純 利 益		× × ×
(又 は 中 間 純 損 失)		
<u>(記載上の注意)</u>		
<ol style="list-style-type: none"> 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。 2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 		

改正後

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所
 銀 行 持 株 会 社 名
 代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△

現行

第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所
 銀 行 持 株 会 社 名
 代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
動 産 不 動 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	特 別 法 上 の 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(少 数 株 主 持 分)	
		少 数 株 主 持 分	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 払 込 金	

改正後		現行	
		自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	資本剰余金 利益剰余金 土地再評価差額金 株式等評価差額金 為替換算調整勘定 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	負債、少数株主持分及び 資本の部合計
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。</p> <p>① 連結の範囲に関する事項</p> <p>② 持分法の適用に関する事項</p> <p>③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額</p> <p>(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。</p> <p>(4) 銀行法施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>(6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額</p> <p>(8) 1 株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）</p> <p>(9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</p> <p>3 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために</p>		<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か</p> <p>(2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額</p> <p>(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。</p> <p>(4) 銀行法施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）</p> <p>(5) 動産不動産の減価償却累計額</p> <p>(6) 1 株当たりの純資産額</p> <p>(7) 資産が担保に供されているときは、その内容</p> <p>2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするため</p>	

改正後

必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 4 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

中間連結損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	
(又は税金等調整前中間純損失)	

現行

必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

中間連結損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	
(又は税金等調整前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	

改正後		現行	
法人税、住民税及び事業税		法人税等調整額	
法人税等調整額		少数株主利益	
少数株主利益		(又は少数株主損失)	
(又は少数株主損失)		中間純利益	
(又は少数株主損失)		(又は中間純損失)	
中間純利益			
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。</p>		<p>1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。</p>	

別紙様式第13号の2(公告用連結貸借対照表等(銀行持株会社用))パブリックコメント用

改正後		現行	
参考)別紙様式第13号の2(第34条の25第1項関係)		参考)別紙様式第13号の2(第34条の25第1項関係)	
<p>第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>連結貸借対照表(年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p>			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
特 定 取 引 資 産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
の れ ん		役 員 賞 与 引 当 金	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金		負 の の れ ん	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	

改正後		現行	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	—
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		新 株 予 約 権	
		少 数 株 主 持 分	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 連結の範囲に関する事項 — 持分法の適用に関する事項 — 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 — 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 — のれんの償却に関する事項 <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 — 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 — 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 — 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> — 有価証券の評価基準及び評価方法 — 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額 — 有形固定資産の減価償却の方法 — 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 — 貸倒引当金の計上方法 — 退職給付引当金の計上方法 — リース取引の処理方法 			

改正後	現行
<p>— ヘッジ会計の方法</p> <p>— 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>— デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>— その他採用した重要な会計方針</p> <p>— 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。</p> <p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>— 会計処理の原則又は手続を変更した場合は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>— 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。</p> <p>(5) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額</p> <p>なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。</p> <p>(7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。）</p> <p>(12) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等（銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りではない。</p> <p>(13) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。</p> <p>(14) 子会社等の株式又は出資金の総額</p> <p>(15) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(17) 1 株当たりの純資産額</p> <p>(18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該</p>	

改正後

現行

事象（ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

(19) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は独立科目として記載する。

連結損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	x x x
資 金 運 用 収 益	x x x
貸 出 金 利 息	x x x
有 価 証 券 利 息 配 当 金	x x x
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	x x x
買 現 先 利 息	x x x
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	x x x
預 け 金 利 息	x x x
そ の 他 の 受 入 利 息	x x x
役 務 取 引 等 収 益	x x x

改正後		現行
特 定 取 引 収 益	x x x	
そ の 他 業 務 収 益	x x x	
そ の 他 経 常 収 益	x x x	
経 常 費 用		x x x
資 金 調 達 費 用	x x x	
預 金 利 息	x x x	
譲 渡 性 預 金 利 息	x x x	
コールマネー利息及び売渡手形利息	x x x	
売 現 先 利 息	x x x	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	x x x	
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	
借 用 金 利 息	x x x	
短 期 社 債 利 息	x x x	
社 債 利 息	x x x	
新 株 予 約 権 付 社 債 利 息	x x x	
そ の 他 の 支 払 利 息	x x x	
役 務 取 引 等 費 用	x x x	
特 定 取 引 費 用	x x x	
そ の 他 業 務 費 用	x x x	
営 業 経 費	x x x	
そ の 他 経 常 費 用	x x x	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	x x x	
そ の 他 の 経 常 費 用	x x x	
経 常 利 益		x x x
(又 は 経 常 損 失)		
特 別 利 益		x x x
固 定 資 産 処 分 益	x x x	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	x x x	
償 却 債 権 取 立 益	x x x	
そ の 他 の 特 別 利 益	x x x	
特 別 損 失		x x x
固 定 資 産 処 分 損	x x x	
減 損 損 失	x x x	
そ の 他 の 特 別 損 失	x x x	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		x x x
(又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失)		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		x x x
法 人 税 等 調 整 額		x x x
少 数 株 主 利 益		x x x
(又 は 少 数 株 主 損 失)		

改正後	現行				
<table border="1" data-bbox="208 204 1122 268"> <tr> <td data-bbox="208 204 651 236">当期純利益</td> <td data-bbox="651 204 1122 236">× × ×</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 236 651 268">(又は当期純損失)</td> <td data-bbox="651 236 1122 268"></td> </tr> </table> <p data-bbox="208 276 387 300">(記載上の注意)</p> <ol data-bbox="237 308 1144 954" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="237 308 1144 363">1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。 <li data-bbox="237 371 1144 427">2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 <li data-bbox="237 435 1144 491">3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。 <li data-bbox="237 499 1144 627">4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 <li data-bbox="237 635 1144 722">5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 <li data-bbox="237 730 1144 914">6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。 <li data-bbox="237 922 1144 954">7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 	当期純利益	× × ×	(又は当期純損失)		
当期純利益	× × ×				
(又は当期純損失)					

改正後

第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所
 銀 行 持 株 会 社 名
 代表取締役又は代表執行役 氏 名

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	

現行

第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所
 銀 行 持 株 会 社 名
 代表取締役又は代表執行役 氏 名

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
動 産 不 動 産		そ の 他 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		役 員 賞 与 引 当 金	
連 結 調 整 勘 定		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		連 結 調 整 勘 定	
		支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計	
		(少 数 株 主 持 分)	
		少 数 株 主 持 分	
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 金	

改正後	
	自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部

(記載上の注意)

- 1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
 - 連結の範囲に関する事項
 - 持分法の適用に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
 - のれんの償却に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - (2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。
 - (4) 銀行法施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）(5) 有形固定資産の減価償却累計額
 - (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
 - (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
 - (8) 1 株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
 - (9) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の

現行	
	資本剰余金 利益剰余金 土地再評価差額金 株式等評価差額金 為替換算調整勘定 自己株式払込金 自己株式 資本の部合計
資産の部合計	負債、少数株主持分及び資本の部合計

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
 - (2) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号口による。
 - (4) 銀行法施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 動産不動産の減価償却累計額
 - (6) 1 株当たりの純資産額
 - (7) 資産が担保に供されているときは、その内容

改正後

翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

- 3 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

連結損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	

現行

- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でない認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

連結損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	

改正後		現行	
特 別 利 益		(又 は 経 常 損 失)	
特 別 損 失		特 別 利 益	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		特 別 損 失	
(又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失)		税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	
税 引 前 当 期 純 利 益		(又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失)	
(又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)		法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		法 人 税 等 調 整 額	
法 人 税 等 調 整 額		少 数 株 主 利 益	
少 数 株 主 利 益		(又 は 少 数 株 主 損 失)	
(又 は 少 数 株 主 損 失)		当 期 純 利 益	
当 期 純 利 益		(又 は 当 期 純 損 失)	
(又 は 当 期 純 損 失)			
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
<p>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないとき認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。</p>		<p>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないとき認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。</p>	

別紙様式第 14 号（事業報告（銀行持株会社用））パブリックコメント用

改正後	現行																									
<p>(参考)別紙様式第 14 号(第 34 条の 28 第 1 項関係)</p> <div style="text-align: center;"> <p>第 期 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 事業報告</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載すること。 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> 子会社 銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社をいう。 子会社等 銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等をいう。 子法人等 銀行法施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等をいう。 関連法人等 銀行法施行令第 4 条の 2 第 3 項に規定する関連法人等をいう。 銀行持株会社が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 55 号に規定する連結財務諸表の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当社の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所の状況」及び「(5)設備投資の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当社の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当社に関する事項をも記載すること。 公開会社でない銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当社の現況に関する事項」「2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項」「4 当社の株式に関する事項」「5 当社の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書(銀行法施行規則別紙様式第 12 号。以下同じ。)に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。 <p>1 当社の現況に関する事項</p> <p>(1) 事業の経過及び成果等</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 銀行持株会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果(子会社等に係るものを含む)を記載すること。 銀行持株会社が対処すべき課題を記載すること。 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。 	<p>(参考)別紙様式第 14 号(第 34 条の 28 第 1 項関係)</p> <div style="text-align: center;"> <p>第 期 $\left(\begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 営業報告書</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載すること。 銀行持株会社が商法施行規則第 2 条第 1 項第 17 号に規定する連結計算書類作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 営業の概況」、「2 当社の現況」中「(3)従業員の状況」及び「(4)事務所の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行持株会社及び銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 営業の概況」中「(2)営業成績の推移」については、当該銀行持株会社に関する事項をも記載すること。 <p>1 営業の概況</p> <p>(1) 営業の経過及び成果等</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 銀行持株会社の主要な事業内容、その営業年度における営業の経過及び成果(銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等に係るものを含む)を記載すること。 銀行持株会社が対処すべき課題を記載すること。 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の営業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、企業集団を巡るその営業年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。 <p>(2) 営業成績の推移</p> <p>[銀行持株会社の状況について記載する場合]</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 収 益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 取 配 当 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀行業を営む子会社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の子会社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	年度	年度	年度	営 業 収 益					受 取 配 当 額					銀行業を営む子会社					その他の子会社				
	年度	年度	年度	年度																						
営 業 収 益																										
受 取 配 当 額																										
銀行業を営む子会社																										
その他の子会社																										

改正後

年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
営業収益				
受取配当額				
銀行業を営む子会社				
その他の子会社				
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)	円銭	円銭	円銭	円銭
総資産				
銀行業を営む子会社株式等				
その他の子会社株式等				

(記載上の注意)

- 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

(記載上の注意)

現行

当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)	円銭	円銭	円銭	円銭
総資産				
銀行業を営む子会社株式等				
その他の子会社株式等				

(記載上の注意)

- 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 連結業績の推移

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
連結経常収益				
連結経常利益				
連結当期純利益				
連結純資産額				
連結総資産				

(記載上の注意)

- 表題を「(2) 企業集団及び当社の営業成績の推移」とすること。
- 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

ロ 単体業績の推移

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
営業収益				
受取配当額				
銀行業を営む子会社				
その他の子会社				
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)	円銭	円銭	円銭	円銭
総資産				
銀行業を営む子会社株式等				
その他の子会社株式等				

改正後

- 1 表題を「(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4 連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度における過年度事項（当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

□ 当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	年度	年度	年度	年度
営業収益				
受取配当額				
銀行業を営む子会社				
その他の子会社				
当期純利益 （又は当期純損失）	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益 （又は1株当たりの当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総資産				
銀行業を営む子会社株式等				
その他の子会社株式等				

（記載上の注意）

- 1 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 2 必要がある場合は、4 事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(3) 使用人の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	人	人
平均年齢	年 月	年 月
平均勤続年数	年 月	年 月
平均給与月額	千円	千円

現行

（記載上の注意）

- 1 必要がある場合は、4 営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 2 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当社の状況に関する重要な事実

（記載上の注意）

企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「(3) 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

2 当社の現況

(1) 資本金の推移

（単位：百万円）

	当 年 度 末	前 年 度 末
資 本 金		

（記載上の注意）

増資又は減資があつた場合は、その概要を欄外に注記すること。

(2) 株式の状況

- イ 株式数 発行する株式の総数 千株
発行済株式の総数 千株
- ロ 当年度末株主数 名
- ハ 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%	千株	%

（記載上の注意）

持株数の多い順序に従い 10 名を記載すること。

ニ 自己株式の取得、処分及び保有

（記載上の注意）

次の事項を記載すること。

- 1 営業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 2 営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式（商法第 204 条ノ 3 第 1 項（同法第 204

改正後

(記載上の注意)

使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	・・・事業	銀 行 業	・・・事業
使 用 人 数	人	人	人	人

(記載上の注意)

- 表題を「(3) 企業集団の使用人の状況」とすること。
- 適宜欄を設け、当社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 事務所の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ・・・事業

(記載上の注意)

- 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所の状況」とすること。
- 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目(口、八、二等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

(5) 設備投資の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。

現行

条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号

- 営業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同法第211条ノ3第1項第1号の子会社から買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 営業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 営業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

(3) 従業員の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	従 業 員 数	人	従 業 員 数	人
平 均 年 齢	年 月	平 均 年 齢	年 月	
平 均 勤 続 年 数	年 月	平 均 勤 続 年 数	年 月	
平 均 給 与 月 額	千円	平 均 給 与 月 額	千円	

(記載上の注意)

従業員は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	・・・事業	銀 行 業	・・・事業
従 業 員 数	人	人	人	人

(記載上の注意)

- 表題を「(3) 企業集団の従業員の状況」とすること。
- 適宜欄を設け、銀行持株会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業員数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。
- 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 事務所の状況

〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕

事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日

改正後																																						
<input type="checkbox"/> 重要な設備の新設等 <div style="text-align: right;">(単位 百万円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 (記載上の注意) 1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。 3 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。 4 事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。</p> <p>(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 イ 親会社の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>親会社が有する当行の議決権比率</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 子会社等の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>当行が有する子会社等の議決権比率</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1 親会社及び銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等のうち、重要なものについ</p>							内 容	金 額			会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他					百万円	%		会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他					百万円	%	
内 容	金 額																																					
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他																																
				百万円	%																																	
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他																																
				百万円	%																																	

現行																																																		
<p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ・・・事業 (記載上の注意) 1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所の状況」とすること。 2 適宜項目(イ、ロ、ハ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名とその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。</p> <p>(5) 重要な子会社等 イ 概況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>主要業務内容</th> <th>設立年月日</th> <th>資本金</th> <th>当社議決権比率</th> <th>当社への配当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1 子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。以下同じ。)のうち、重要なものについて記載すること。 2 当営業年度中に重要な子会社となった会社についてはその旨注記すること。 <input type="checkbox"/> 企業結合の状況</p> <div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連 結 経 常 収 益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 結 経 常 利 益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 結 当 期 純 利 益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 結 純 資 産 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 結 総 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1 銀行持株会社及びその子会社について連結して作成した財務諸表に基づき記載すること。 2 その他重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。 3 重要な業務提携の概況を付記すること。 4 「1 営業の概況」中「(2)営業成績の推移」を企業集団の状況について記載する場合で、本表と同一内容の記載となるときは、その旨を記載することにより本表の記載を省略できる</p>							会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額					百万円	%			年度	年度	年度	年度	連 結 経 常 収 益					連 結 経 常 利 益					連 結 当 期 純 利 益					連 結 純 資 産 額					連 結 総 資 産				
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額																																												
				百万円	%																																													
	年度	年度	年度	年度																																														
連 結 経 常 収 益																																																		
連 結 経 常 利 益																																																		
連 結 当 期 純 利 益																																																		
連 結 純 資 産 額																																																		
連 結 総 資 産																																																		

改正後																							
<p>て記載すること。</p> <p>2 重要な業務提携の概況を付記すること。</p>																							
<p>(7) 主要な借入先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">借入先</th> <th rowspan="2">借入金残高 百万円</th> <th colspan="2">当社への出資状況</th> </tr> <tr> <th>持株数 千株</th> <th>議決権比率 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				借入先	借入金残高 百万円	当社への出資状況		持株数 千株	議決権比率 %														
借入先	借入金残高 百万円	当社への出資状況																					
		持株数 千株	議決権比率 %																				
<p>(8) 事業譲渡等の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業譲渡等の日付</th> <th>事業譲渡等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況																		
事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況																						
<p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げる事項について記載すること。</p> <p>1 重要な事業譲渡</p> <p>2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの</p> <p>3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの</p> <p>4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該銀行持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの</p>																							
<p>(9) その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項を記載すること。</p> <p>2 当社の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。</p>																							
<p>2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項</p> <p>(1) 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>地位及び担当</th> <th>重要な兼職</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																				
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した会社役員、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載</p>																							

現行																		
<p>ものとする。</p>																		
<p>(6) 主要な借入先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">借入先</th> <th rowspan="2">借入金残高 百万円</th> <th colspan="2">当社への出資状況</th> </tr> <tr> <th>持株数 千株</th> <th>議決権比率 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				借入先	借入金残高 百万円	当社への出資状況		持株数 千株	議決権比率 %									
借入先	借入金残高 百万円	当社への出資状況																
		持株数 千株	議決権比率 %															
<p>3 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）</p> <p style="text-align: right;">(年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地位</th> <th>氏名</th> <th>担当又は主な職業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				地位	氏名	担当又は主な職業												
地位	氏名	担当又は主な職業																
<p>(記載上の注意)</p> <p>当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。</p>																		
<p>4 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益</th> <th>定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取締役			監査役			計					
区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																
取締役																		
監査役																		
計																		
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表は、商法第 266 条第 12 項（同条第 18 項の規定を読み替えて適用するこの規定を同法第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをした銀行持株会社が記載する。</p> <p>2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。</p> <p>3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）</p> <p>4 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。</p> <p>5 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。</p>																		

改正後

- し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区分	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役		
会計参与		
監査役		
執行役		
計		

（記載上の注意）

- 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあっては、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員の報酬等の総額を記載すること。
- 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 「報酬等」には、会社役員（社外役員を除く。）が当該銀行持株会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）
- 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。
- 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

現行

5 新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	（円）

〔営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名又は名称、 （ ）は割当てを受けた新株予約権の数	（ ） （ ） （ ）
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	（円）
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

（記載上の注意）

- 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新株予約権をいうものとし、株主総会又は取締役会における発行決議ごとに記載すること。
 - 「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
 - 商法施行規則第103条第2項第3号に規定する新株予約権については、「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載すること。
 - 商法施行規則第103条第2項第4号に規定する新株予約権については、「現に発行している新株予約権」の表を準用し、同表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」とあるのは「付与した者の総数」（単位については「名」）に改めて記載すること。
- 6 監査委員会の職務遂行のために必要な事項
（記載上の注意）
委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第104条第1号に規定する取締役会の決議の概要を記載すること。
- 7 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針
（記載上の注意）

改正後

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況

(記載上の注意)

- 社外役員が他の会社（外国会社を含む。以下同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者（他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3 において同じ。）又は使用人であるときは、その事実、及び銀行持株会社と当該他の会社との関係（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 社外役員が銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係者（銀行法第 13 条の 2 に規定する特定関係者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行なうべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実を記載すること。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

- 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。
- 当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）

現行

委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第 104 条第 2 号に規定する方針を記載すること。

8 会計監査人に対する報酬等

(単位：百万円)

当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	
うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	
うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	

(記載上の注意)

- 本表は、商法施行規則第 2 条第 1 項第 16 号に規定する連結特例規定適用会社である銀行持株会社が記載すること。
- 非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。

9 その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

改正後

現行

- 2 銀行持株会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行)が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行つた行為及び当該事実の発生後の対応として行つた行為の概要

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の有無とその内容の概要

(記載上の注意)

社外役員と銀行持株会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	銀行持株会社から受けている報酬等	銀行持株会社の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計		

(記載上の注意)

- 銀行持株会社が、社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 銀行持株会社の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行持株会社から受けている報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 「銀行持株会社から受けている報酬等」には、社外役員が当該銀行持株会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 「銀行持株会社の親会社等から受けている報酬等」については、銀行持株会社の親会社又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること。

改正後

現行

(5) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)

「3. 社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4 当社の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行する株式の総数 千株
 発行済株式の総数 千株
- (2) 当年度末株主数 名
- (3) 大株主

株主の氏名又は 名称	当社への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %

(記載上の注意)

- 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。
- 種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する会社をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- その他株式に関する重要な事項を記載すること。

5 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において会社の会社役員が有している当社の新株予約権等

取締役及び執行役	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数

改正後			現行
(社外役員を除く。)			
社外取締役			
会計参与及び監査役			
(記載上の注意)			
新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。			
(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等			
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数	
使用人			
子会社及び子法人等の役員及び使用人			
(記載上の注意)			
1 使用人とは、当該銀行持株会社の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。			
2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該銀行持株会社の役員又は使用人を兼ねている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。			
3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。			
6 会計監査人に関する事項			
(1) 会計監査人の状況			
(単位 百万円)			
氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他	
(記載上の注意)			
1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行持株会社の監査の職務を行った指定社員(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。			
2 以下の事項を「その他」に記載すること。			
— 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。)の内容			
— 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分			

改正後

現行

に係る事項(銀行持株会社が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。)

- 会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 3 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。
 - 会社法第 340 条第 3 項の理由があるときは、その理由
 - 会社法第 345 条第 5 項において準用する同条第 1 項の意見があったときは、その意見の内容
 - 会社法第 345 条第 5 項において準用する同条第 2 項の理由があるときは、その理由
- 4 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行持株会社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と銀行持株会社との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- ロ 会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
- ハ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

改正後	現行						
<p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、<u>会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。</u></p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) 以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載すること。 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制<u>その他会社法施行規則第98条及び第100条に規定する体制</u> 2 会社法施行規則第112条第1項に規定する体制 3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制<u>その他会社法施行規則第112条第2項に規定する体制</u></p> <p>9 会計参与に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="197 727 857 895"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 727 405 762">氏名又は名称</th> <th data-bbox="405 727 857 762">責任限定契約の有無とその内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 762 405 831"></td> <td data-bbox="405 762 857 831"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 831 405 895"></td> <td data-bbox="405 831 857 895"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>10 その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要					
氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要						

別紙様式第15号（附属明細書（銀行持株会社用））パブリックコメント用

改正後							
(参考)別紙様式第15号(第34条の28第2項関係)							
第 期		(年 月 日から 年 月 日まで)		附属明細書			
年 月 日作成							住所
年 月 日備付							会社名
							代表取締役 氏名印
(記載上の注意)							
1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。							
2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。							
3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。							
1 計算書類に関する事項							
(1)有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)							
資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産							%
建物							
土地							
建設仮勘定							
その他の有形固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
ソフトウェア							
のれん							
保証金権利金							
その他の無形固定資産							
無形固定資産計							
(記載上の注意)							
1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。							
2 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」							

現行							
(参考)別紙様式第15号(第34条の28第2項関係)							
第 期		(年 月 日から 年 月 日まで)		附属明細書			
年 月 日作成							住所
年 月 日備付							会社名
							代表取締役 氏名印
(記載上の注意)							
1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。							
2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。							
3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。							
1 資本金、資本剰余金及び利益剰余金 (単位：百万円)							
区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高				
(発行済株式)	(千株)	(千株)	(千株)				
資 本 金							
新 株 式 払 込 金							
資 本 剰 余 金							
資 本 準 備 金							
そ の 他 資 本 剰 余 金							
利 益 剰 余 金							
利 益 準 備 金							
任 意 積 立 金							
2 固定資産 (単位：百万円)							
種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有 形 固 定 資 産							%
無 形 固 定 資 産							
長 期 前 払 費 用							
計							
(記載上の注意)							
1 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」							

改正後						
の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。						
(2) 社債及び借入金 (単位：百万円)						
区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高			
合 計						
(記載上の注意)						
1 社債については、短期社債、1年以内償還予定社債、社債、新株予約権付社債の別に記載すること。						
2 借入金については、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、短期借入金の別に記載すること。						
(3) 保証債務						
被 保 証 者	保 証 金 額		被保証債務の内容			
	外 貨 額	邦 貨 額				
	百万円					
合 計						
(4) 引当金 (単位：百万円)						
区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		当 期 末 残 高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
計						
(記載上の注意)						
計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。						
(5) 営業経費 (単位：百万円)						
区 分	金 額					
給 料 ・ 手 当						
退 職 給 付 費 用						
福 利 厚 生 費						
減 価 償 却 費						
無 形 固 定 資 産 償 却						
土 地 建 物 機 械 賃 借 料						
営 繕 費						
消 耗 品 費						

現行						
高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。						
2 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。						
3 資産につき設定している担保権 (単位：百万円)						
担 保 に 供 し て い る 資 産			担 保 権 に よ っ て 担 保 さ れ て い る 債 務			
種 類	期 末 残 高	担 保 権 の 種 類	内 容	期 末 残 高		
合 計						
4 社債及び借入金 (単位：百万円)						
区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高			
合 計						
(記載上の注意)						
1 社債については、短期社債、社債、新株予約権付社債の別に記載すること。						
2 借入金については、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、短期借入金の別に記載すること。						
5 保証債務						
被 保 証 者	保 証 金 額		被保証債務の内容			
	外 貨 額	邦 貨 額				
	百万円					
合 計						
6 リース資産						
資 産 の 種 類		資 産 の 内 容				
(記載上の注意)						
重要でないものについては一括記載することができる。						
7 引当金 (単位：百万円)						
区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		当 期 末 残 高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		

改正後	
給 水 光 熱 費	
旅 費	
通 信 費	
広 告 宣 伝 費	
諸会費・寄付金・交際費	
租 税 公 課	
そ の 他	
計	

(記載上の注意)

監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(6) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

区 分	氏 名	兼務会社名	役 職	摘 要

(記載上の注意)

- 本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。
- 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- 監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。
- 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2) 当社と会社役員(又は支配株主)との利益が相反する取引 (単位:百万円)

役名	氏名	職業	貸出金 残高	当期増減 ()高	債務の保証 又は裏書	当期増減 ()高

現行						
計						

(記載上の注意)

計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

8 子会社等が有する当社の株式数

会 社 名	保 有 する 当 社 の 株 式 数
	株
計	

(記載上の注意)

銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行持株会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。

9 子会社等に対する出資 (単位:百万円)

会 社 名	当 期 首 残 高			当 期 末 残 高			当期増減() 高()は 議決権数
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額	
							()
							()
							()
計							()

(記載上の注意)

- 銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行持株会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。
- 当期増減高は、取得原価について記載すること。
- 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。
- 銀行持株会社が商法施行規則第2号第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、銀行法第2条第8項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。

10 取締役、監査役及び支配株主(委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び支配株主)との間の取引 (単位:百万円)

役名	氏名又は会 社名	職業又は業 種	貸出金	当期増減 ()高	債務の保証 又は裏書	当期増減 ()高

改正後

(記載上の注意)

- 1 第三者との取引であって、当社と会社役員又は支配株主との利益が相反する重要な取引について記載すること。当社と会社役員との利益が相反するものについては、当該会社役員の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。
- 2 支配株主とは、当社の総株主の議決権の過半数を有する株主をいう。ただし、この場合の議決権には、役員の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。
- 3 貸出金については、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

(3) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

現行

(記載上の注意)

- 1 取締役、執行役、監査役又は支配株主との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当社と取締役、執行役、監査役又は支配株主との利益が相反するものについて記載すること。
- 2 取締役、執行役、監査役又は支配株主が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で当社と取締役、執行役、監査役又は支配株主との利益が相反するものについては、当該取締役、執行役、監査役又は支配株主の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。

11 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位：百万円)

区 分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役		
監 査 役		
計		

(記載上の注意)

- 1 商法施行規則第 103 条第 1 項第 10 号又は第 104 条第 3 号により、本表を営業報告書に記載した場合には作成を要しない。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）
- 4 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役）とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

12 担保として取得している自己株式及び親会社の株式 (単位：株)

区 分	株 式	数	理 由

13 支配株主に対する金銭債権 (単位：百万円)

支 配 株 主 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 () 高

改正後

現行

計

14 支配株主に対する金銭債務

(単位：百万円)

支配株主名	当期首残高	当期末残高	当期増減()高
計			

15 子会社に対する金銭債権

(単位：百万円)

子会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減()高
計			

(記載上の注意)

- 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
- 銀行持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表の記載を省略できるものとする。

16 子会社に対する金銭債務

(単位：百万円)

子会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減()高
計			

(記載上の注意)

- 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
- 銀行持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表の記載を省略できるものとする。

17 子会社との取引

(単位：百万円)

子会社名	収益総額	費用総額	摘要
計			

(記載上の注意)

- 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものに

改正後

現行

ついては一括記載することができる。

- 2 銀行持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、本表の記載を省略できるものとする。

18 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の兼務

区 分	氏 名	兼 務 会 社 名	役 職	摘 要
取 締 役				
監 査 役				

（記載上の注意）

- 1 取締役又は執行役については、銀行法第52条の19第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 2 監査役については、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況（重要でないものを除く。）を記載すること。
- 3 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。

19 営業経費

（単位：百万円）

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	
退 職 給 付 費 用	
福 利 厚 生 費	
減 価 償 却 費	
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	
営 繕 費	
消 耗 品 費	
給 水 光 熱 費	
旅 費	
通 信 費	
広 告 宣 伝 費	
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	
租 税 公 課	
そ の 他	
計	

（記載上の注意）

- 監査役（委員会等設置会社にあつては、監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

改正後	現行
	<p data-bbox="1153 244 1395 268"><u>20 会計方針の変更理由</u></p> <p data-bbox="1176 276 1350 300"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="1193 308 2105 363"><u>貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。</u></p> <p data-bbox="1153 403 1267 427"><u>21 その他</u></p> <p data-bbox="1176 435 1350 459"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="1216 467 1760 491"><u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p>